

綾部市都市計画マスタープラン（原案）

平成 2 5 年 9 月 3 日 現在

綾 部 市

目 次

序章 都市計画マスタープラン策定の主旨	序 1
序－1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ	序 1
（１）都市計画マスタープラン策定の背景と目的	序 1
（２）都市計画マスタープランの役割	序 1
（３）都市計画マスタープランの位置づけ	序 2
序－2 計画の区域・期間と構成	序 3
（１）計画の対象区域と計画期間	序 3
（２）計画策定の流れと構成	序 3
第 1 章 現況	1
1－1 社会情勢と関連計画等の整理	1
（１）社会情勢	1
（２）上位・関連計画	3
1－2 綾部市の現況	6
（１）人口動向	6
（２）産業動向	1 5
（３）土地利用状況	2 2
（４）都市施設	2 6
（５）交通	3 1
第 2 章 市民アンケート調査結果	3 7
2－1 調査の概要	3 7
2－2 調査の結果	3 8
第 3 章 都市整備上の課題	4 8
第 4 章 将来目標の設定	5 1
4－1 将来都市像の設定	5 1
4－2 都市づくりの基本目標	5 3
4－3 将来目標フレームの設定	5 5
4－4 将来の都市構造	5 9

第5章 全体構想	6 3
5-1 土地利用の方針	6 3
5-2 都市施設整備の方針	6 7
（1）道路・交通施設	6 7
（2）公園・緑地	7 1
（3）上下水道・河川	7 3
（4）その他の都市施設	7 6
5-3 市街地整備・住環境整備の方針	7 7
（1）市街地整備	7 7
（2）住環境整備	7 7
5-4 自然環境の整備又は保全の方針	8 0
5-5 景観形成の方針	8 2
5-6 都市防災の方針	8 5
第6章 地域別構想	8 8
6-1 地域区分の設定	8 8
6-2 中南部地域（綾部地区、中筋地区）	9 1
6-3 西部地域（豊里地区、物部地区、志賀郷地区）	1 0 0
6-4 中北部地域（吉美地区、西八田地区、東八田地区）	1 0 8
6-5 東部地域（山家地区、口上林地区、中上林地区、奥上林地区）	1 1 8
第7章 実現化の方策	1 2 6
7-1 実現に向けての基本的な考え方	1 2 6
7-2 地域特性に応じた計画的な土地利用の規制・誘導方策	1 2 8
7-3 安全で快適な都市基盤・生活基盤の整備・充実に向けた取組	1 3 1
7-4 市民等との協働によるまちづくり方策の推進	1 3 4
【資料編】	1 3 5
資料1 計画策定に関する資料	1 3 6
資料2 区域区分の要否の考察	1 4 0
資料3 用語の説明	1 5 4

序章 都市計画マスタープラン策定の主旨

序 1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

(1) 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称です。

住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域ごとの整備、開発又は保全の課題と方針をよりきめ細かく定めることのできるものです。

2) 策定の背景と目的

背景1：少子高齢化や人口減少の進行、過疎化の進行と地域活力の低下、経済・雇用環境の変化、情報化の進展、環境問題の顕在化、地方分権社会の推進や厳しい地方財政状況など社会情勢が変化している。

背景2：本市は、第5次綾部市総合計画を平成23年3月に策定した。

背景3：都市計画法第18条の2に市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の策定が定められている。

これらの背景の中、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像、整備方針、諸施策の計画などを、きめ細かく総合的に、市民の意見を反映させながら定めることが重要であり、第5次綾部市総合計画で定める将来都市像「住んでよかった・・・ゆったりやすらぎの田園都市・綾部」実現のため、時代背景や社会情勢の変化に対応し、将来的にも持続可能な都市づくりの基本的な方針を示すことを目的とします。

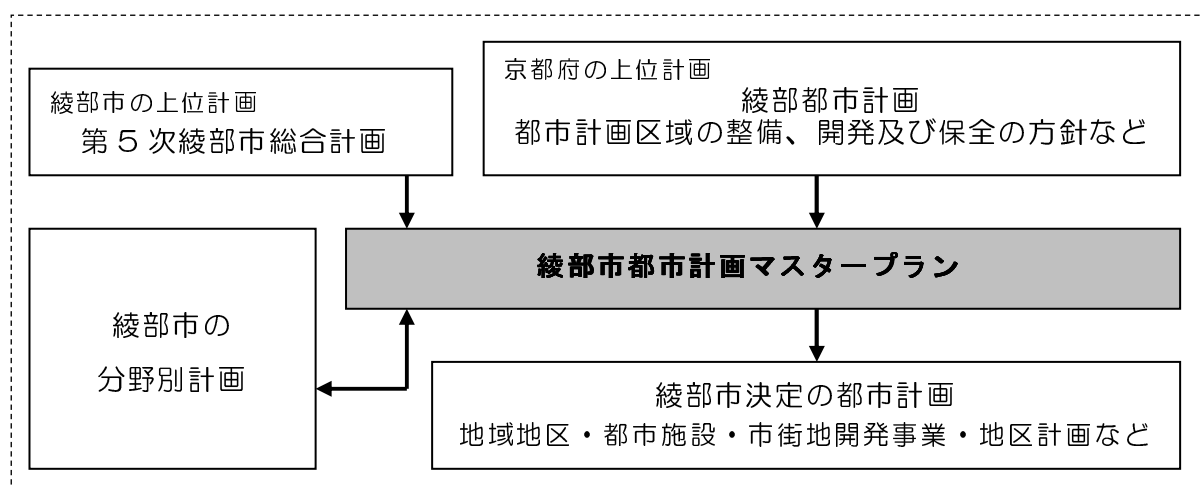
(2) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの主な役割は次のとおりです。

- 1 実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- 2 将来のまちづくりや都市計画に対し、市民の理解を深める。
- 3 各都市計画間の相互の調整を図る。
- 4 土地利用の規制・誘導や都市施設など、都市計画に関する施策や事業の決定、変更の指針となる。

（３）都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第１８条の２に基づき、「第５次綾部市総合計画」及び京都府が策定する「綾部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画に関する基本的な方針を定めます。また、各分野別計画と連携を図ります。



図－１ 綾部市都市計画マスタープランの位置づけ

● 都市計画マスタープランの位置づけ【都市計画法第１８条の２】

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

法１８条の２ 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

２ 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

３ 市町村は、基本方針を定めたときは、遅延なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

４ 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

計画の区域・期間と構成

(1) 計画の対象区域と計画期間

1) 対象区域

本市域には、都市計画区域の内・外がありますが、全市域を一体的、計画的にまちづくりを進めていくため、計画の対象区域は全市域とします。

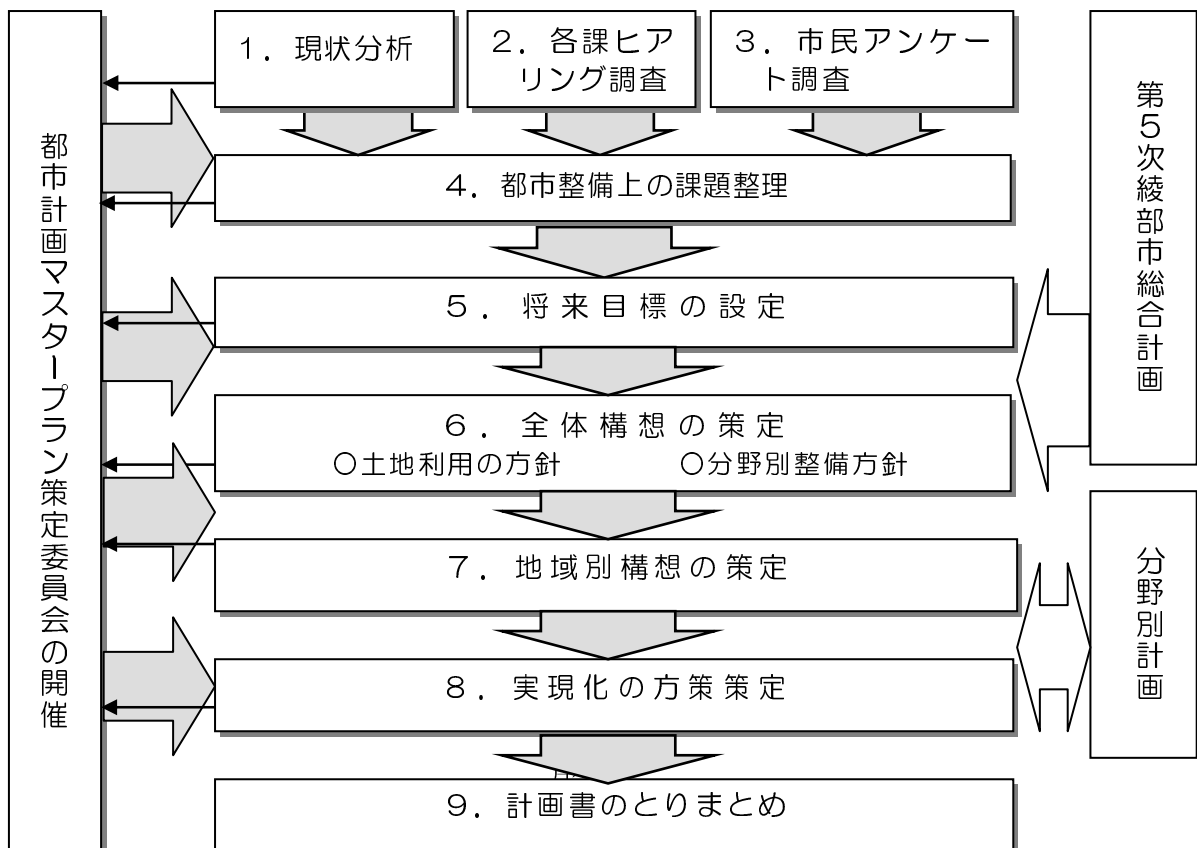
2) 計画期間

計画の期間は、長期目標として概ね 20 年後の平成 44 年度を展望しつつ、概ね 10 年後の平成 34 年度までを計画期間とします。

表一 1 行政区域等面積

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域		34,711	100.0
都市計画区域		19,543	56.3
	市街化区域	740	2.1
	市街化調整区域	18,803	54.2
都市計画区域外		15,168	43.7

(2) 計画策定の流れと構成



第 1 章 現況

1-1 社会情勢と関連計画等の整理

(1) 社会情勢

1) 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22（2010）年の1億2,718万人の人口は、平成32（2020）年1億2,274万人、そして、平成62（2050）年には1億人台を下回る9,515万人まで減少するとされています。

また、少子化傾向が続く一方、高齢化も進行し、やがて3人に1人が65歳以上という極端な少子高齢社会を迎え、社会保障関係に限らず、経済の低迷やコミュニティの弱体化に伴う地域社会全体の活力の減退など、幅広い分野に影響を及ぼすことが懸念されます。

2) 過疎化の進行と地域活力の低下

全国的に人口減少と少子高齢化が急速に進行する中、中山間地域や農村集落は更に深刻な状況にあります。若者流出・超高齢化、農林地の荒廃、コミュニティの衰退など、過疎化や地域活力の低下に歯止めがかからず、廃村の危機が懸念されている所もあります。

一方、田舎暮らしやスローライフなどのへの志向の高まりを受けて、都市から農村への移住や交流定住といった形の動きも見られます。

3) 経済・雇用環境の変化

人口減少社会を迎え、経済の高度成長や拡大が期待できない中、グローバル化や産業構造の転換に加え、世界経済危機を背景とした景気の低迷など、地域経済や雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

一方、終身雇用制度や年功序列の賃金体系が崩れ、パートや派遣社員、フリーターが増加するなど雇用・就労環境が大きく変化しています。

さらに、人口減少による地域経済活動の縮小への打開策の一つとして、交流人口の拡大や特徴ある産業振興への取組が進むに伴い、都市間競争による地域間格差が顕在化する状況が見られます。

4) 情報化の進展

インターネットなどの情報通信技術の飛躍的な進歩とパソコンや携帯電話などの情報通信機器の急速な普及により、事業活動や働き方、消費行動や日常生活など、ライフスタイルや社会経済システム全体が大きく変化しています。

地域の情報化は、市民生活、事業活動、教育など様々な分野における課題解決に新たな可能性を持っています。また、都市と地方の時間的距離を短縮し、過疎集落などでの定住人口の増加にもつながる有効な解決策となり得るものと期待されています。

5) 環境問題の顕在化

生態系の変化、記録的猛暑、頻発する集中豪雨などの異常気象など、世界各地で起こっている地球温暖化が原因と思われる環境問題のほか、身近で起こる生活環境の悪化や廃棄物問題がクローズアップされています。

地球市民の一員として大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済行動から脱却し、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの削減やごみ減量化などの積極的な取組が求められています。

また、持続的な社会の実現には、自然エネルギーの活用や地産地消を基本とする食料自給率の向上などが課題となってきました。

(2) 上位・関連計画

1) 第5次綾部市総合計画（平成23年3月）

区 分	概 要	
①将来都市像	『住んでよかった・・・ゆったりやすらぎの 田園都市・綾部』	
②都市像実現のための基本的な視点	(1) 存在感のあるまちづくり	「綾部らしさ」「綾部のよさ」が感じられる独自の施策の展開とブランドを築きながら、存在感のあるまちづくりに努め、「住んでよかった」「住み続けたい」「住んでみたい」というまちの実現を目指します。
	(2) 自主・自立のまちづくり	まちづくりや行政サービスのあり方・進め方について創意工夫を重ね、市民本位の施策を地域の実情に応じて展開します。また、「現地・現場を大切にすること」「問題解決・政策形成能力を高める」などの職員の基本姿勢を徹底し、市民との信頼関係を形成しながら自主・自立のまちづくりを推進します。
	(3) 計画的・効果的な行政運営	行政評価による業務の見直しや効率化などの行政改革に取り組みながら、持続可能な健全財政の維持に努めるとともに、事業の必要性や優先度の検証、選択と重点化等による計画的・効果的な行政運営を図ります。
③基本的な枠組		
○人 口	推計値：平成32年 $\longrightarrow$ 33,000人程度	
○土地利用の基本方向	(1) 市街地地域	市街化が進展し機能的な都市環境が形成されるべき地域で、住居機能や商工業等の業務機能、公共機能などが集中して誘導、整備され、文化、経済等の中心となる地域。
	(2) 里山・田園地域	田園都市を構成する重要な地域として、里山や田園、水辺、緑地など、農林業を通じそこに暮らす人々とのかかわりが深い自然を有する地域。
	(3) 自然環境地域	美しく清らかな自然環境に恵まれた森林、原野、河川等の区域で貴重な自然が残り、その保全が最優先されるべき地域。

区 分	概 要	
④実現のための 5つの課題	(1) 少子高齢化への対応	●子育て世代の若者が定着できる条件整備 ●子育てと仕事のバランスが保ちやすい環境づくりやニーズにあった子育て支援策の推進 ●保健・医療・福祉サービス等の確保 ●高齢者が様々な場面で活躍していくことができる環境づくり
	(2) 産業振興による雇用確保	●新製品開発や技術開発、人材育成、経営の安定化などに対する支援 ●企業誘致の促進 ●特産品・ブランド商品の開発、地産地消や六次産業化、農商工連携、商店街の活性化などの支援による商工業・農林業等の振興 ●広域観光の取組、農村都市交流、グリーンツーリズムの取組等による観光の振興 ●福祉・介護など、多様な分野における雇用の確保 ●市内産業の振興に寄与できる人材の育成 ●就労支援の推進
	(3) 次代を担う人材の育成	●家庭、地域、学校、行政等の連携による教育や支援など次代を担う人材の育成環境づくり ●若者の社会的自立を地域社会全体で支え、まちの活性化に結び付けていく環境づくり
	(4) 農村集落の活性化と街なかの再生	●地域資源を活用した仕事づくりや生きがいづくり、農村都市交流や定住等の取組の推進 ●商業関係者の主体的なにぎわいづくりや個性豊かな空間づくり等の取組の支援 ●市街地の活性化や居住環境の整備等による街なかへの居住促進
	(5) 市民生活における安全・安心の確保	●消防・防災体制や防犯・消費生活相談体制、交通安全対策などの充実 ●廃棄物の適正処理と排出抑制の取組の推進 ●市民自らが生活のあり方を見直す取組や環境保全、温室効果ガスの削減に向けた活動等の推進 ●綾部市立病院を核とした地域医療体制の充実と地域福祉の向上

区 分	概 要	
⑤実現に向けた 6つの施策大 綱	(1)市民が輝き共 に築くまちづ くり	①人権尊重社会の実現 ②市民活動の促進 ③男女共同参画社会の実現 ④平和の発信と交流
	(2)心豊かな人と 文化を育むま ちづくり	①幼児教育の充実 ②学校教育の充実 ③社会教育の充実 ④青少年健全育成の推進 ⑤文化・芸術の振興 ⑥スポーツの振興
	(3)支えあい安心 して暮らせる まちづくり	①子育て環境の充実 ②高齢者福祉の推進 ③障害者福祉の推進 ④地域福祉社会の実現 ⑤保健の推進 ⑥医療体制の充実 ⑦社会保障の適正運営
	(4)豊かさとし ぎわいを生み出 すまちづくり	①農林業・内水面漁業の振興 ②農村の活性化 ③商業の振興 ④工業の振興 ⑤観光交流の推進 ⑥地元雇用の確保
	(5)自然豊かで安 全なまちづく り	①環境の保全と創造 ②廃棄物対策の推進 ③上水道の安定供給 ④下水道の整備促進 ⑤防災対策の推進 ⑥消防・救急体制の充実 ⑦生活の安全性の向上
	(6)快適で誰もが 住みよいまち づくり	①土地利用と市街地の形成 ②住環境の整備 ③道路の整備 ④公共交通の充実 ⑤公園・緑地空間の充実 ⑥斎場・墓地の適正管理 ⑦地域情報化の推進

(1) 人口動向

1) 人口・世帯数

①人口・世帯数の概況

「人口は平成22年で約3万6千人となり、昭和25年以降減少が続いています。

世帯数は約1万4千世帯で、平成22年は減少しました。」

人口は平成22年に35,836人となり、昭和25年の54,055人をピークに減少が続いています。

世帯数は、平成17年まで増加していましたが、平成22年は14,006世帯となり、減少しました。

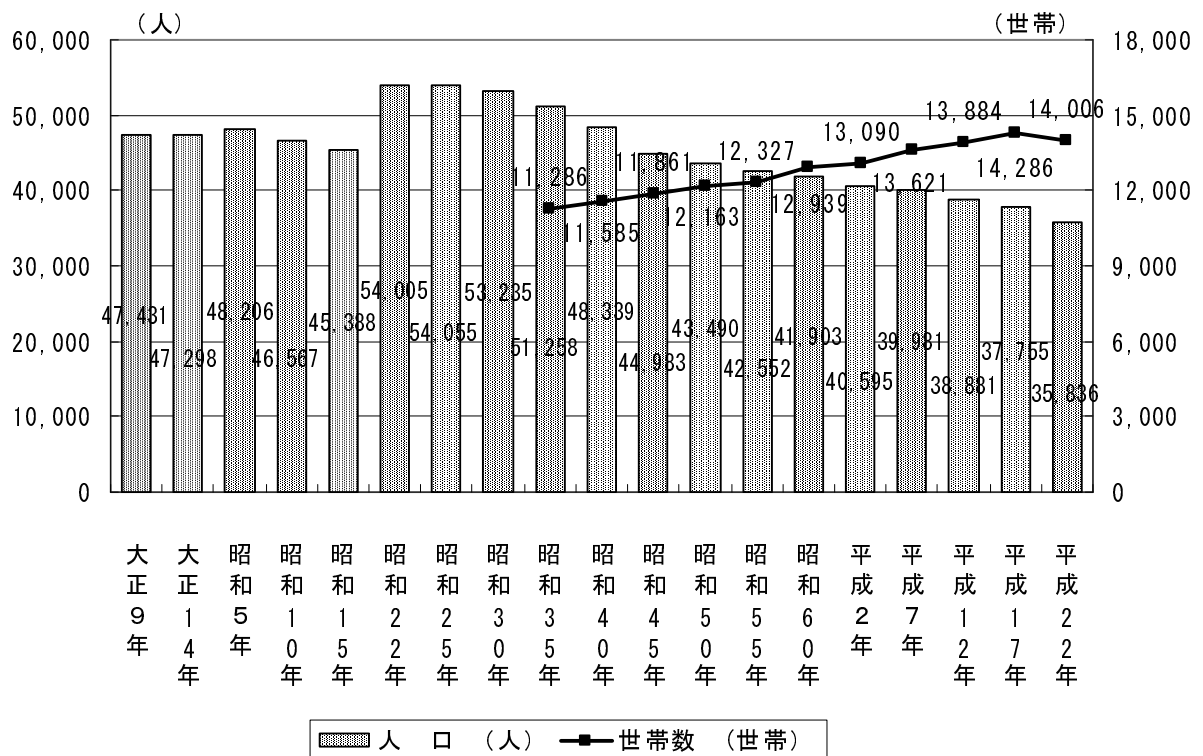


図1-1 本市の人口、世帯数の推移
(資料：国勢調査、昭和30年以前は総務庁推計値)

②人口・世帯数の隣接市町との比較

≪人口規模は、福知山市、舞鶴市のおおむね1／2程度で、宮津市の約1．8倍です。≫

隣接する福知山市は約8万人、舞鶴市は約8万9千人で、本市の人口規模はこの2市のおおむね1／2で、宮津市の約1．8倍の人口規模です。

≪人口推移は昭和60年～平成22年において、福知山市、舞鶴市に比べて減少率が4～10％高くなっています。≫

福知山市等の近隣市町でも人口は減少しています。人口減少率は昭和60年を100％とすると平成22年は85．5％に減少し、福知山市の95．9％、舞鶴市の89．8％に比べて、本市の人口減少率は4～10％高くなっています。一方、宮津市、京丹波町は本市より高い人口減少率となっています。なお、京都府の人口は、平成17年以降減少に転じています。

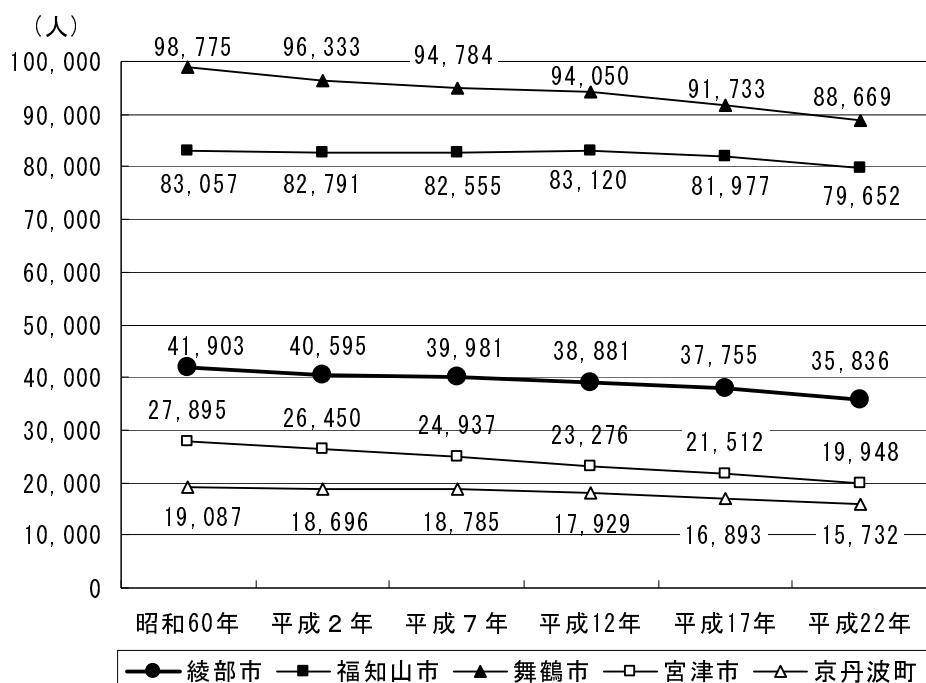


図1-2 本市と周辺都市の人口推移 (資料: 国勢調査)

表1-1 本市と周辺都市の人口推移

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
綾部市	人口(人)	41,903	40,595	39,981	38,881	37,755	35,836
	指数(%)	100.0	96.9	95.4	92.8	90.1	85.5
福知山市	人口(人)	83,057	82,791	82,555	83,120	81,977	79,652
	指数(%)	100.0	99.7	99.4	100.1	98.7	95.9
舞鶴市	人口(人)	98,775	96,333	94,784	94,050	91,733	88,669
	指数(%)	100.0	97.5	96.0	95.2	92.9	89.8
宮津市	人口(人)	27,895	26,450	24,937	23,276	21,512	19,948
	指数(%)	100.0	94.8	89.4	83.4	77.1	71.5
京丹波町	人口(人)	19,087	18,696	18,785	17,929	16,893	15,732
	指数(%)	100.0	98.0	98.4	93.9	88.5	82.4
京都府	人口(人)	2,586,574	2,602,460	2,629,592	2,644,391	2,647,660	2,636,092
	指数(%)	100.0	100.6	101.7	102.2	102.4	101.9

資料: 国勢調査

《世帯数は減少しましたが、隣接する２市では増加しています。》

世帯数は福知山市、舞鶴市のおおむね１／２です。

世帯数は、平成１７年までは増加していましたが、平成２２年は減少しました。近隣の福知山市、舞鶴市では増加が続いていますが、宮津市、京丹波町は減少しています。また、京都府全体では増加が続いています。

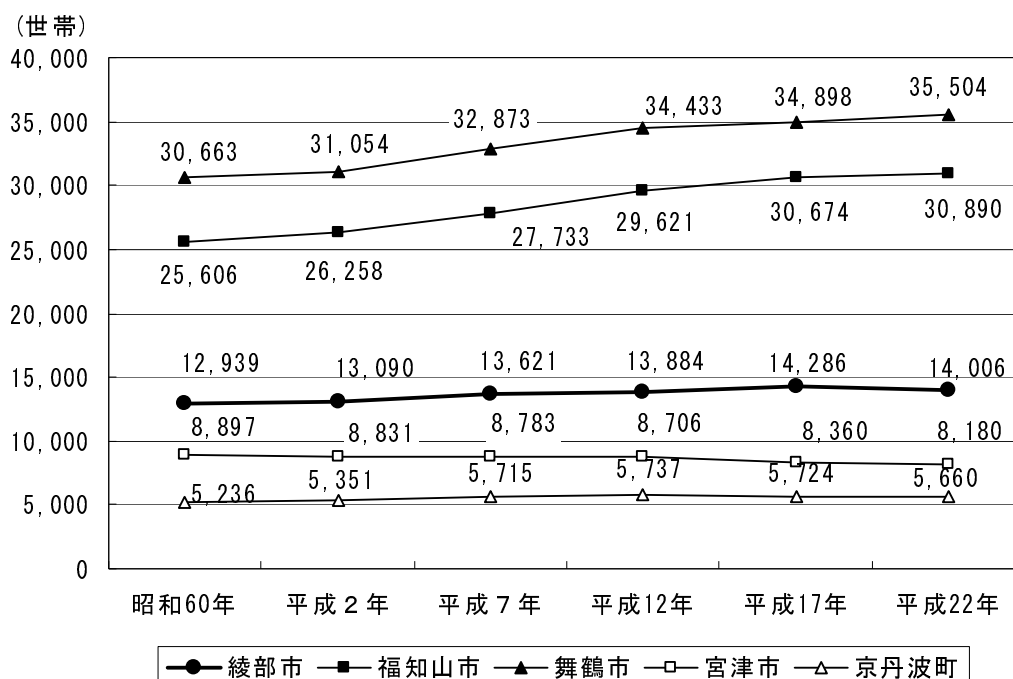


図１－３ 本市と周辺都市の世帯数推移 （資料：国勢調査）

表１－２ 本市と周辺都市の世帯数推移

市町村名	区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
綾部市	世帯数(世帯)	12,939	13,090	13,621	13,884	14,286	14,006
	指数(%)	100.0	101.2	105.3	107.3	110.4	108.2
福知山市	世帯数(世帯)	25,606	26,258	27,733	29,621	30,674	30,890
	指数(%)	100.0	102.5	108.3	115.7	119.8	120.6
舞鶴市	世帯数(世帯)	30,663	31,054	32,873	34,433	34,898	35,504
	指数(%)	100.0	101.3	107.2	112.3	113.8	115.8
宮津市	世帯数(世帯)	8,897	8,831	8,783	8,706	8,360	8,180
	指数(%)	100.0	99.3	98.7	97.9	94.0	91.9
京丹波町	世帯数(世帯)	5,236	5,351	5,715	5,737	5,724	5,660
	指数(%)	100.0	102.2	109.1	109.6	109.3	108.1
京都府	世帯数(世帯)	860,309	902,420	966,598	1,026,724	1,079,041	1,122,057
	指数(%)	100.0	104.9	112.4	119.3	125.4	130.4

資料：国勢調査

③区域区分別人口

≪市街化区域の人口は本市の約４９％、市街化調整区域の人口は約４３％、都市計画区域外の人口は約８％で、いずれも減少しています。≫

平成２２年の人口は、市街化区域が１７，５３０人（４８．９％）、市街化調整区域が１５，５８３人（４３．５％）、都市計画区域外が２，７２３人（７．６％）です。

人口推移は、市街化区域では平成１７年まで増加していましたが、平成２２年には減少し、市街化調整区域と都市計画区域外では減少が続いています。昭和６０年人口を１．００とすると、平成２２年人口は市街化区域が１．０２、市街化調整区域が０．７６、都市計画区域外が０．６５となります。

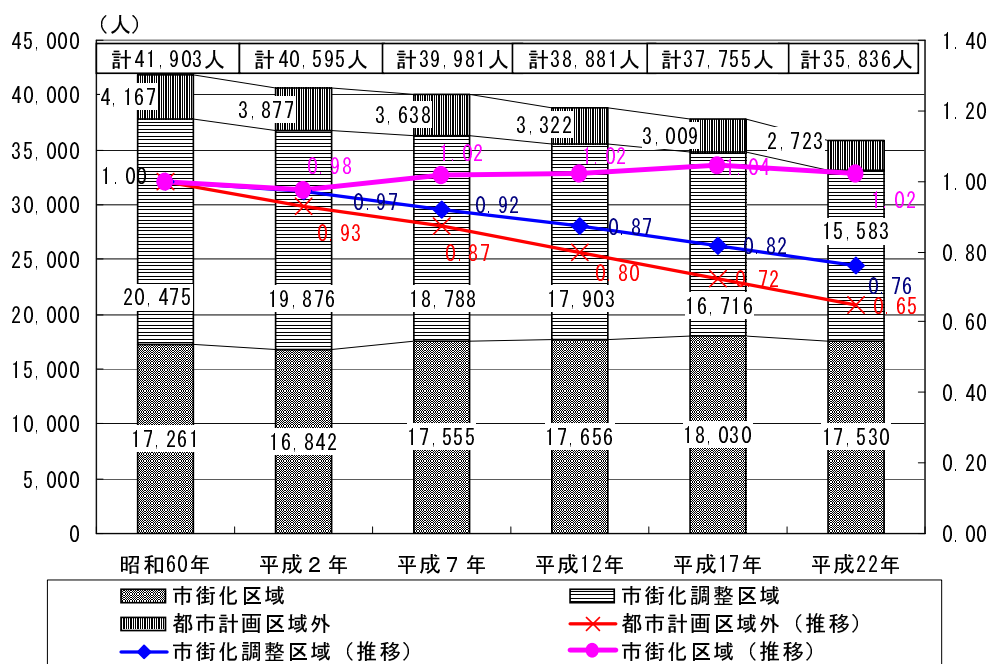


図１－４ 本市の区域区分別人口の推移（資料：国勢調査）

表１－３ 本市の区域区分別の人口推移

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	(構成比)
人口	行政区域	41,903	40,595	39,981	38,881	37,755	35,836	100.0%
	都市計画区域	37,736	36,718	36,343	35,559	34,746	33,113	92.4%
	市街化区域	17,261	16,842	17,555	17,656	18,030	17,530	48.9%
	うちDIDD区域	12,228	11,299	11,299	12,999	13,135		
	市街化調整区域	20,475	19,876	18,788	17,903	16,716	15,583	43.5%
	うちDIDD区域	—	—	—	304	304		
	都市計画区域外	4,167	3,877	3,638	3,322	3,009	2,723	7.6%
人口推移	行政区域	1.00	0.97	0.95	0.93	0.90	0.86	
	都市計画区域	1.00	0.97	0.96	0.94	0.92	0.88	
	市街化区域	1.00	0.98	1.02	1.02	1.04	1.02	
	うちDIDD区域	1.00	0.92	0.92	1.06	1.07	0.00	
	市街化調整区域	1.00	0.97	0.92	0.87	0.82	0.76	
	うちDIDD区域	—	—	—	1.00	1.00	0.00	
	都市計画区域外	1.00	0.93	0.87	0.80	0.72	0.65	

資料：国勢調査

注）１．平成２年以前の世帯数は都市計画区域区分の人口による案分。

平成７年以降については、国勢調査世帯数による集計

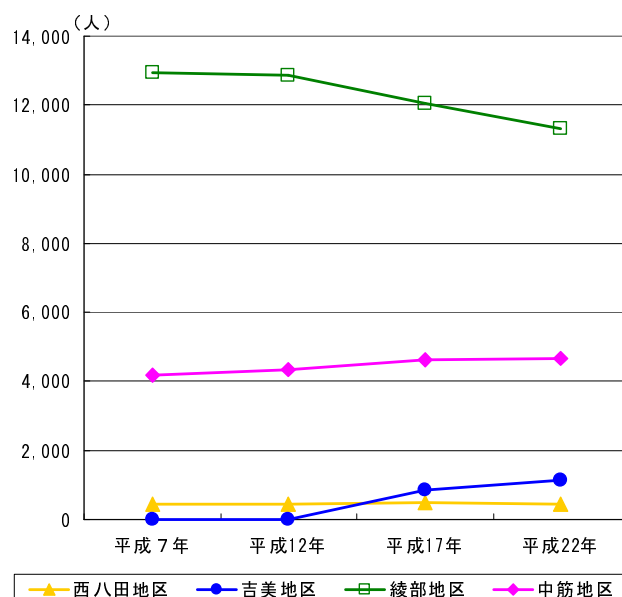
２．平成７年以前の市街化調整区域内のDIDD区域は市街化区域として計上

④地区別人口（都市計画区域内）

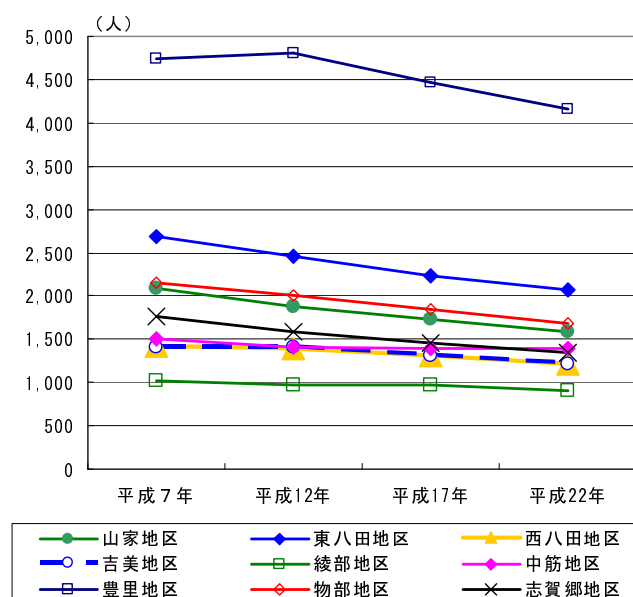
≪市街化区域の、綾部地区は減少、中筋、西八田地区は横ばい又は微減、吉美地区は増加しています。市街化調整区域はいずれの地区も減少しています。≫

市街化区域は綾部地区が約１万１千人で都市計画区域内人口の３４．１％を占め、人口推移は減少傾向にあります。また、中筋地区は約４千７百人（１４．１％）、西八田地区と共に横ばい又は微減し、吉美地区は増加しています。

市街化調整区域は、豊里地区が約４千２百人（１２．６％）、東八田地区が約２千１百人（６．３％）、その他の地区は約１～２千人（おおむね３～５％）で、人口推移はいずれも減少しています。



【その１：
市街化区域の
地区別人口】



【その２：
市街化調整区域の
地区別人口】

図１－５ 都市計画区域内地区別人口の推移
(資料：平成７年～１７年都市計画基礎調査、平成２２年国勢調査)

表 1－4 都市計画区域内地区別人口の推移

区 分		平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年		平成 7 年 から平成 22年まで の人口推 移
		人口(人)	人口(人)	人口(人)	人口(人)	構成比(%)	
市 街 化 区 域	西八田地区	434	432	500	454	1.4	1.05
	吉美地区	0	17	841	1,143	3.5	—
	綾部地区	12,957	12,875	12,061	11,302	34.1	0.87
	中筋地区	4,164	4,332	4,628	4,657	14.1	1.12
	計	17,555	17,656	18,030	17,556	53.0	1.00
市 街 化 調 整 区 域	山家地区	2,087	1,878	1,736	1,581	4.8	0.76
	東八田地区	2,692	2,458	2,237	2,072	6.3	0.77
	西八田地区	1,423	1,385	1,311	1,209	3.7	0.85
	吉美地区	1,414	1,402	1,304	1,215	3.7	0.86
	綾部地区	1,020	966	970	901	2.7	0.88
	中筋地区	1,508	1,414	1,390	1,388	4.2	0.92
	豊里地区	4,738	4,803	4,466	4,162	12.6	0.88
	物部地区	2,148	2,008	1,847	1,688	5.1	0.79
	志賀郷地区	1,758	1,589	1,455	1,341	4.0	0.76
計		18,788	17,903	16,716	15,557	47.0	0.83
都市計画区域 合計		36,343	35,559	34,746	33,113	100.0	0.91

資料：平成 7 年～17 年都市計画基礎調査、平成22 年国勢調査

⑤人口の自然・社会動態

「少子化による自然動態の減少数の増加、転入の減による社会動態の減少数の増加により、自然動態、社会動態ともに減少数が大きくなってきています。」

自然動態では、出生が減少する一方で死亡が微増する傾向にあり、自然動態の減少数は大きくなってきています。

社会動態では、平成 10～17 年度では転入と転出が均衡していましたが、平成 18 年度以降は転入が減少する一方で転出は横ばい、または微減する傾向にあり、転出が転入を上回る状態になり、社会動態の減少数が大きくなってきています。

表 1－5 本市人口の自然・社会動態

年 度	平成7 年度	平成8 年度	平成9 年度	平成10 年度	平成11 年度	平成12 年度	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
出 生	341	350	330	332	299	307	315	270	281	249	276	272	259	258	246	254	215	246
死 亡	461	491	443	453	474	451	464	453	457	495	492	483	512	483	499	549	550	562
自然動態	-120	-141	-113	-121	-175	-144	-149	-183	-176	-246	-216	-211	-253	-225	-253	-295	-335	-316
転 入	1,199	1,258	1,326	1,301	1,351	1,290	1,124	1,138	1,114	1,034	1,054	1,056	1,016	1,069	987	900	842	844
転 出	1,357	1,344	1,402	1,303	1,351	1,257	1,165	1,168	1,060	1,116	1,044	1,160	1,183	1,208	1,146	1,003	1,067	959
社会動態	-158	-86	-76	-2	0	33	-41	-30	54	-82	10	-104	-167	-139	-159	-103	-225	-115
人 口 増 減	-278	-227	-189	-123	-175	-111	-190	-213	-122	-328	-206	-315	-420	-364	-412	-398	-560	-431
累 計		-505	-694	-817	-992	-1,103	-1,293	-1,506	-1,628	-1,956	-2,162	-2,477	-2,897	-3,261	-3,673	-4,071	-4,631	-5,062

資料：市民・国保課

2) 年齢階層別人口

「高齢者人口は増加し、年少人口と生産年齢人口は減少、京都府と比較すると高齢者人口の構成比は約10%高くなっています。」

平成22年の年齢3区分別人口は、15歳未満の年少人口が約4千人（12.5%）、15歳～64歳の生産年齢人口が約1万9千人（54.1%）、65歳以上の高齢者人口が約1万2千人（33.2%）です。

この昭和60年以降の推移では、高齢者人口は増加し、年少人口と生産年齢人口は減少しています。

また、京都府と比較すると、年少人口の率はほぼ同じですが、高齢者人口は約10%高く、生産年齢人口は約9%低くなっています。

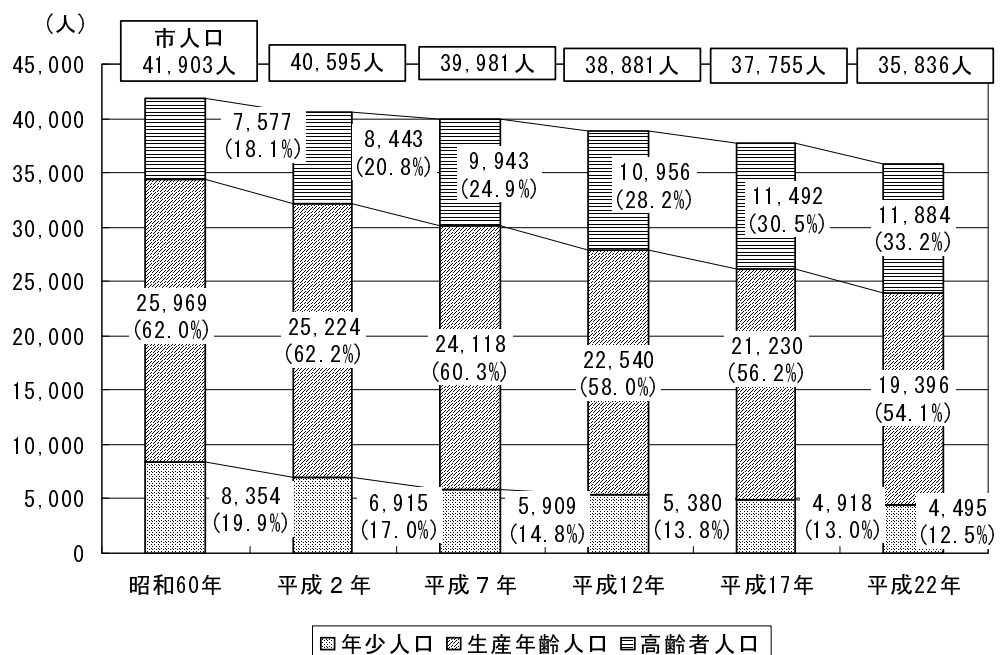


図1-6 年齢3区分別人口の推移

(資料：国勢調査、注：市人口には年齢不詳者数を含む)

表1-6 年齢3区分別人口の推移

区 分			計	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	年齢不詳
綾部市	昭和60年	人口 (人)	41,903	8,354	25,969	7,577	3
		構成比 (%)	100.0	19.9	62.0	18.1	0.0
	平成2年	人口 (人)	40,595	6,915	25,224	8,443	13
		構成比 (%)	100.0	17.0	62.2	20.8	0.0
	平成7年	人口 (人)	39,981	5,909	24,118	9,943	11
		構成比 (%)	100.0	14.8	60.3	24.9	0.0
	平成12年	人口 (人)	38,881	5,380	22,540	10,956	5
		構成比 (%)	100.0	13.8	58.0	28.2	0.0
	平成17年	人口 (人)	37,755	4,918	21,230	11,492	115
		構成比 (%)	100.0	13.0	56.2	30.5	0.3
	平成22年	人口 (人)	35,836	4,495	19,396	11,884	61
		構成比 (%)	100.0	12.5	54.1	33.2	0.2
(京都府) 平成22年	人口 (人)	2,636,092	334,444	1,653,812	605,709	42,127	
	構成比 (%)	100.0	12.7	62.7	23.0	1.6	

資料：国勢調査

3) 就業者の推移と流動状況

「就業者は、市内常住者の約74%が市内で就業、約26%が市外に就業し、また、福知山市、舞鶴市など市外からの就業が約27%あります。」

平成22年の就業者は、本市に常住する就業者数が16,750人、本市で従業する就業者数が17,456人です。

本市に常住する就業者数の内、市外を従業地とする流出者数は4,333人(25.9%)で、福知山市(2,998人)、舞鶴市(856人)が主な従業地となっています。一方、市外に常住し本市を従業地とする流入者数は4,766人(27.3%)で、福知山市(2,595人)、舞鶴市(1,373人)からの就業が多くなっています。

「就業者は、流入者は横ばい傾向、流出者は増加傾向にありますが、流入者が流出者を上回っています。」

就業者数の推移をみると、本市に常住する就業者数、本市で従業する就業者数は共に減少し、本市に常住する就業者数のうち市外を従業地としている者(流出者)が増加し、本市に従業する就業者で居住地を市外としている者(流入者)が横ばい傾向にあります。

また、平成7年までは、流出者が流入者を上回っていましたが、平成12年からは、流入者が流出者を上回っています。

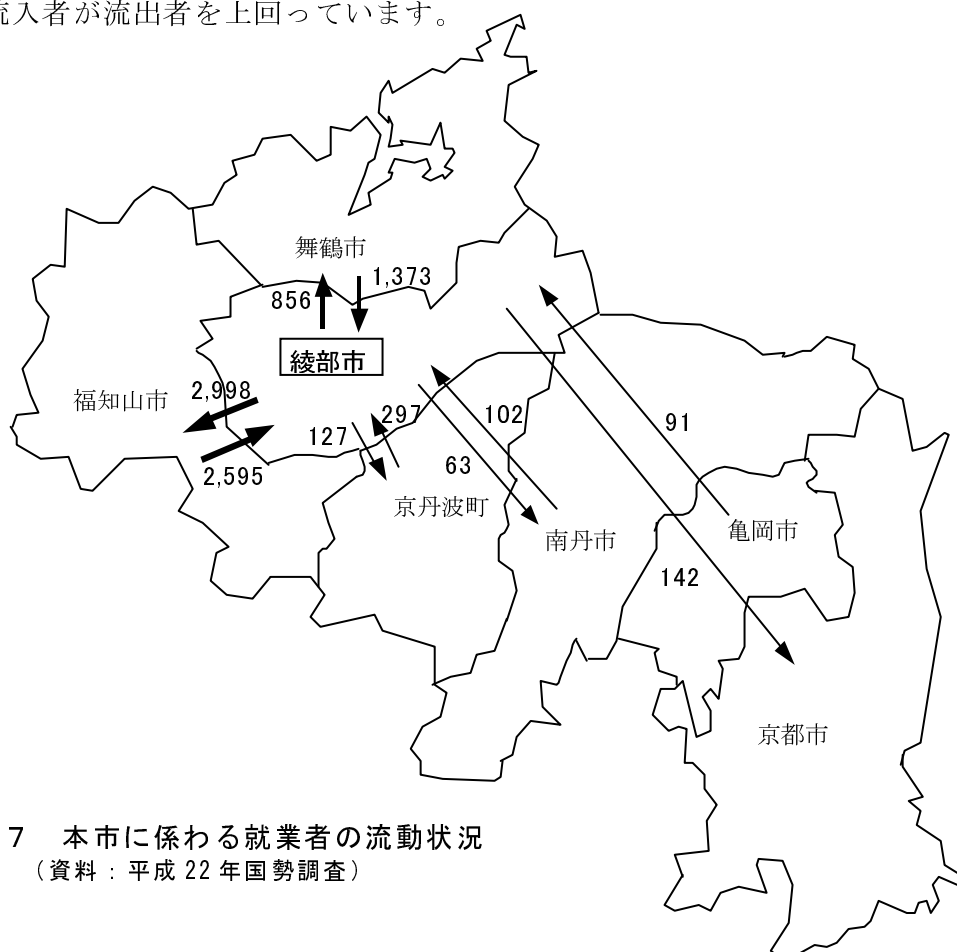


図1-7 本市に係わる就業者の流動状況
(資料：平成22年国勢調査)

表 1－7 本市に係わる就業者の流動状況

区分	常住地による就業者数 (人) A	流 出		従業地による就業者数 (人) C	流 入		流 入 超過数 (人) D-B	流入超 過数率 (%) (D-B)/C
		就業者数 (人) B	流出率 (%) B/A		就業者数 (人) D	流入率 (%) D/C		
平成2年	22,326	3,448	15.4	21,777	2,899	13.3	-549	-2.5
平成7年	22,171	3,878	17.5	21,961	3,668	16.7	-210	-1.0
平成12年	20,242	3,985	19.7	20,730	4,473	21.6	488	2.4
平成17年	19,161	4,161	21.7	20,527	5,527	26.9	1366	6.7
平成22年	16,750	4,333	25.9	17,456	4,766	27.3	433	2.5

資料：国勢調査

表 1－8 本市に係わる流出・流入者数が上位の都市（平成22年）

【流出先市町村】

流 出 率 第 1 位			第 2 位			第 3 位			第 4 位			第 5 位		
市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)
福知山市	2,998	17.9	舞鶴市	856	5.1	京都市	142	0.8	京丹波町	127	0.8	南丹市	63	0.4

【流入先市町村】

流 入 率 第 1 位			第 2 位			第 3 位			第 4 位			第 5 位		
市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)
福知山市	2,595	14.9	舞鶴市	1,373	7.9	京丹波町	297	1.7	南丹市	102	0.6	亀岡市	91	0.5

資料：国勢調査

- 注）1. 常住地による就業者とは、当該都市に常住する（夜間人口ベース）就業者数をいう。
 従業地による就業者とは、当該都市に従業する（昼間人口ベース）就業者数をいう。
 2. 流出率＝流出就業者数÷常住地による就業者数×100
 流入率＝流入就業者数÷従業地による就業者数×100

(2) 産業動向

1) 事業所の概要

《産業別従業者数は、製造業、卸売・小売業、医療・福祉が多くなっています。》

平成21年の従業者数は、第1次産業が243人(1.4%)、第2次産業が6,437人(37.2%)、第3次産業が10,628人(61.4%)で、第3次産業が最も多くなっています。

大分類別では、製造業が5,369人(31.0%)で最も多く、次いで卸売・小売業が2,945人(17.0%)、医療・福祉が2,066人(12.0%)、宿泊業、飲食サービス業が964人(5.6%)となっています。

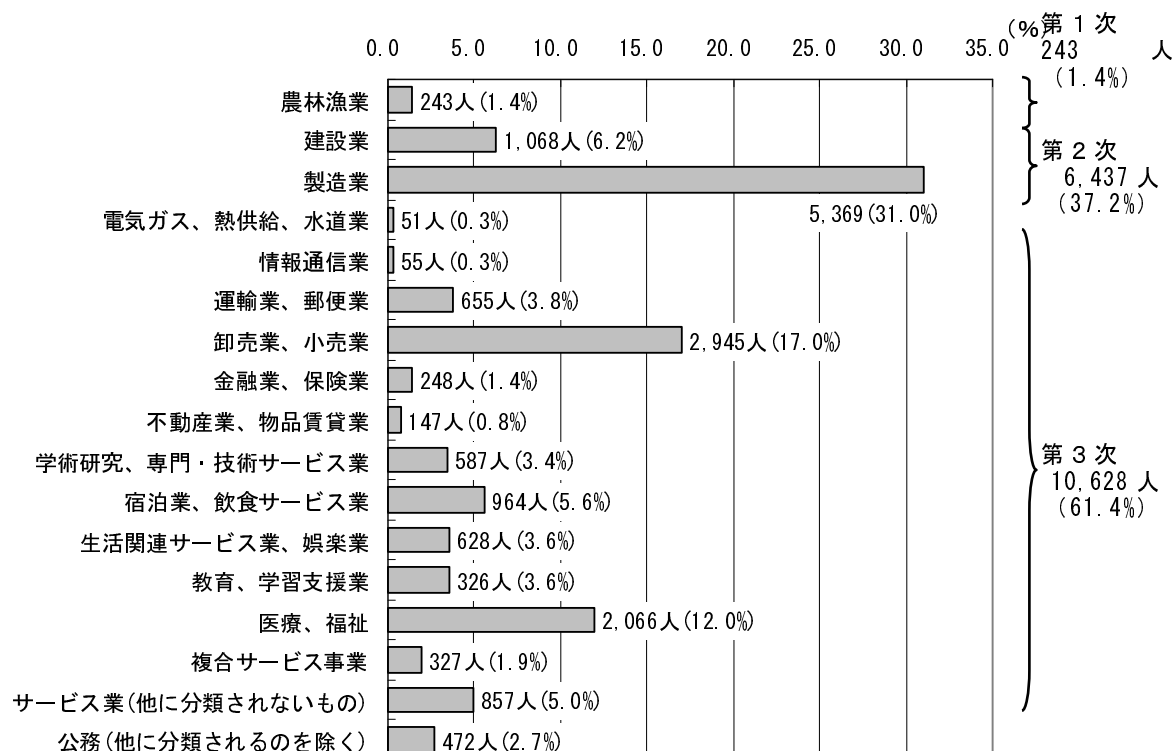


図1-8 産業大分類別事業所数・従業者数(平成21年)

表1-9 産業大分類別事業所数・従業者数(平成21年)

区分	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総数	1,833	100.0	17,308	100.0
第1次産業	23	1.3	243	1.4
農林漁業	23	1.3	243	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
第2次産業	434	23.7	6,437	37.2
建設業	221	12.1	1,068	6.2
製造業	213	11.6	5,369	31.0
第3次産業	1,376	75.1	10,628	61.4
電気ガス、熱供給、水道業	6	0.3	51	0.3
情報通信業	8	0.4	55	0.3
運輸業、郵便業	42	2.3	655	3.8
卸売業、小売業	469	25.6	2,945	17.0
金融業、保険業	22	1.2	248	1.4
不動産業、物品賃貸業	41	2.2	147	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	64	3.5	587	3.4
宿泊業、飲食サービス業	201	11.0	964	5.6
生活関連サービス業、娯楽業	154	8.4	628	3.6
教育、学習支援業	69	3.8	626	3.6
医療、福祉	111	6.1	2,066	12.0
複合サービス事業	27	1.5	327	1.9
サービス業(他に分類されないもの)	142	7.7	857	5.0
公務(他に分類されるものを除く)	20	1.1	472	2.7

資料：経済センサス基礎調査

《事業所数は減少し、従業者数は第3次産業のみ増加しています。》

事業所数は第2次、第3次産業が減少しています。

従業者数は増減を繰り返していますが、第3次産業は増加しています。

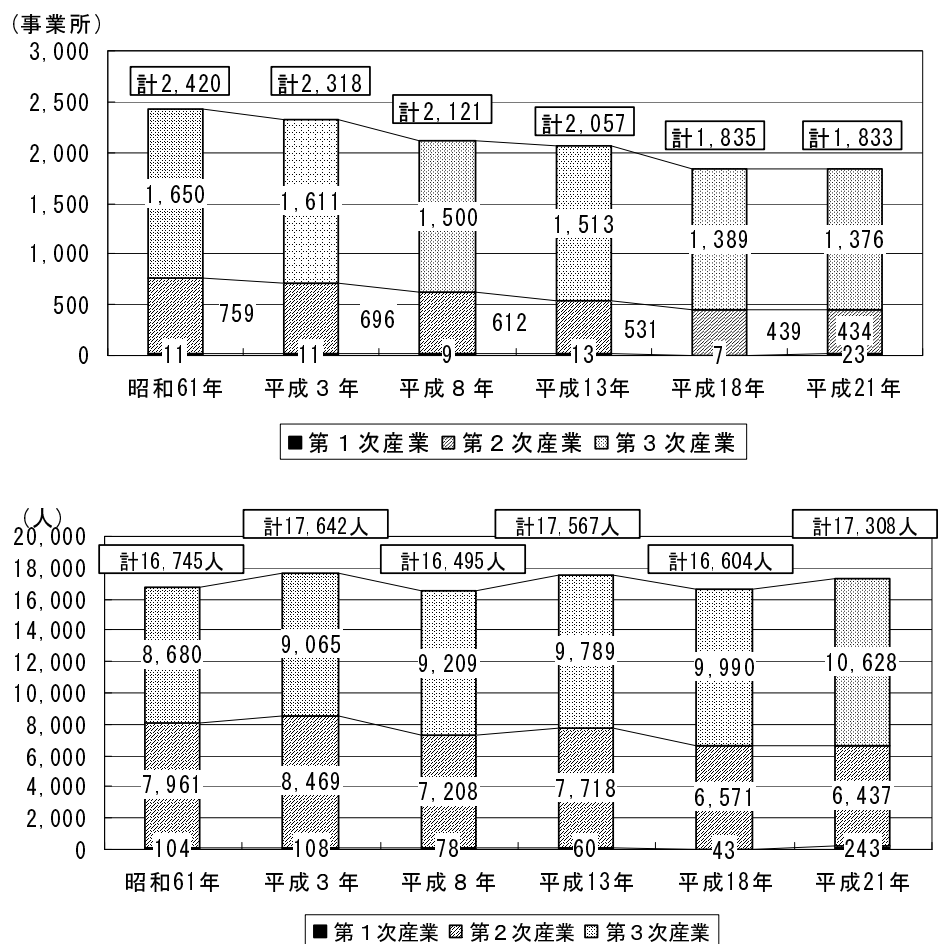


図1-9 事業所数・従業者数の推移

表1-10 事業所数・従業者数の推移

区 分		昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年
事業所数 (事業所)	総 数	2,420	2,318	2,121	2,057	1,835	1,833
	第1次産業	11	11	9	13	7	23
	第2次産業	759	696	612	531	439	434
	第3次産業	1,650	1,611	1,500	1,513	1,389	1,376
従業者数 (人)	総 数	16,745	17,642	16,495	17,567	16,604	17,308
	第1次産業	104	108	78	60	43	243
	第2次産業	7,961	8,469	7,208	7,718	6,571	6,437
	第3次産業	8,680	9,065	9,209	9,789	9,990	10,628

資料：事業所・企業統計調査報告、経済センサス-基礎調査（平成21年）

2) 農業

《農家数、経営耕地面積ともに減少しています。》

平成22年の農家数は2,801戸、経営耕地面積は1,763ha になっており、農家数、経営耕地面積ともに減少しています。

表1-11 農家数、経営耕地面積の推移

区分	農家数（戸）						経営耕地面積（ha）					
	総数	専業農家	兼業農家			自給的農家	総数	自給的農家	販売農家			
				第1種兼業農	第2種兼業農				計	田	畑	樹園地
平成2年	4,437	651	2,350	315	2,035	1,436	2,404	290	2,114	1,778	208	128
平成7年	3,986	647	2,056	285	1,771	1,283	2,262	265	1,997	1,717	179	101
平成12年	3,555	584	1,704	207	1,497	1,267	2,122	265	1,858	1,631	150	77
平成17年	3,197	602	1,296	195	1,101	1,299	1,907	254	1,653	1,492	110	51
平成22年	2,801	513	1,058	98	960	1,230	1,763	237	1,526	1,359	110	58

資料：農業センサス

注：平成2年～22年の専業農家、兼業農家は販売農家についての集計であり、総数は販売農家と自給的農家の合計である。

3) 工業

《事業所数、従業者数、製造品出荷額等は共に増減を繰り返し、平成19年以降は減少傾向になっています。》

平成3年に京都府綾部工業団地の第一工区、平成6年に第二工区が分譲を開始し、平成12年には綾部市工業団地が操業を開始しました。

平成22年の事業所数は108事業所、従業者数は4,468人、製造品出荷額等は約102,660百万円になっています。

事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに増減を繰り返しています。

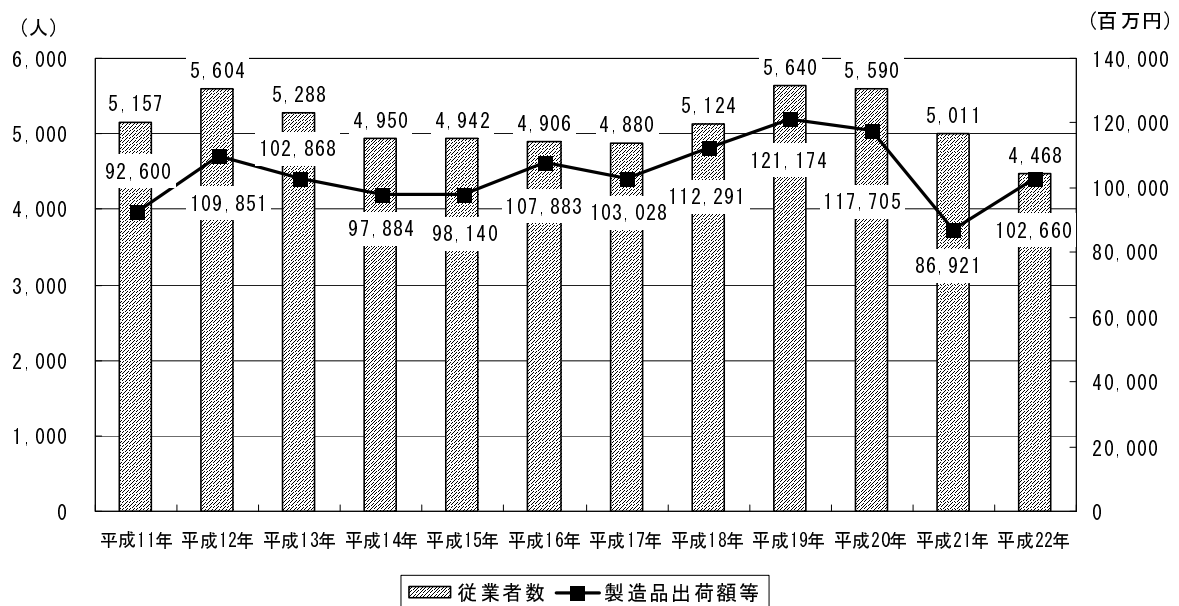


図1-10 工業（従業者数4人以上）の推移

表1-12 工業（従業者数4人以上）の推移

区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 等(百万円)
平成11年	146	5,157	92,600
平成12年	147	5,604	109,851
平成13年	145	5,288	102,868
平成14年	129	4,950	97,884
平成15年	125	4,942	98,140
平成16年	118	4,906	107,883
平成17年	119	4,880	103,028
平成18年	115	5,124	112,291
平成19年	121	5,640	121,174
平成20年	132	5,590	117,705
平成21年	118	5,011	86,921
平成22年	108	4,468	102,660

資料：工業統計表

《主な製造業は、電気機械器具製造業、金属製品製造業、食料品製造業となっています。》

平成２２年の産業中分類の製造品出荷額等は、電気機械器具製造業が２３，３７４百万円（２２．８％）、金属製品製造業が約１４，９３２百万円（１４．５％）、食料品製造業が約９，０５４百万円（８．８％）で、全体の約５割を占めています。

表１－１３ 工業（中分類）の製造品出荷額等（平成２２年）

区 分	製造品出荷額等 (百万円)	構成比 (%)
総 額	102,660	100.0
食料品製造業	9,054	8.8
飲料・たばこ・飼料製造業	X	X
繊維製造業	3,005	2.9
木材・木製品製造業	603	0.6
家具・装備品製造業	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X
印刷製造業	-	X
化学製造業	X	X
石油・石炭製造業	X	X
プラスチック製品製造業	2,692	2.6
ゴム製品製造業	X	X
皮革製造業	361	0.4
窯業・土石製品製造業	X	X
鉄鋼業	X	X
非鉄金属製造業	X	X
金属製品製造業	14,932	14.5
はん用機械器具製造業	2,668	2.6
生産用機械器具製造業	6,409	6.2
業務用機械器具製造業	3,484	3.4
電子部品製造業	X	X
電気機械器具製造業	23,374	22.8
情報通信器具製造業	X	X
輸送用機械器具製造業	7,378	7.2
その他の製造業	X	X

資料：工業統計調査

《人口千人あたりの事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに、京都府や近隣市町と比較し高くなっています。》

工業について、近隣市町と平成２２年時点の人口千人あたりの数値を比較すると、事業所数は、京丹波町を除き、京都府平均、近隣市を上回っています。従業者数、製造品出荷額等は共に京都府平均、近隣市町を上回っています。

表１－１４ 工業の周辺都市等との比較（平成２２年）

区 分		綾部市	福知山市	舞鶴市	宮津市	京丹波町	京都府
総 数	事業所数（事業所）	108	169	129	29	48	5,004
	従業者数（人）	4,468	7,360	3,524	516	1,470	140,757
	製造品出荷額等 (百万円)	102,660	225,667	169,083	9,406	24,732	4,832,897
人口千人 当たり	事業所数（事業所）	3.0	2.1	1.5	1.5	3.1	1.9
	従業者数（人）	125	92	40	26	93	53
	製造品出荷額等 (百万円)	2,865	2,833	1,907	472	1,572	1,833
平成22年人口(人)		35,836	79,652	88,669	19,948	15,732	2,636,092

資料：平成22年工業統計表（従業者4人以上の事業所）、平成22年国勢調査

4) 商業

《小売業では、従業者数は減少傾向になっていますが、年間販売額は平成14年以降増加傾向になっていました。》

平成19年の卸売・小売業は、事業所数が514事業所、従業者数が2,614人、年間販売額が55,372百万円になっています。このうち、小売業は、事業所数が448事業所、従業者数が2,244人、年間販売額が39,658百万円になっています。

小売業の従業者数は平成9年から11年にかけて増加しましたが、平成11年以降は減少しています。年間販売額は平成14年までは減少していましたが、平成16年以降は増加しています。

小売業（平成19年）の内訳は、その他小売業、飲食料品小売業が事業所数、従業者数、年間販売額等の割合が大きくなっています。

また、大規模小売店舗数（店舗面積1,000㎡以上）は8店舗立地しています。

表1-15 卸売・小売業の推移

区 分		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
卸・小売業 (総数)	平成9年	638	2,719	62,310
	平成11年	647	2,951	52,572
	平成14年	560	2,742	47,600
	平成16年	551	2,718	53,468
	平成19年	514	2,614	55,372
うち小売業	平成9年	578	2,312	36,845
	平成11年	577	2,615	37,683
	平成14年	503	2,419	32,570
	平成16年	485	2,374	37,259
	平成19年	448	2,244	39,658

資料：商業統計表

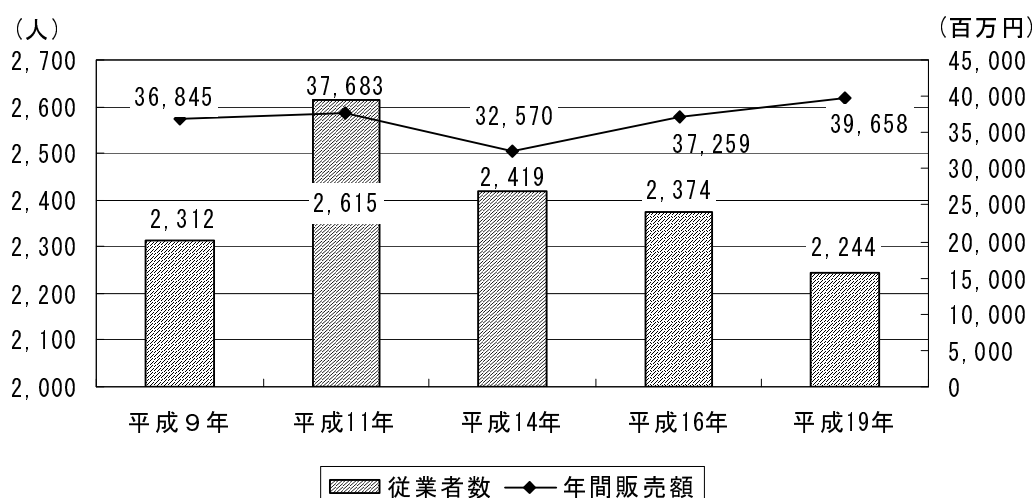


図1-11 小売業の従業者数、年間販売額の推移

表 1－16 小売業（中分類）の事業所数、従業者数、年間販売額等（平成19年）

区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売り場面積 (㎡)
小売業 計	448	2,244	39,658	44,434
各種商品小売業	5	163	3,477	5,273
織物・衣服・身の回り品 小売業	56	156	1,616	4,614
飲食料品小売業	131	816	15,514	10,923
自動車・自転車小売業	46	229	5,145	1,615
家具・じゅう器・ 機械器具小売業	49	136	1,366	5,010
その他の小売業	161	744	12,539	16,999

資料：商業統計表

表 1－17 本市及び周辺都市の大規模小売店舗数（店舗面積1,000㎡以上）

市町村名	既存店舗数（店）	既存店舗面積（㎡）
綾部市	8	23,037
福知山市	9	47,299
舞鶴市	22	89,019
宮津市	2	13,210
京丹波町	1	4,612

資料：2012全国大型小売店総覧（週刊東洋経済）

注：調査は2011年5月、新規店舗は2011年4月まで届出のもの

《人口千人あたりの事業所数、従業者数、年間販売額は、共に京都府平均や近隣市町とおおむね同値になっています。》

小売業について、近隣市町と平成19年時点の人口千人あたりの数値を比較すると、事業所数、従業者数、年間販売額は共に京都府平均や近隣市町の値とおおむね同値になっています。

表 1－18 小売業の周辺都市等との比較（平成19年）

区分		綾部市	福知山市	舞鶴市	宮津市	京丹波町	京都府
総 数	事業所数（事業所）	448	938	1,034	371	183	26,964
	従業者数（人）	2,244	5,725	5,714	1,573	914	177,376
	年間販売額（百万円）	39,658	94,213	95,098	22,125	14,209	3,022,498
人口千 人当 たり	事業所数（事業所）	12	12	11	18	11	10
	従業者数（人）	60	71	63	76	55	67
	年間販売額（百万円）	1,068	1,165	1,051	1,073	862	1,146
平成19年人口（人）		37,145	80,881	90,447	20,628	16,483	2,638,510

資料：商業統計表、京都府推計人口調査（平成19年10月1日現在）（京都府調査統計課）

(3) 土地利用状況

1) 土地利用現況

《市街化区域において宅地等の都市的土地利用は約72%を占めていますが、農地や山林は約20%残っています。都市計画区域は山林等の自然的土地利用が約90%を占めています。》

市街化区域内の土地利用は、宅地が43.9%で、宅地や道路用地などの都市的土地利用が71.9%を占め、農地が7.1%、山林が11.3%となっています。

都市計画区域の土地利用は、山林が69.5%、農地が15.2%を占め、これらの自然的土地利用が約90%を占めています。一方、宅地は4.9%で、宅地や道路用地などの都市的土地利用が10.3%と少なくなっています。

表1-19 土地利用現況面積表【都市計画区域】（平成20年3月末時点）

区 分	自 然 的 土 地 利 用							都 市 的 土 地 利 用										合 計
	農 地			山 林	水 面	そ の 他 の 自 然 地	小 計	宅 地				公 共 ・ 公 益 用 地	道 路 用 地	交 通 施 設 用 地	そ の 他 の 施 設 用 地	そ の 他 の 空 地	小 計	
	田	畑	小 計					住 宅 用 地	商 業 用 地	工 業 用 地	小 計							
市街化区域 (ha)	21.3	31.1	52.4	83.7	8.1	63.8	207.9	169.0	34.1	121.5	324.7	65.2	82.9	6.5	0.0	52.7	532.0	739.9
構成比 (%)	2.9	4.2	7.1	11.3	1.1	8.6	28.1	22.8	4.6	16.4	43.9	8.8	11.2	0.9	0.0	7.1	71.9	100.0
市街化調整区域 (ha)	1,998.5	920.3	2,918.8	13,500.8	263.7	645.5	17,328.7	536.1	34.9	57.5	628.4	161.7	495.1	16.2	5.2	167.7	1,474.3	18,803.0
構成比 (%)	10.6	4.9	15.5	71.8	1.4	3.4	92.2	2.9	0.2	0.3	3.3	0.9	2.6	0.1	0.0	0.9	7.8	100.0
合 計 (ha)	2,019.8	951.4	2,971.2	13,584.4	271.8	709.2	17,536.6	705.1	69.1	179.0	953.1	226.9	578.0	22.6	5.2	220.4	2,006.3	19,542.9
構成比 (%)	10.3	4.9	15.2	69.5	1.4	3.6	89.7	3.6	0.4	0.9	4.9	1.2	3.0	0.1	0.0	1.1	10.3	100.0

資料：都市計画基礎調査（平成20年3月31日現在）

注）「公共・公益用地」は「公益施設用地」と「公共空地」の合計。

《市街化区域内の用途地域面積は、商業系が約4%、住居系が約59%、工業系が約37%指定しています。》

市街化区域の用途地域面積は、商業系用途地域は約4%、住居系用途地域は約59%、工業系用途地域は約37%を指定しています。

表1-20 用途地域別面積表

（平成24年3月末時点）

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	19,543	-
市街化区域計	740	100.0
第1種低層住居専用地域	90	12.2
第1種中高層住居専用地域	101	13.7
第2種中高層住居専用地域	7	0.9
第1種住居地域	153	20.7
第2種住居地域	32	4.3
準住居地域	54	7.3
近隣商業地域	24	3.2
商業地域	5	0.7
準工業地域	81	11.0
工業地域	44	5.9
工業専用地域	149	20.1
市街化調整区域	18,803	-

《農業振興地域や農用地区域、地域森林計画対象民有林や保安林が指定されています。》

その他の各種法指定状況としては、農業振興地域が市街化区域を除いて広く指定され、農用地区域が谷部の集团的農地に指定されています。

また、地域森林計画対象民有林が谷部などの一部を除いて広く指定され、保安林が於与岐町、内久井町、安場町周辺の山林に指定されています。

表 1－2 1 法指定面積表（平成 2 4 年時点）

地 域・地 区	面 積 (ha)
農業振興地域	15,580
農用地区域	3,014
地域森林計画対象民有林	26,166
保安林	9,300

資料：都市建築課、農林課資料

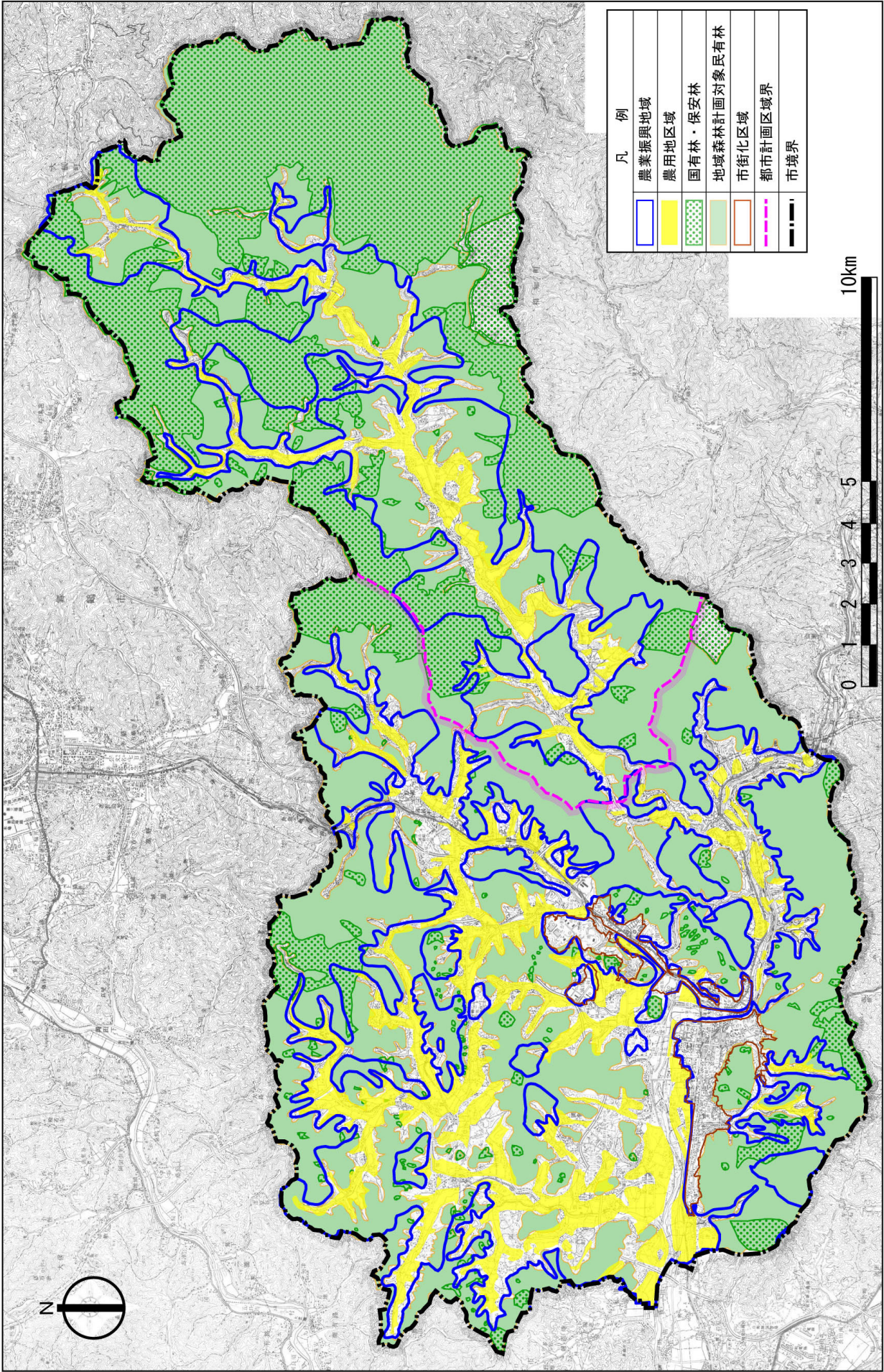


图 1 - 1 3 法指定現況图

(4) 都市施設

1) 都市計画道路

《都市計画道路は21路線、計画延長54.62kmを計画し、整備率は65.8%、幹線街路整備率は50.1%です。》

都市計画道路は、京都縦貫自動車道綾部宮津線、綾部舞鶴線（国道27号）、綾部福知山線（主要地方道福知山綾部線）など21路線、計画延長54.62kmを計画し、整備済延長は35.96kmで整備率は65.8%です。

また、都市計画道路のうち幹線街路は、市街化区域を中心に37.41kmを計画し、整備延長は18.75kmで整備率は50.1%です。

表1-22 都市計画道路現況（平成24年3月末時点）

区分		合計	自動車 専用道路	幹線街路	
				計	うち 市街化区域
延長 (km)	計画	54.62	17.21	37.41	27.07
	整備済	35.96	17.21	18.75	15.13
整備率		65.8%	100.0%	50.1%	55.9%

資料：都市建築課

2) 都市公園

《都市公園は44箇所、63.4haで開設し、都市計画区域内人口一人あたりの面積は19.00㎡/人となっています。》

都市公園は、綾部市総合運動公園、紫水ヶ丘公園など10箇所の都市計画公園を含み、44箇所、63.4haで開設しています。都市計画区域内人口一人あたりの面積は19.00㎡/人となり、京都府の11.6㎡/人（平成24年3月末時点）を大きく上回っています。

表1-23 都市公園現況（平成24年3月末時点）

区分	総数	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	風致公園	その他の公園	都市計画 区域内 人口	1人当 り面積
箇所	44	29	-	1	1	2	6	5	33	19.00
面積 (ha)	63.4	3.3	-	3.1	12.0	28.6	8.9	7.5	(千人)	(㎡/人)

注 数値は都市計画区域内の数値である。

3) 公共下水道

≪処理区域計画面積479haを都市計画決定し、そのうち323haが整備済です。≫

公共下水道の全体計画は801haで、綾部地区、中筋地区の綾部処理区と、吉美地区の綾部第2処理区において、処理区域計画面積479haを都市計画決定しています。

平成24年3月末時点で整備済は323ha、そのうち供用している処理区域は303haです。

表1-24 公共下水道現況（平成24年3月末時点）

区 分	処 理 区 域			処 理 場	
	市街化 区 域 (ha)	市街化 調整区域 (ha)	計 (ha)	箇所数 (個)	面積 (m ²)
都市計画決定	411	68	479	2	34,300
整 備 済	274.8	48.6	323.4	2	34,300
供 用 済	258.8	44.1	302.9	2	34,300

資料：下水道課

4) 上水道

≪上水道事業は、給水人口28,534人、給水戸数12,782戸となっており、水道普及率は98.8%となっています。≫

上水道は上水道と簡易水道により給水し、平成24年3月末時点で、給水人口が28,534人、給水戸数が12,782戸となっており、水道普及率は98.8%となっています。

表1-25 上水道現況（平成24年3月末時点）

事 項	平成23年度
年度末給水人口(人)	28,534
年度末給水戸数(戸)	12,782
年間総配水量(m ³)	3,903,782
年間総給水量(m ³)	3,243,468

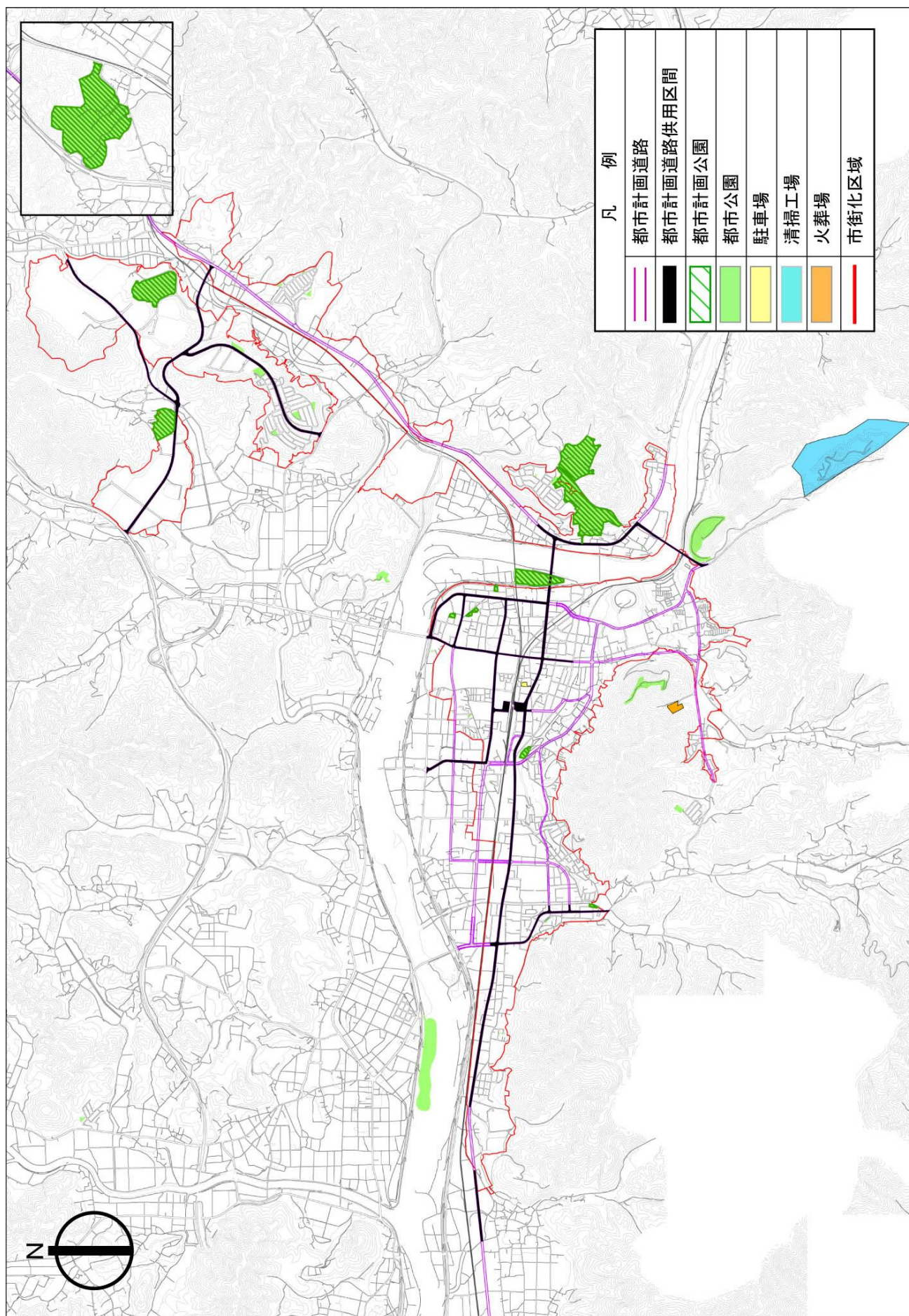


図 1 - 1 4 都市施設整備状況図

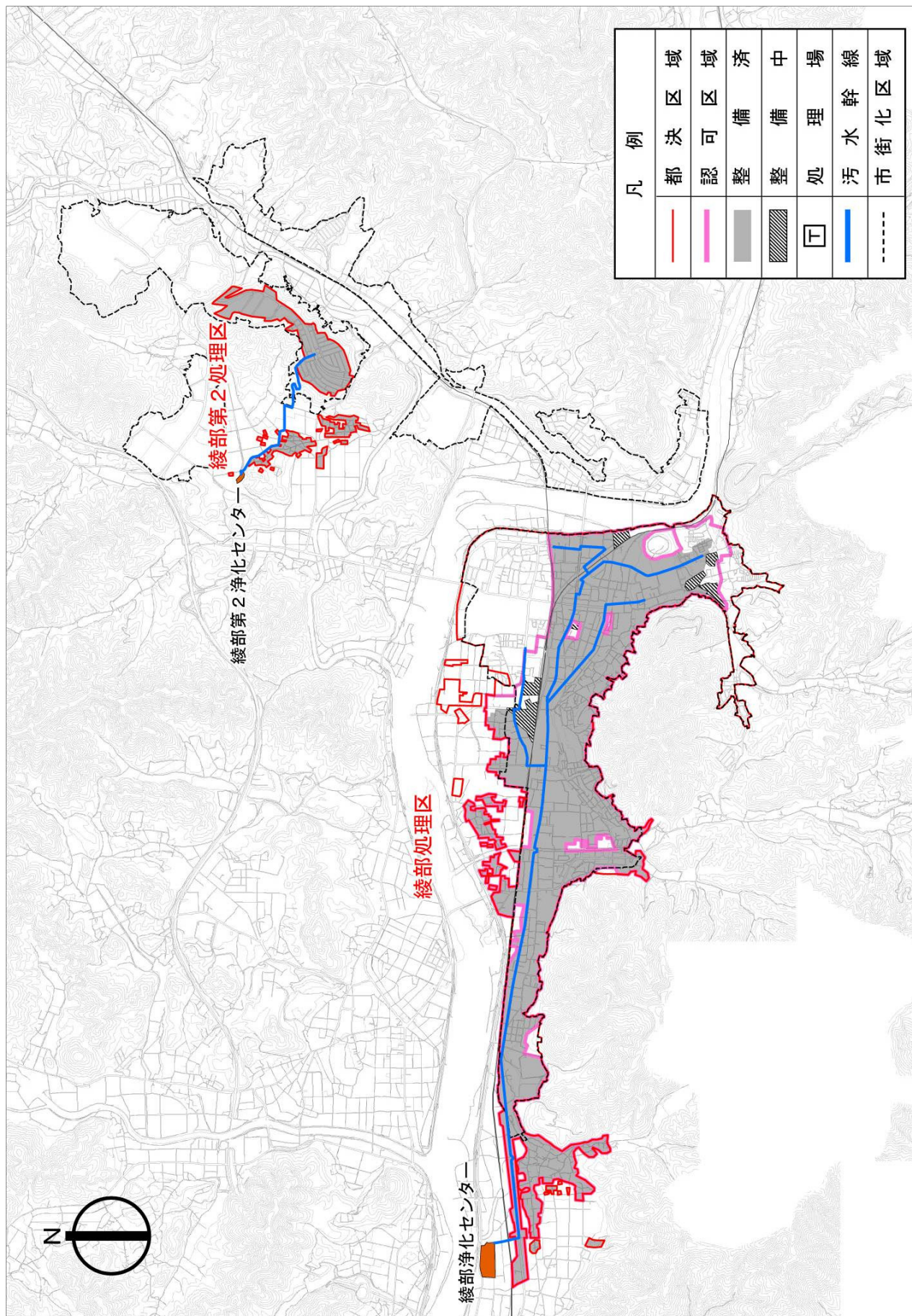


図 1 - 1 5 下水道整備状況図

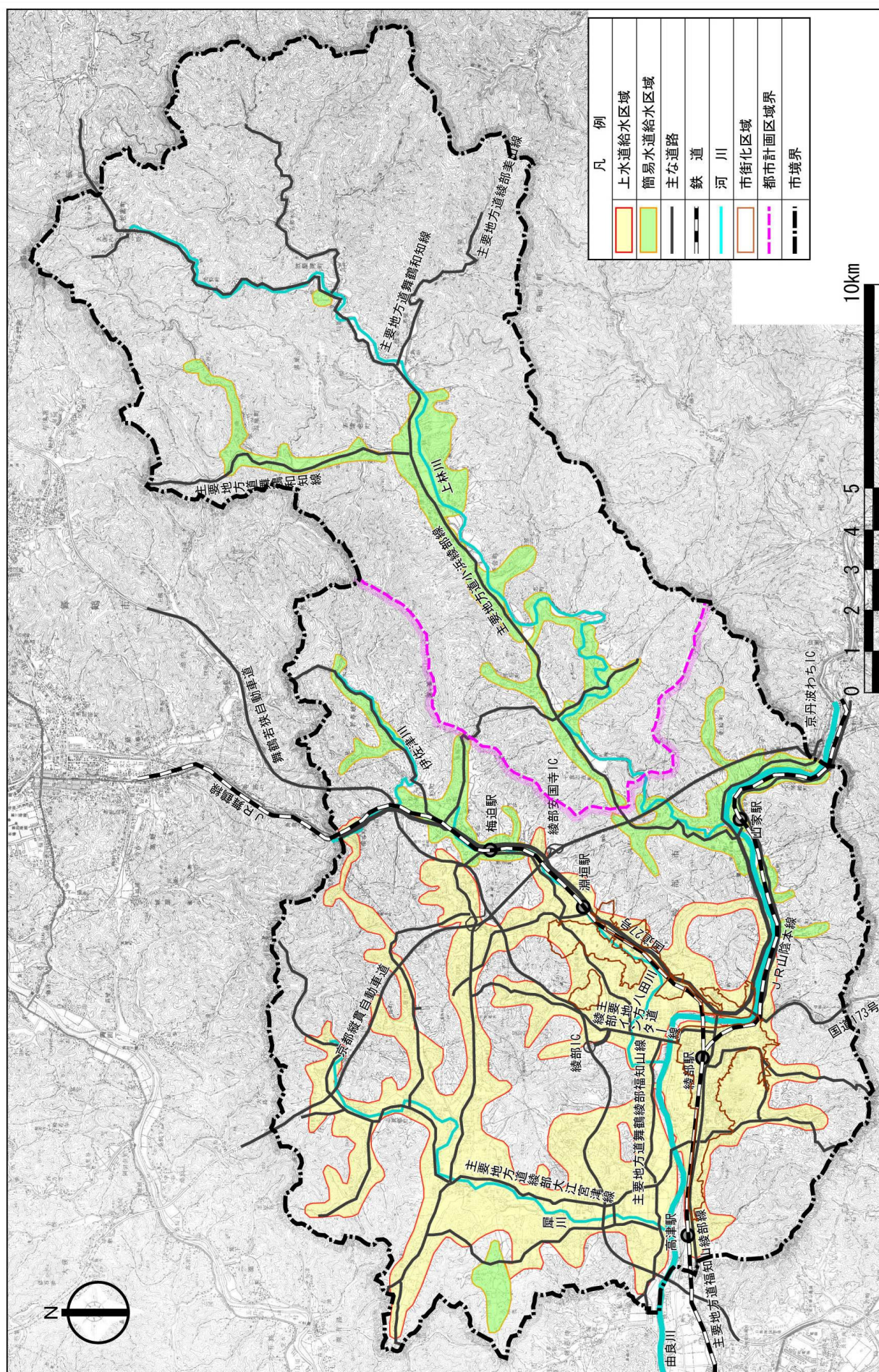


図 1-16 給水区域図

(5) 交通

1) 道路

①道路網

《自動車専用道路2路線と、国道2路線が骨格を形成し、府道などにより道路網が形成されています。》

舞鶴若狭自動車道が阪神都市圏と若狭湾方面に、京都縦貫自動車道が京都府南部地域と北部地域に連絡（丹波・京丹波わち間は平成26年度完成予定）し、北近畿有数の交通結節点となっています。

また、国道27号と173号が京都府域を南北方向に縦断し、京都市や舞鶴市方面に連絡しており、主要地方道福知山綾部線などの府道6路線が福知山市、舞鶴市、福井県方面などに連絡しています

市域内には、国道、主要地方道の他、一般府道や、市道の一部（都市計画道路）などにより道路網が形成され、市街地や周辺地域の集落地と連絡しています。

②道路交通量と混雑度

《舞鶴若狭自動車道などの一部区間は交通量が多くなっていますが、国道、府道の大部分は円滑に交通できる状況になっています。》

平成22年度の道路の自動車類交通量は、昼間12時間で福知山綾部線が13,073台で最も多く、次いで、舞鶴若狭自動車道が12,260台、舞鶴綾部福知山線が9,506台と続いています。

また、主要な道路の混雑度については、舞鶴若狭自動車道が1.24、福知山綾部線が1.36で高くなっていますが、京都縦貫自動車道、国道27号、173号は1.0未満となっています。

その他の主要地方道や一般府道は、自動車類交通量が昼間12時間で10,000台未満、混雑度は1.0未満（推計値は除く。）となっています。

表 1－26 主要な道路の交通量等

路線 番号	路線名	区間		平成22年度			平成17年度	
		起点側	終点側	自動車類交通量		混雑度	自動車類交通量	
				昼間12時間	24時間		昼間12時間	24時間
1210	舞鶴若狭自動車道	福知山市・綾部市境	綾部インター線（綾部IC）	11,251	14,970	1.24	4,520	5,869
		綾部インター線（綾部IC）	一般国道478号（綾部JCT）	12,260	16,322	0.34	4,709	6,093
		一般国道478号（綾部JCT）	綾部市・舞鶴市境	12,152	16,241	0.31	3,905	5,130
27	一般国道27号	舞鶴市・綾部市境	一般国道478号	6,313	8,223	0.83	8,984	12,358
		一般国道478号	H17センサス区間境（市道）	6,175	8,522	0.55	8,984	12,358
		H17センサス区間境（市道）	福知山綾部線	7,687	9,801	0.97	11,183	14,920
		福知山綾部線	一般国道173号	8,748	10,861	0.96	10,688	13,600
		一般国道173号	山家停車場線	6,104	7,630	0.64	7,458	9,296
		山家停車場線	綾部市・京丹波町境	4,422	5,572	0.84	5,403	6,821
173	一般国道173号	福知山市・綾部市境	一般国道27号	3,246	4,220	0.46	4,018	5,545
478	一般国道478号 （京都縦貫自動車道）	舞鶴市・綾部市境	舞鶴若狭自動車道 綾部JCT	3,263	3,865	0.68	1,729	2,023
		舞鶴若狭自動車道 綾部JCT	一般国道27号 綾部安国寺IC	2,861	3,621	0.54	799	937
		一般国道27号 綾部安国寺IC	一般国道27号 京丹波わちIC	2,702	3,417	0.54	—	—
1	小浜綾部線	小浜綾部線	名田庄綾部線	453	584	0.55	469	586
		名田庄綾部線	舞鶴和知線	954	1,231	0.79	989	1,236
		舞鶴和知線	舞鶴和知線	954	1,231	0.24	989	1,236
		舞鶴和知線	上杉和知線	1,895	2,445	0.35	2,488	3,185
		上杉和知線	一般国道27号	3,148	4,061	0.49	3,331	4,164
8	福知山綾部線	福知山市・綾部市境	綾部大江宮津線	8,235	10,560	0.88	12,135	16,868
		綾部大江宮津線	中山綾部線	13,073	16,733	1.36	14,545	18,883
		中山綾部線	一般国道27号	9,128	11,684	0.96	10,898	15,148
9	綾部大江宮津線	福知山綾部線	舞鶴綾部福知山線	3,982	5,137	0.46	5,253	6,724
		舞鶴綾部福知山線	物部梅迫停車場線	4,389	5,662	0.58	4,798	6,141
		物部梅迫停車場線	綾部市・福知山市境	2,098	2,706	0.33	2,268	2,903
51	舞鶴和知線	舞鶴市・綾部市境	小浜綾部線	857	1,106	0.11	733	916
		小浜綾部線	綾部美山線	428	552	0.24	451	564
74	舞鶴綾部福知山線	舞鶴市・綾部市境	一般国道27号	972	1,157	0.65	981	1,256
		一般国道27号	湊垣上八田線	1,507	1,793	0.98	2,685	3,437
		湊垣上八田線	綾部インター線	1,507	1,793	0.25	2,685	3,437
		綾部インター線	綾部インター線	5,322	6,333	0.76	6,293	8,055
		綾部インター線	綾部大江宮津線	5,322	6,333	0.71	6,293	8,055
		綾部大江宮津線	私市大江線	4,593	5,466	0.56	4,774	6,111
		私市大江線	綾部市・福知山市境	9,506	11,303	0.95	9,597	12,284
77	綾部インター線	福知山綾部線	舞鶴綾部福知山線	5,127	6,665	0.59	6,111	7,639
		舞鶴綾部福知山線	舞鶴若狭自動車道	4,622	6,009	0.55	5,509	7,052
450	広野綾部線	京丹波町・綾部市境	一般国道27号	156	201	0.07	164	205
481	上杉和知線	一般国道27号	小浜綾部線	378	488	0.15	392	490
		小浜綾部線		378	488	0.17	392	490
482	山家停車場線		一般国道27号	3,883	5,048	1.50	3,974	4,968
483	安場田野線	三俣綾部線	中山綾部線	1,988	2,565	0.32	2,060	2,575
484	湊垣上八田線	一般国道27号	舞鶴綾部福知山線	934	1,205	0.13	3,974	4,968
		舞鶴綾部福知山線	物部梅迫停車場線	791	1,020	0.14	2,262	2,828
485	物部梅迫停車場線	綾部大江宮津線	舞鶴綾部福知山線	2,511	3,239	0.37	2,920	3,650
		舞鶴綾部福知山線		3,835	4,947	1.55	3,974	4,968
486	篠田七白石線	綾部大江線	物部梅迫停車場線	262	338	0.06	271	339
487	老富舞鶴線	小浜綾部線		435	561	0.45	451	564
488	小貝豊里線	舞鶴綾部福知山線	綾部大江宮津線	1,441	1,859	0.26	1,493	1,866
489	小西西坂線	小貝豊里線	綾部大江宮津線	764	986	0.32	792	990
490	物部西舞鶴線	綾部大江宮津線	金河内地頭線	1,210	1,561	0.17	1,254	1,568
		金河内地頭線		1,210	1,561	0.17	1,254	1,568
491	金河内地頭線	物部西舞鶴線		—	—	—	—	—
492	私市大江線	舞鶴綾部福知山線	綾部市・福知山市境	961	1,240	0.36	672	840
493	西坂蓼原線	綾部大江宮津線	綾部市・福知山市境	372	480	0.05	392	490
494	綾部大江線	舞鶴若狭自動車道	物部梅迫停車場線	5,498	7,092	0.79	8,128	10,160
		物部梅迫停車場線		1,988	2,565	10.19	2,060	2,575
		篠田七白石線	物部西舞鶴線	1,988	2,565	0.75	2,060	2,575
		物部西舞鶴線		—	—	—	—	—
522	三俣綾部線	福知山市・綾部市境	安場田野線	1,417	1,828	0.96	1,493	1,866
		安場田野線	福知山綾部線	1,988	2,565	1.11	2,060	2,575
709	中山綾部線	福知山市・綾部市境	安場田野線	1,417	1,828	2.13	1,493	1,866
		安場田野線	福知山綾部線	1,417	1,828	0.29	1,493	1,866
771	名田庄綾部線		小浜綾部線	—	—	—	—	—

資料：平成22年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表

注）斜体で示した交通量及び混雑度は推定値です。

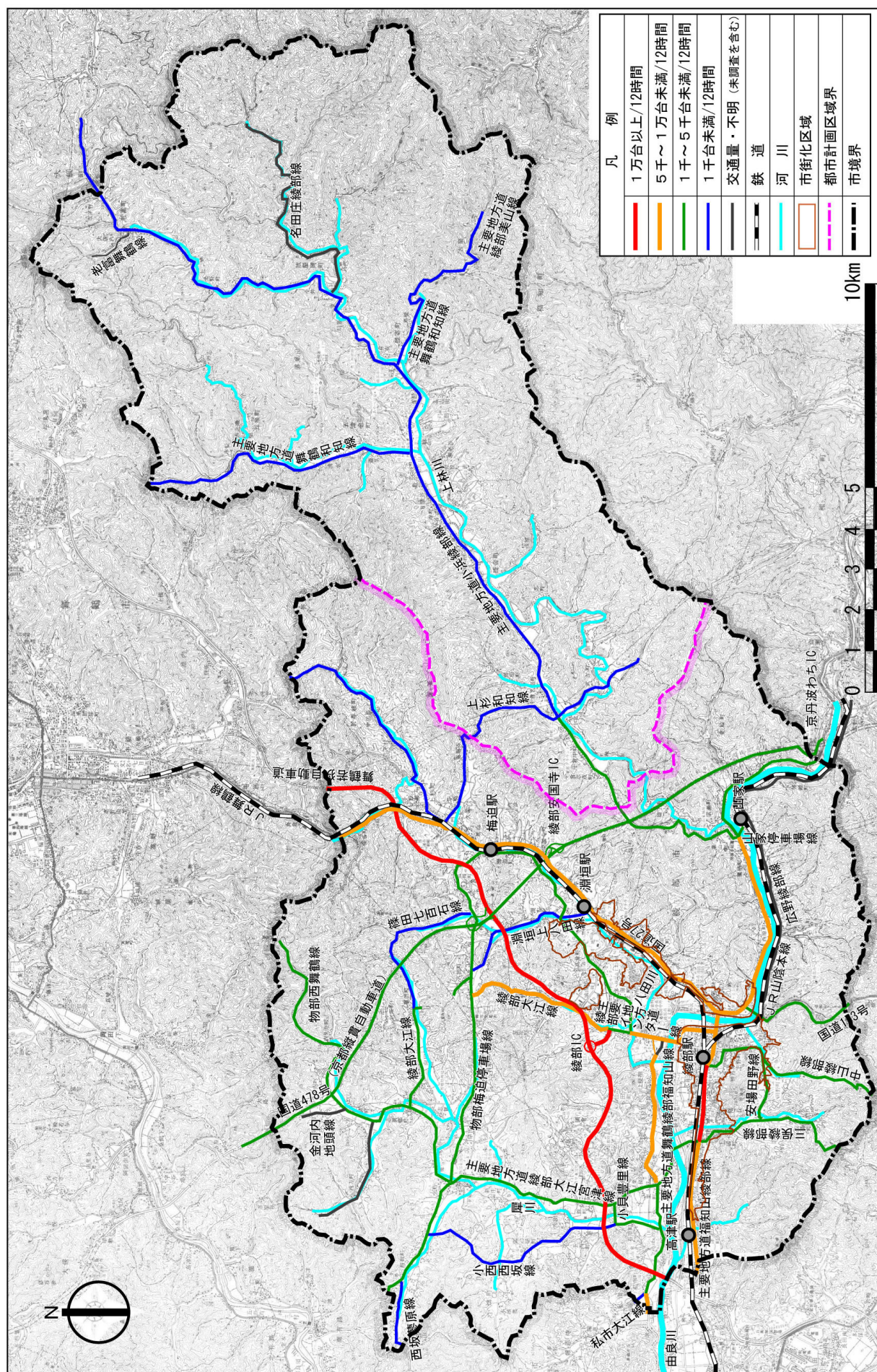


图 1-18 道路交通量图

2) 公共交通

① 鉄道

≪市内にはＪＲ山陰本線と舞鶴線が運行されており５駅あります。乗車人数は減少傾向にありましたが、平成２２年度以降増加しています。≫

ＪＲ山陰本線が京都、福知山・山陰方面に、ＪＲ舞鶴線が綾部駅から舞鶴市・若狭方面に連絡しています。

鉄道駅は、ＪＲ山陰本線に高津駅、綾部駅、山家駅、ＪＲ舞鶴線に湊垣駅、梅迫駅があります。市内の一日平均の乗車人数は平成２３年度１，８３３人で、減少傾向にありましたが、平成２２年度以降増加しています。

表１－２７ ＪＲ乗車人数

年度	駅数 (駅)	乗車人数（一日平均） (人)
平成17年度	5	1,876
平成18年度	5	1,846
平成19年度	5	1,790
平成20年度	5	1,765
平成21年度	5	1,659
平成22年度	5	1,763
平成23年度	5	1,833

資料提供：西日本旅客鉄道㈱福知山支社

② バス 交通

≪あやバスなどが市立病院や綾部駅を中心に運行し、運行開始以降乗車人数は増加傾向にありましたが、平成２３年度以降減少しています。≫

バス交通は、あやべ市民バス（あやバス）、京都交通（株）、福知山市営バスがあります。

あやバスは、綾部市立病院、綾部駅南口などを中心に８路線、１日３～１２往復／路線を運行しています。平成１７年４月１日に運行を開始し、平成２４年度の年間乗車人数は約２２万７千人でした。また、平成２３年１２月８日には、累計利用者数が１５０万人を達成しました。

京都交通は福知山線として綾部駅と福知山駅、福知山市民病院を連絡し、１日９往復を運行しています。また、福知山市営バスは川合大原線として辻（福知山市）と綾部駅、綾部市立病院を連絡し、１日６往復を運行しています。

表１－２８ あやバスの利用状況

年度	年間乗車人数 (人)	１日平均乗車人数（人）		
		全日	平日	土日祝日
平成17年度	200,939	550	636	369
平成18年度	215,213	590	687	381
平成19年度	219,831	601	692	409
平成20年度	214,207	587	684	384
平成21年度	238,012	652	760	431
平成22年度	245,556	673	772	464
平成23年度	237,166	648	751	434
平成24年度	227,494	623	726	410

資料：市民協働課

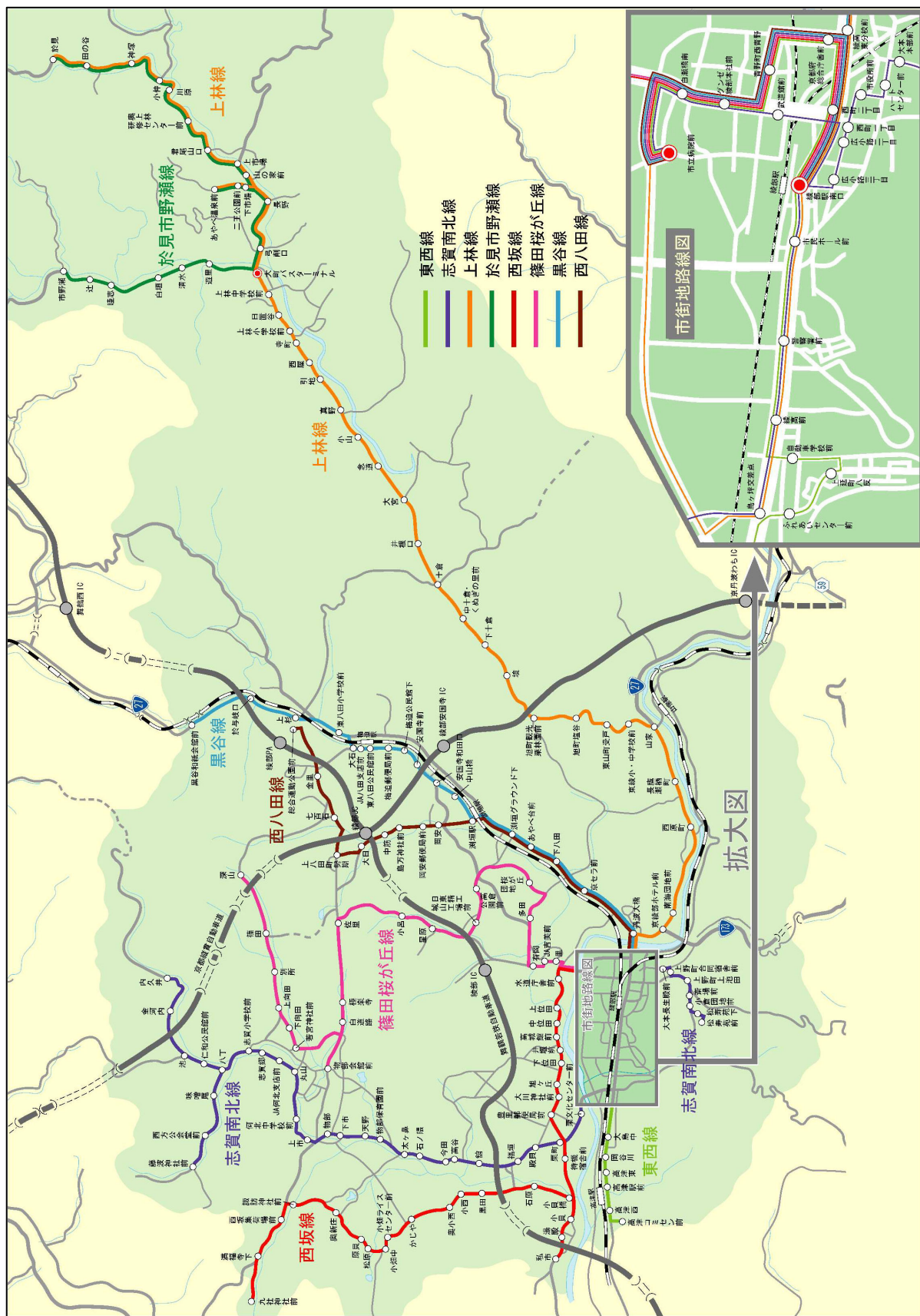


図 1 - 1 9 あやべ市民バス（あやバス）路線図

第2章 市民アンケート調査結果

2-1 調査の概要

(1) アンケート調査の目的

市民の皆様方から綾部市全体や各地域のまちづくりに関するご意見やご希望をお聞きし、“まちづくりの基本的な方針を定める計画”（都市計画マスタープラン）に反映させることを目的に、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施期間

市民アンケート調査は、平成23年12月9日に配布し、平成23年12月24日を期限として回収しました。

(3) 調査対象

18歳以上の市民2,000人を対象としました。なお、対象者の抽出に際しては、無作為抽出としました。

(4) 実施方法

調査票を郵送配布し、郵送回収しました。

(5) 回収状況

■各アンケートの回収率の状況

区 分	配布数	回答数	回答率
市民アンケート	2,000票	935票	46.8%

(1) 買物、会食などの行動について

ア 食料品・日用雑貨は市内で買物する割合が高く、ファッション関係の買物や友人との会食などは、市外を利用する割合が高くなっています。

- ・食料品・日用雑貨の買物場所は、市内が約74%で、その内、市中心地又は市内大規模店舗が約81%（“市内”の中の構成比）となっています。また、市外の利用者は約19%と市内で買物をする割合が比較的高くなっています。
- ・一方、服などのファッション関係の買物場所は、市内が約37%で、その内、市中心地と市内大規模店舗が約93%（同上）となっています。また、市外は約48%と市外で買物をする割合が比較的に高くなっています。
- ・また、友人などとの会食の場所は、市内が約47%で、その内、市中心地と市内大規模店舗が約83%（同上）となっています。また、市外は約46%と市外で会食する割合が比較的高くなっています。

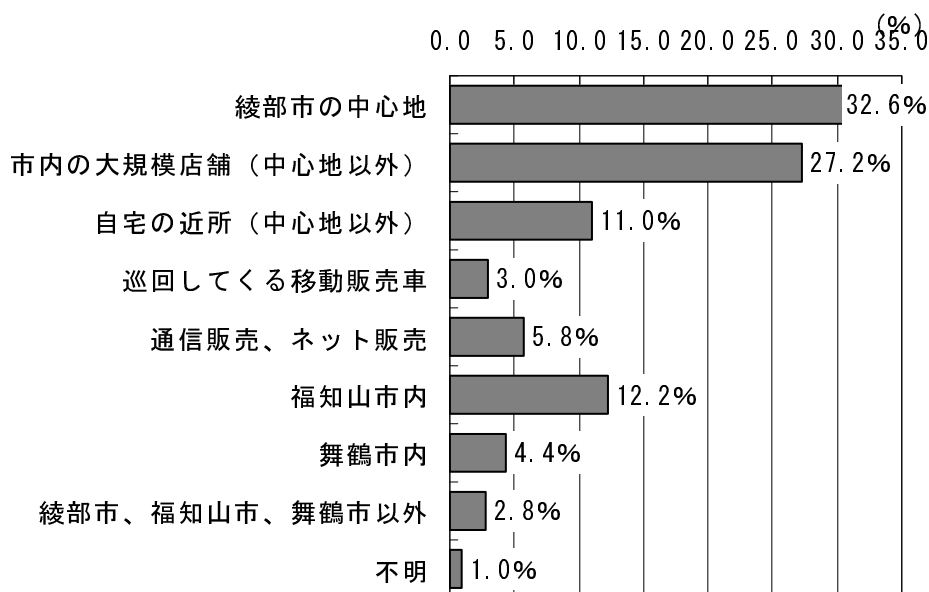


図2-1 よく利用する場所【食料品・日用雑貨】

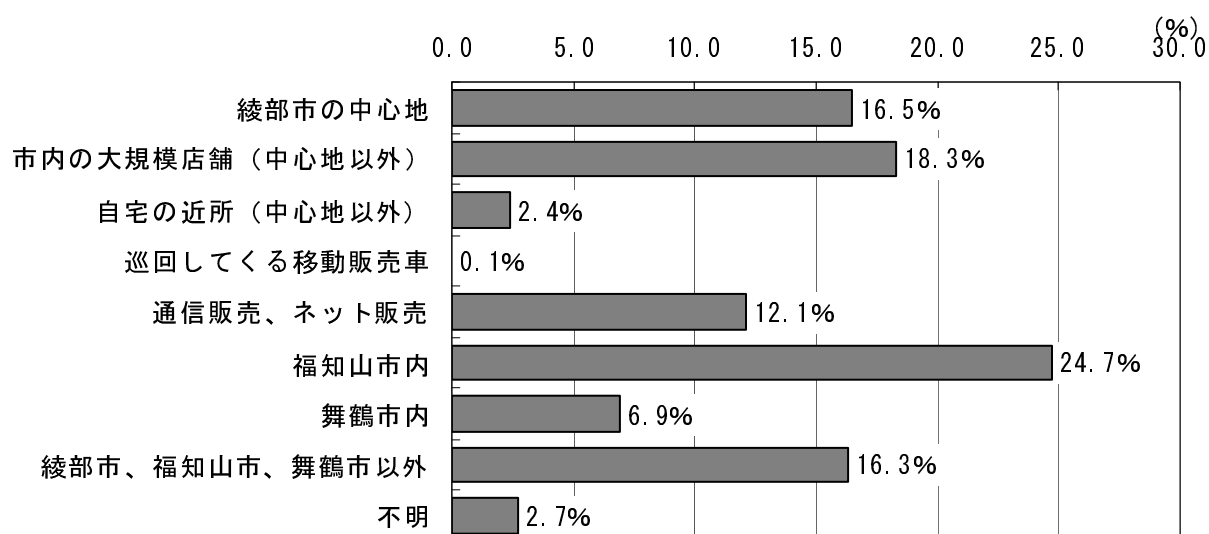


図 2－2 よく利用する場所【服などのファッション関係】

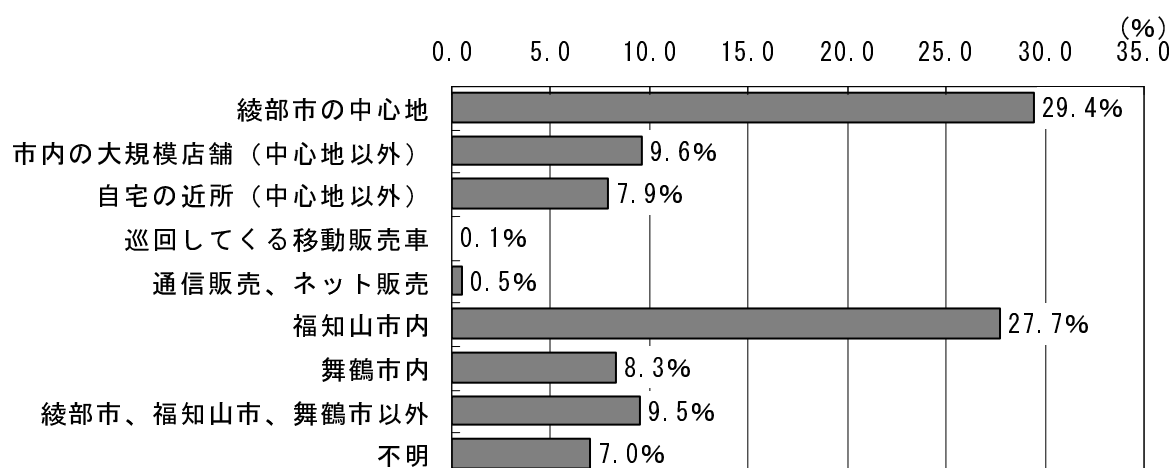


図 2－3 よく利用する場所【友人等との会食など】

イ “その場所を選ぶ理由”として「地元ではできない、そろわない」が、“服などのファッション関係の買物”、“友人等との会食”において上位を占めています。

- ・“その場所を選ぶ理由”として「何でもそろう」「値段が安い、手ごろ」が、“食料品・日用雑貨の買物”では約 5 6 %、“服などのファッション関係の買物”では約 4 9 %、“友人等との会食”では約 2 8 %と上位を占めています。
- ・一方、「地元では出来ない、そろわない」が、“食料品・日用雑貨の買物”では約 5 %と低くなっていますが、“服などのファッション関係の買物”では約 2 5 %、“友人等との会食”では約 1 2 %となっています。

ウ 買物や友人等との会食時の交通手段は過半数の人が自動車を利用し、徒歩・自転車や公共交通の利用割合は低くなっています。

- ・“食料品・日用雑貨の買物”、“服などのファッション関係の買物”、“友人等との会食”を行う時の交通手段は、「自動車」が約５８％～約６７％と最も多くなっています。
- ・一方、「徒歩」「自転車」は“食料品・日用雑貨の買物”において約２４％になっていますが、“服などのファッション関係の買物”、“友人等との会食”では約１１％～約１４％と低くなっています。
- ・「鉄道」「路線バス・市内巡回バス」といった公共交通の利用者は“食料品・日用雑貨の買物”は約５％、“服などのファッション関係の買物”は約１％、“友人等との会食”は約１０％といずれも低い率となっています。

(2) 居住している地域の環境などについて

ア 居住している地域の現状について、「現状のままでよい」は約 38%で、「現状のままで満足」が約 48%を占めています。

- ・居住している地域の現状について、市全体で「現状のままでよい」は約 38%で、「現状のままで満足」が約 48%を占めています。
- ・区域区分別では、「現状のままでよい」は市街化区域で約 44%、市街化調整区域で約 36%、都市計画区域外で約 19%となっています。一方、「現状のままで満足」は市街化区域で約 44%、市街化調整区域で約 49%、都市計画区域外で約 69%となっています。
- ・地域に対する評価は市街化区域が最も高く、次いで市街化調整区域、都市計画区域外の順となっています。

イ 居住している地域の環境の中で満足（プラス点）としている項目は、自然環境、農業環境・田園風景、人とのつながり、歴史文化・歴史、住宅地の環境などの 8 項目です。

- ・居住している地域の環境の中で満足している 8 項目は、次のとおりです。

1 位 緑や水辺の自然環境：0.73	5 位 住宅地の環境：0.25
2 位 農業環境、田園風景：0.44	6 位 上水道：0.21
3 位 人とのつながり：0.31	7 位 消防、救急医療：0.17
4 位 伝統文化、歴史：0.30	8 位 治安対策：0.08

(注：評価点は、「満足」：+2点、「やや満足」：+1点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で除した値です。)

- ・自然環境、農業環境や田園風景、人とのつながり、伝統文化や歴史等について、今後も守り育てていくことが望まれています。
- ・都市計画区域外では、このうち「消防、救急医療」は-0.21、「上水道」は-0.12とマイナス評価となっています。

ウ 居住している地域の環境の中で不満足（マイナス点）としている項目は、まちの活気や活力、高校や大学への通学、公園・広場、文化・スポーツ施設の利用、道路・交通などの 12 項目です。

- ・居住している地域の環境の中で不満足としている 12 項目は、次のとおりです。

1位	まちの活気、活力	: -0.69	7位	河川、雨水排水	: -0.14
2位	高校、大学等への通学	: -0.56	8位	保育施設、福祉施設の利用	: -0.13
3位	公園・広場	: -0.41	9位	下水道	: -0.10
4位	文化・スポーツ施設の利用	: -0.29	10位	日常の買物	: -0.04
5位	道路・交通	: -0.19	11位	病院、診療所への通院	: -0.03
6位	自然災害への対策	: -0.17	12位	職場への通勤	: -0.01

エ 区域区分別では、全ての区域で自然や風景に係る環境評価は高く、市街化調整区域、都市計画区域外は市街化区域と比較し、通学、通院、買物、施設利用などの利便性において評価が低くなっています。

- ・不満足とする項目は、市街化区域は20項目中8項目、市街化調整区域は11項目、都市計画区域外は14項目となっています。
- ・このうち、“緑や水辺の自然環境”“農業環境、田園環境”などの自然や風景に係る環境の評価は全ての区域で高くなっています。
- ・一方、“高校、大学等への通学”、“病院、診療所への通院”、“日常の買物”、“保育施設、福祉施設の利用”、“文化・スポーツ施設の利用”、“職場への通勤”など利便性に関する項目は、市街化区域に比べ市街化調整区域、さらに都市計画区域外の不満足とする評価が高くなっています。

区 分	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域外
満 足 の 評 価 が 特 に 高 い 項 目 (+0.5以上)	緑や水辺の自然環境 : 0.61	緑や水辺の自然環境 : 0.78 農業環境、田園環境 : 0.55	緑や水辺の自然環境 : 1.04
不 満 足 の 評 価 が 特 に 低 い 項 目 (-0.5以下)	まちの活気、活力 : -0.68	まちの活気、活力 : -0.67 高校、大学等への通学 : -0.64	高校、大学等への通学 : -1.03 病院、診療所への通院 : -0.94 まちの活気、活力 : -0.86 日常の買物 : -0.74 文化・スポーツ施設の利用 : -0.71 自然災害への対策 : -0.60 保育施設、福祉施設の利用 : -0.56 公園、広場 : -0.54 職場への通勤 : -0.54 道路・交通 : -0.53
備 考	20項目中 ・満足とする項目 : 12 ・不満足とする項目 : 8	20項目中 ・満足とする項目 : 9 ・不満足とする項目 : 11	20項目中 ・満足とする項目 : 6 ・不満足とする項目 : 14

オ 管理されていない空き家が増える傾向にあります。

- ・「管理されていない空き家が増える傾向にある」は市全体で約 35 %、市街化区域で約 25 %、市街化調整区域で約 41 %、都市計画区域外で約 48 %となっています。（表 2－17 参照）

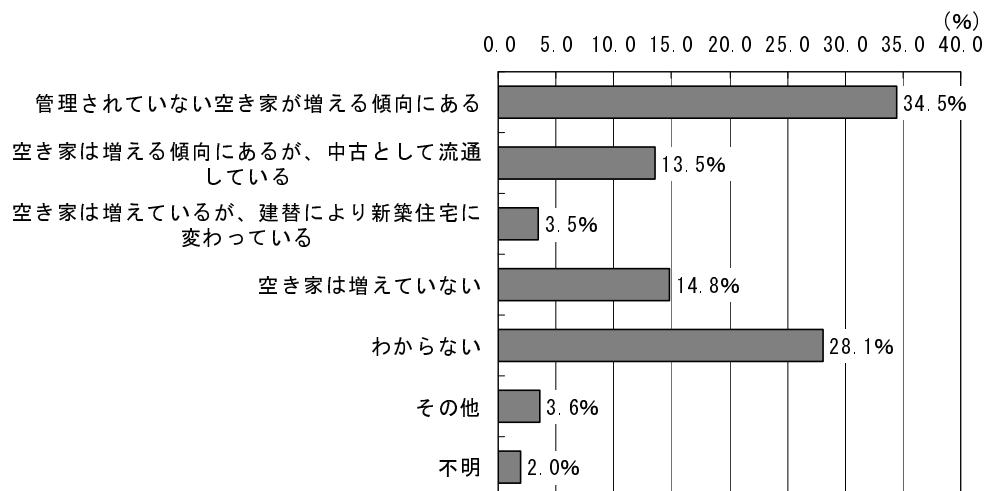


図 2－4 空き家の発生状況

カ 普段の生活に欠かせない移動手段は自動車が約 86 %を占める一方、公共交通は 10 %前後と低くなっています。

- ・「自家用車」が約 86 %と最も多く、次いで自転車が約 25 %になっています。
- ・一方、公共交通は、「路線バス」が約 13 %、「鉄道」が約 8 %、「市内巡回バス」が約 7 %と低くなっています。

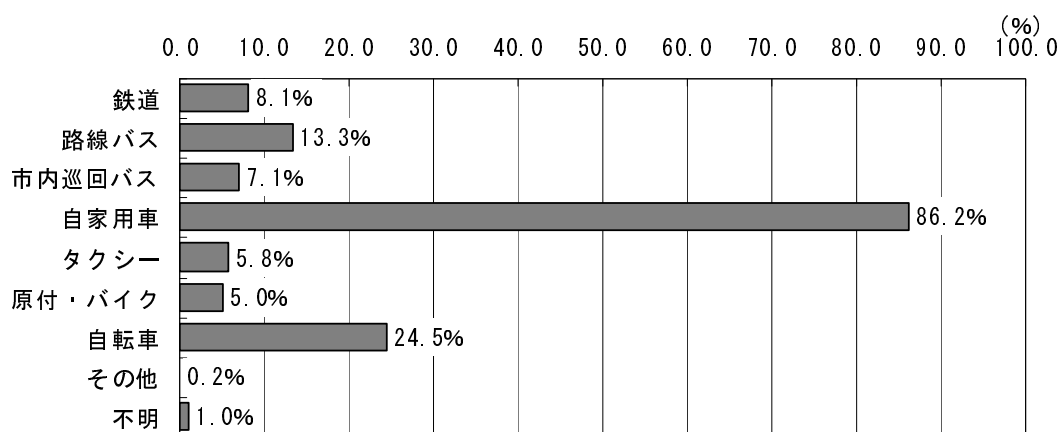


図 2－5 普段の生活において、かかせない移動手段（複数回答）

キ 現在、居住している地域の居住継続希望は「現在の場所に、住み続けたい」が約 73 %で大部分を占めています。市街化区域では「現在の場所に、住み続けたい」、都市計画区域外では「綾部市の中心地に近い便利な場所に住みたい」の比率が若干高くなっています。

- ・「現在の場所に、住み続けたい」は市全体で約 73 %を占めています。
- ・区域区分別にみると、「現在の場所に、住み続けたい」とする回答比率は市街化区域で約 75 %、市街化調整区域で約 71 %、都市計画区域外で約 69 %となっています。
- ・一方、「現在の場所を離れ、綾部市の中心地に近い便利な場所に住みたい」とする比率は、市街化区域で約 7 %、市街化調整区域で約 8 %、都市計画区域外で約 13 %となっています。

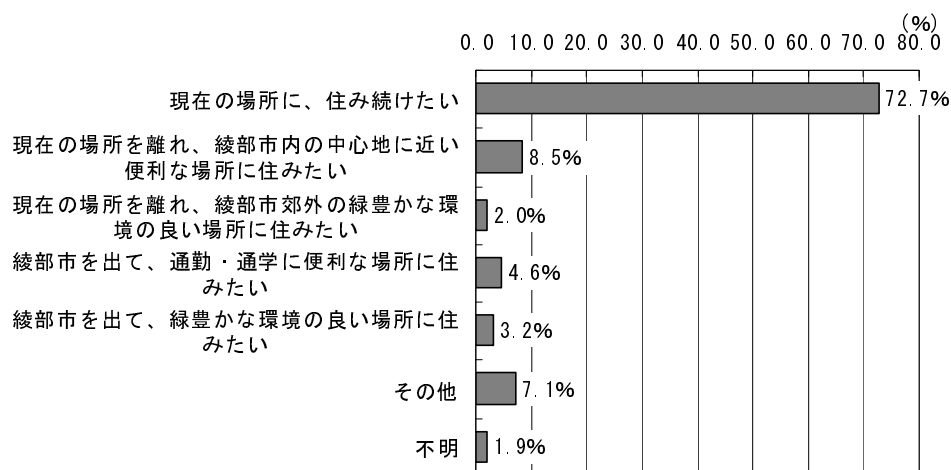


図 2－6 居住している地域での居住継続の意向

(3) 居住している地域における土地の利用方策に関する重要な方策について

ア 重要な方策として、住宅地環境の保全、産業振興、商業振興、農地の保全、自然・歴史の利活用などが上位にあげられています。

- ・居住している地域における土地の利用方策に関する重要な方策として、上位にあげられている方策は次のとおりです。

1 位	現在の住宅地の環境を守り、育てる	: 56.5%
2 位	現在の工業地などに工場・事業所などを誘致し、産業の振興を図る	: 44.4%
3 位	農地の減少をできるだけくい止め、農業の振興を図っていく	: 31.0%
4 位	大型ショッピングセンターなどを誘致し、新たな商業拠点をつくる	: 25.6%
5 位	農地を市民農園など交流の場として有効活用する	: 24.9%
6 位	貴重な自然・歴史を必要な範囲で公園・緑地として整備を行い、 余暇活動の場として利活用を図る	: 21.9%
7 位	現在の工業地の環境を守り、育てる	: 19.9%
8 位	旧来の中心市街地を守り、育てる	: 19.4%
9 位	町内の古くからの商店や商店街を守り、育てる	: 17.9%
10 位	幹線道路沿いに商業施設を連続的に配置する	: 16.6%

注：この比率は、回答者総数935票を100%として選択率（回答数／回答者総数）を算定しています。

(4) 宅地開発や建築の制限について

ア 市街化調整区域を指定して制限することについて、効果を認める回答比率は低く、一方、“問題がある”、“必要性が低い”とする回答比率が高くなっています。

- ・「市街化調整区域を指定し、制限していることにより、農地や自然環境が良好に保全されるなど、良い効果が出ている」の効果を認める回答は約12%で低くなっています。
- ・一方、「市街化調整区域を指定し、制限していることにより、住宅等が建設できない、人口が減少する、などの問題が発生している」、「市街化調整区域を指定し、制限している現状においても、農地や自然環境が減少して良い効果が出ていない」、「市街化調整区域では、宅地開発が少ないため、特に制限をしなくても農地や自然環境が保全され、大きな問題は発生しないと思う」の“問題がある”、“必要性が低い”といった、現行の区域区分に否定的な回答は約58%と過半を超えています。
- ・区域区分別では、問題がある”、“必要性が低い”といった回答率は、市街化区域は約57%、市街化調整区域は64%、都市計画区域外は約40%となっており、いずれも高い率となっています。

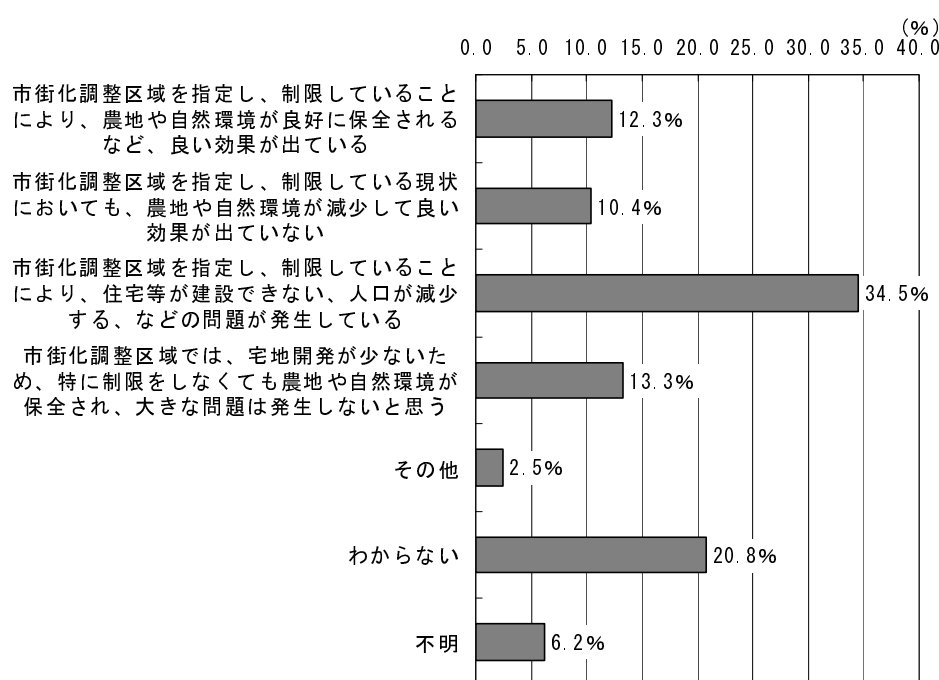


図2-7 “宅地開発や建築を制限していること”の効果や問題点

イ 望ましい制限方策については、農村部等では宅地開発を制限しない、市全域で住宅建設、或いは宅地開発のすべてを制限しないとする回答比率が上位を占めています。

- ・「現状どおり、農村部や山村部においては、宅地開発などを制限する」、「市街地に近い地域は、宅地開発などの可能性が高いため制限することは良いが、市街地から離れた農村部や山村部まで宅地開発を制限する必要はない」、「市全域で、宅地開発のうち、住宅建設についてのみ制限しない」の、宅地開発や建築には何らかの制限の必要性があるといった回答が約62%と高くなっています。
- ・その制限方法については、現行の制限方法を肯定する「現状どおり、農村部や山村部においては、宅地開発などを制限する」は約11%で最も低く、現行の制限方法と別の方法が望ましいとする、その他の回答が約51%と高くなっています。
- ・一方、「市全域で、宅地開発（商業地、工業地、住宅地など）のすべてを制限しない」は約11%と低くなっています。

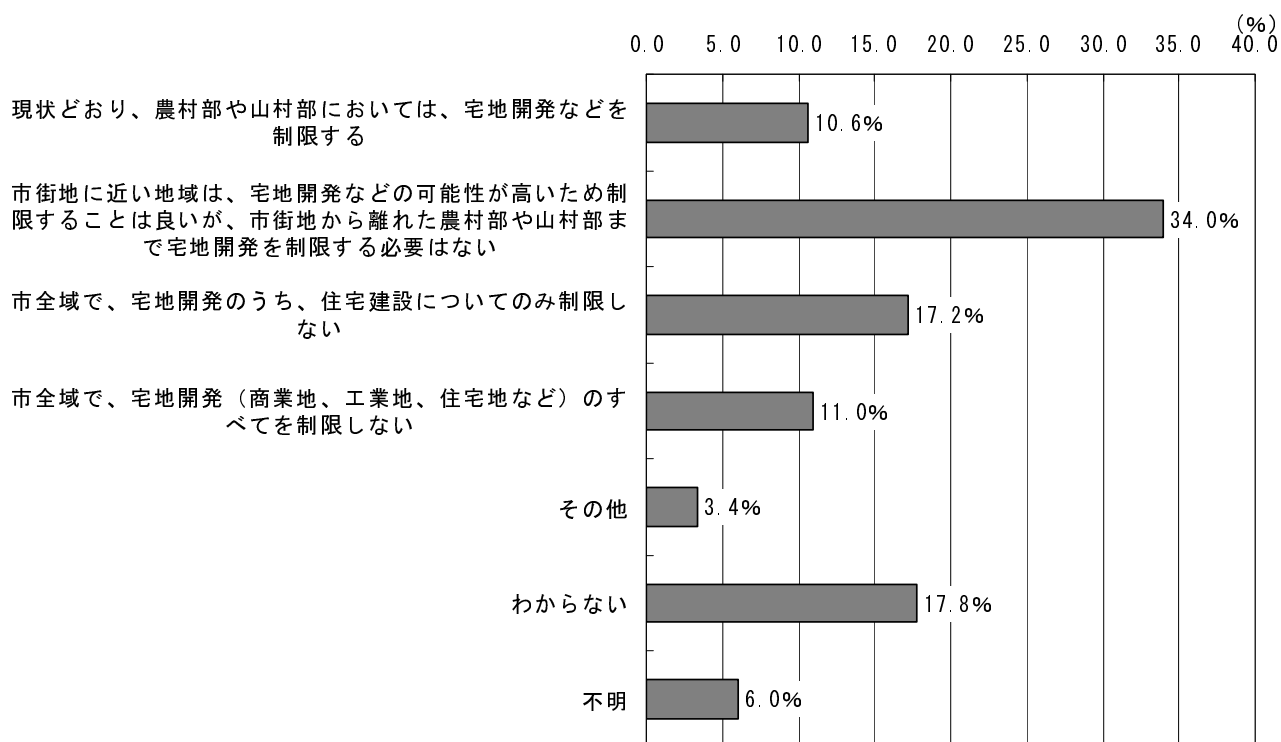


図2-8 農地や自然環境を保全しながら住宅地建設などの宅地開発を適正に進めて行くための望ましい制限方法について

第3章 都市整備上の課題

特性や市民アンケート調査結果、上位計画などを踏まえ、都市整備上の課題を次のように整理します。

(1) 少子高齢化社会への対応を踏まえ、地域の特性に応じた暮らしやすい環境の充実

少子高齢化が進み、人口の減少に歯止めをかけることが求められています。特に、市街化調整区域や都市計画区域外においては人口減少率が高く、地域コミュニティの活力を保持、充実するため、定住を促進することが重要になっています。

市街化調整区域内の人口減少の要因の一つとして、宅地開発や建築行為を規制している事が考えられます。市民アンケート調査結果では、宅地開発や建築行為を制限することについて、“問題がある”、“必要性が低い”とする回答が多く、その制限については、“農村部等では宅地開発を制限しない”、“市全域で住宅建設を制限しない”などの方策が望まれています。

市街化区域内に未利用地などが残存しています。市内に常住する就業者数が減少していることから、多様な就業場所や良質な住宅地といった定住環境の向上が求められており、未利用地などを活用して良好な住宅地や事業用地を供給することが求められています。

また、中心市街地でも人口減少と高齢化が進展し、空き家、空き店舗の増加による活力の低下や、密集住宅地には狭あい道路や老朽化住宅などが存在し、中心市街地の再生が求められています。

誰もが、安全・安心、快適に暮らせる定住環境の向上や、安心できる医療・福祉の充実など、地域の特性に応じた暮らしやすいまちづくりを進めることが必要になっています。

(2) 市街地の複合的な都市機能と農村集落の日常生活支援機能の充実

主要な公共公益施設、保健・医療施設、大型小売店舗は市街地に集積していますが、中心市街地では空き地や空き家の問題、また人口減少の問題なども発生しています。

市街地の活性化を図るため、効率的、効果的な土地利用と、複合的な都市機能の充実が必要になっています。

また、良好な交通アクセスを活かした、市街地と交通の要衝を結ぶ幹線道路沿道の有効な土地活用は、特に自動車依存率の高い本市において、地域の活性化や市民の利便性の向上に効果的な手段の一つと考えられます。

農村部や山間部には、豊かな自然と調和した集落が点在しています。これらの地域

は特に人口が減少し、高齢化が進み、身近な生活圏内に日常生活上の諸機能を配置することが望まれており、豊かな自然環境に配慮した都市機能の充実が必要になっています。

（３）産業の基盤強化による誘致・振興及び雇用の確保

本市の工業は、京都府平均や周辺都市と比較し事業所数、従業者数が共に上回っていますが、製造品出荷額等が低下する傾向がみられます。商業は周辺都市とほぼ同規模の集積を有し、年間販売額は微増しています。

本市は、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道などの良好な交通アクセスに恵まれ、平成２６年度には京都縦貫自動車道丹波・京丹波わち間が完成し、北近畿有数の高規格幹線道路網の結節点となります。また京都舞鶴港は日本海側拠点港に指定され、京阪神地域や全国の主要都市と物流可能な産業活動の拠点都市として更に発展する可能性があります。

このような状況から、今後とも産業構造を取り巻く社会・経済情勢を的確に捉えつつ、既存の産業活動の活性化とともに、新たな企業の誘致による多様な産業構造の構築をめざし、産業の基盤を強化して工業、商業の振興と雇用の確保を図ることが必要になっています。

また、本市の農林業は従事者の高齢化、後継者不足などにより、農家数や経営耕地面積は減少し、森林の荒廃が進み厳しい状況になっています。

市民アンケート調査で満足度の高い自然環境、農業環境・田園風景などを守り続けるためにも、農林業は農業経営の活性化や法人化、農業後継者やＵＩターンなどの新規就農者を支援し、森林の保育や間伐などを計画的に進め、森林環境の整備を図ることが必要になっています。

（４）都市施設の充実による利便性の向上

集約型の都市構造を構築する上で、市街地内、市街地と地域集落間、また、交通の要衝間の幹線道路網を充実して連絡することが重要になっています。

本市の都市計画道路の一部は長期間、未着手や未整備の状態にあり、都市計画道路の必要性や実現性などを検証し、効率的で効果的な整備を進めることが必要になっています。

また、本市の公共下水道の普及率は、近隣市や京都府と比較しても依然低い水準にあり、早期の計画的、効率的な整備が求められています。

誰もが安全安心に、住みやすく、快適で便利な生活を行うために、道路、公園、上水道、下水道などの都市施設を計画的に整備充実し、利便性を高めていくことが必要になっています。

（５）豊かな自然環境の保全と活用

本市は由良川沿いに市街地が形成され、犀川、八田川、上林川、伊佐津川沿いの平坦地に集落地や農地が続き、その周囲に緑豊かな山林が広がっています。また、美しい水や森林など豊かな自然や里山は、レクリエーションや癒しの場としてだけでなく、都市住民との交流の場としても、貴重な役割を担っています。

市民アンケート調査でも、居住している地域の自然環境、農業環境・田園風景など、自然環境や風景に関する項目の満足度が高くなっています。

このことから、本市が有する自然環境・景観を保全し、次世代に継承していくことや、豊かな自然環境を活かした地域づくりが求められます。

（６）自然災害や都市災害に備えた安全な都市環境の確保

平成７年１月に阪神・淡路大震災、平成２３年３月には東日本大震災が発生し、安全の確保は人々の生活や都市活動の前提として欠くことができない課題になっています。また、近年では市街地においても豪雨による浸水が発生しています。

これらのことから、自然災害・火災・各種事故への安全対策を進め、安全な都市環境を確保することが必要になっています。

第4章 将来目標の設定

4-1 将来都市像の設定

将来都市像は、都市整備上の課題、社会情勢、市民意向調査結果などを踏まえ、第5次綾部市総合計画と整合したものとします。

【都市整備上の課題】

(1) 少子高齢化社会への対応を踏まえ、地域の特性に応じた暮らしやすい環境の充実

- ・人口の減少に歯止めをかけることが求められています。
- ・市街化区域内の未利用地などを活用して、良好な住宅地や事業用地を供給することが求められています。
- ・中心市街地の再生が求められています。
- ・地域の特性に応じた暮らしやすいまちづくりの推進が必要になっています。

(2) 市街地の複合的な都市機能と農村集落の日常生活支援機能の充実

- ・中心市街地では、空き地や空き家の問題、人口減少の問題なども発生し、市街地の活性化を図るため、効率的、効果的な土地利用と、複合的な都市機能の充実が必要になっています。
- ・市街地と交通の要衝を結ぶ幹線道路沿道の有効な土地活用は、地域の活性化や市民の利便性の向上に効果的な手段の一つと考えられます。
- ・農村集落は、人口減少や高齢化が進み、生活圏内に日常生活上の諸機能を配置することが望まれています。

(3) 産業の基盤強化による誘致・振興及び雇用の確保

- ・良好な交通アクセスを活かした産業活動の拠点都市として更に発展する可能性があります。
- ・産業の基盤を強化して工業、商業の振興と雇用の確保が必要になっています。
- ・農林業の活性化を図ることが必要になっています。

(4) 都市施設の充実による利便性の向上

- ・公共交通網や幹線道路網の充実が重要になっています。
- ・都市計画道路網の見直しや整備が必要になっています。
- ・都市施設の整備が必要になっています。

(5) 豊かな自然環境の保全と活用

- ・自然環境・景観を保全し、豊かな自然環境を活かした地域づくりが求められます。

(6) 自然災害や都市災害に備えた安全な都市環境の確保

- ・自然災害・火災・各種事故への安全対策を進め、安全な都市環境を確保することが必要になっています。

【第5次綾部市総合計画】

《将来都市像》

**住んでよかった・・・
ゆったりやすらぎの
田園都市・綾部**

《施策の大綱》

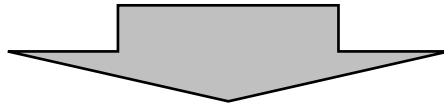
- (1) 市民が輝き共に築くまちづくり
- (2) 心豊かな人と文化を育むまちづくり
- (3) 支えあい安心して暮らせるまちづくり
- (4) 豊かさにとぎわいを生み出すまちづくり
- (5) 自然豊かで安全なまちづくり
- (6) 快適で誰もが住みよいまちづくり

【社会情勢】

- 1) 人口減少と少子高齢化の進行
- 2) 過疎化の進行と地域活力の低下
- 3) 経済・雇用環境の変化
- 4) 情報化の進展
- 5) 環境問題の顕在化

【市民意向調査結果】

- 居住している地域の現状について、「現状のままでよい」は約38%で、「現状のままでは不満」が約48%を占めています。
- 居住している地域の環境の中で満足（プラス点）としている項目は、自然環境、農業環境・田園風景、人とのつながり、伝統文化・歴史、住宅地の環境などの8項目です。
- 居住している地域の環境の中で不満足（マイナス点）としている項目は、まちの活気や活力、高校や大学への通学、公園や広場、文化・スポーツ施設の利用、道路・交通などの12項目です。
- 居住している地域に「現在の場所に、住み続けたい」は約73%を占め、その率は市街化区域と比べ、市街化調整区域や都市計画区域外が低くなっています。



綾部市都市計画マスタープランは、第5次綾部市総合計画に即して都市計画の基本的な方針を定めるものです。このことから、本市が目指す将来都市像は第5次綾部市総合計画が定める「将来都市像」と同じ、

『住んでよかった… ゆったりやすらぎの 田園都市・綾部』

とし、この将来都市像を実現するため、都市計画の視点から都市づくりの基本目標、土地利用方針及び分野別整備方針を定めるものとします。

【将来都市像（案）】

住んでよかった…

ゆったりやすらぎの田園都市・綾部

第5次綾部市総合計画では、

「第5次綾部市総合計画の将来都市像『住んでよかった…ゆったりやすらぎの田園都市・綾部』の実現を図っていくため、特に重点的に取り組む課題を次のように設定し、効果的な施策の推進に努めます。」

1. 少子高齢化への対応
2. 産業振興による雇用確保
3. 次代を担う人材の確保
4. 農村集落の活性化と街なかの再生
5. 市民生活における安全・安心の確保

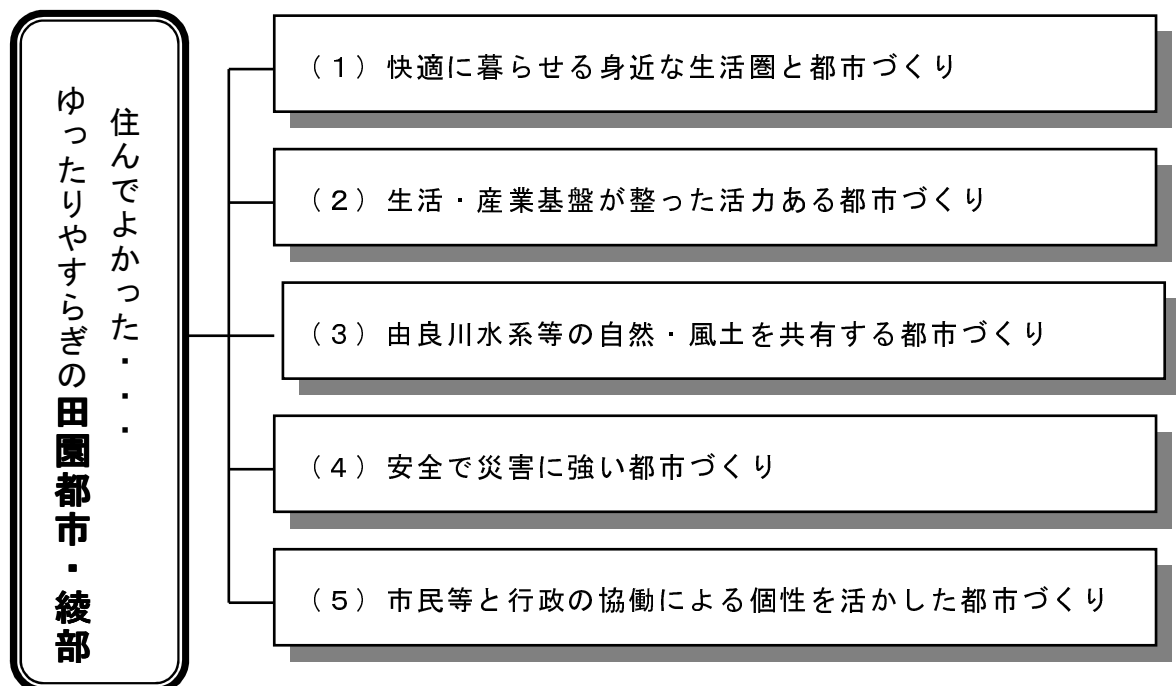
と定めています。

このことを踏まえ、都市計画マスタープランでは、市街地や集落など地域の特性に応じて誰もが快適に暮らせる都市環境の形成と、産業基盤を充実し産業の活性化を持続的に進めることを目指します。あわせて、豊かな自然の保全と活用とともに、自然災害や事故などに対する安全性を向上させ、これらの都市づくりを市民等と行政の協働により進めることを目指します。

将来都市像を実現するための“都市づくりの基本目標”を、次のとおり設定します。

【将来都市像】

【都市づくりの基本目標】



(1) 快適に暮らせる身近な生活圏と都市づくり

地域の特性に応じた適切な土地利用の誘導規制を図り、安全、安心、快適な暮らしに対応できる住環境の形成を目指します。

また、中心市街地では再生に向けた取り組みや、街なか居住を促進し、さらに、ユニバーサルデザインの導入などにより、高齢者や障害のある人を含めて誰もが安心して、快適に暮らせる都市づくりを目指します。

(2) 生活・産業基盤が整った活力ある都市づくり

子どもから高齢者までの誰もが健やかに暮らせる住環境や医療・福祉環境を充実するとともに、道路、公園、上水道、下水道などの都市施設の整備、充実及び適切な管理により利便性、快適性の維持・向上を目指します。

また、地域の特性を踏まえ、地域住民の生活環境が確保され、地域コミュニティの活力が持続的に発揮できるまちづくりを目指します。

良好な交通アクセスを活かし、産業活動の拠点都市として、新たな企業誘致や既存産業の基盤強化など、商工業の活性化による活力ある都市空間づくりと雇用の確保を目指します。また、農林業基盤の整備、農林業経営の活性化、担い手の育成、地域資源を活かした特産品・ブランド商品の開発や六次産業化の推進などにより、雇用の確保を目指します。

(3) 由良川水系等の自然・風土を共有する都市づくり

由良川、犀川、八田川、上林川、伊佐津川沿いの豊かな自然環境、資源、景観を保全します。

また、これらと調和した水源の里集落や里山集落などの個性を活かし、魅力ある集落づくりによる地域振興と活性化を目指します。

(4) 安全で災害に強い都市づくり

住宅、主要公共建築物などの不燃化、耐震化の促進と、自然災害に対応できる治山・治水・土砂災害対策の充実を目指します。

また、災害対策本部や救助活動の拠点となる建築物の耐震化や機能強化、避難路、避難地の確保により災害に強い都市づくりを目指します。

(5) 市民等と行政の協働による個性を活かした都市づくり

本市が育んできた文化や風土を共有して人と人との絆を大切に育てるとともに、市民や事業者などが都市づくりに参画できる機会を増やし、都市づくりの多様な場において市民等と行政の協働による都市づくりを目指します。

本市の将来人口の推計値と人口減少の対応策を勘案し、将来目標人口の設定に関する基本的な考え方を整理し、将来目標人口を設定します。

(1) 将来目標人口の設定

1) 目標設定に関する基本的な考え方

【人口推移】

- ・昭和25年国勢調査時の54,055人をピークに、その後は減少が続き、平成17年は37,755人、平成22年は35,836人となりました。
- ・出生死亡による自然動態、転入転出による社会動態ともに減少しています。
- ・自然動態は少子高齢化の進行によるもので、出生の減少、死亡の増加はさらに続くものと見込まれます。
- ・社会動態は、平成10年度から17年度まで微増、微減を繰り返していましたが、平成18年度以降は減少が続いています。社会動態は、既存企業の活性化や企業誘致による就業者数の増加、また、良質な住宅地の提供による定住化の促進などにより、減少を改善することが可能と考えられます。

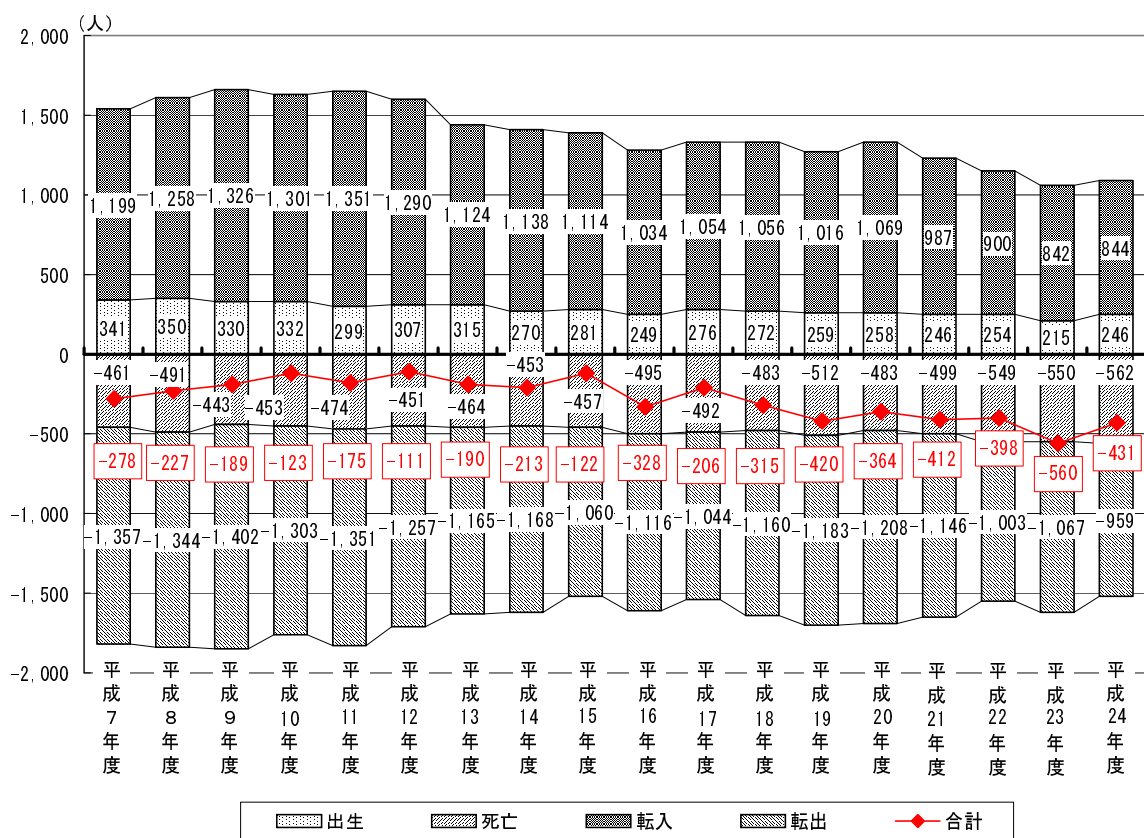


図4-1 綾部市の自然動態・社会動態の推移（資料：市民・国保課）

表 4－1 本市人口の推移（実績）

区分	昭和 22年	25年	30年	35年	40年	45年	50年	55年	60年	平成 2年	7年	12年	17年	22年
人口(人)	54,005	54,055	53,235	51,258	48,339	44,983	43,490	42,552	41,903	40,595	39,981	38,881	37,755	35,836
指数	100.0	100.1	98.6	94.9	89.5	83.3	80.5	78.8	77.6	75.2	74.0	72.0	69.9	66.4

資料：国勢調査

指数は昭和22年=100としたもの

【上位計画における将来人口】

《第5次綾部市総合計画が定める将来人口》

我が国の総人口が減少傾向にある中、人口の増加を見込むことは難しくなっています。今後も少子高齢化の進行による自然減と人口流出による転出超過とが今の状況で推移すると、総合計画の目標年次32（2020）年には33,000人程度になると推計されます。

このため、人口減少と少子高齢化の進行を前提として、将来的にも持続可能なまちづくりの手立てを考えることが重要となります。一方、活力あるまちを維持・形成していくため、子育て支援、若者支援、産業・雇用の創出、農村交流、定住支援など、人口の定着と流入、交流の促進に向けた取組を進めることにより、推計値を上回る人口の確保を目指します。

資料：「第5次綾部市総合計画」抜粋

【将来目標人口設定の基本的な考え方】

第5次綾部市総合計画が定める推計人口を基本とし、各推計人口を参考にして、平成34年の目標人口を以下のとおり検討します。

- ・少子高齢化が進行する中、自然動態は引き続き減少することが予想されますが、社会動態は、就業場所の拡充や良好な住宅地の供給、利便性の高い交通手段の充実、農村部や山村部の定住環境の向上などにより、転入の増加と転出の減少を図り、減少を改善することを目指します。
- ・社会動態の改善に伴う出生の増加を期待し、自然動態の減少の改善を目指します。

2) 将来目標人口の設定

- ・平成34年の将来目標人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を参考に、既存企業の活性化や企業誘致による従業者数の保持及び増加、定住化の促進による社会動態（転入、転出）の改善などを勘案し設定します。

【将来目標人口の参考値】

- ・国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口の、封鎖人口（参考値）は平成32年が33,755人、平成37年が32,145人です。
- ・将来推計人口（公表値）は、平成32年が32,654人、平成37年が30,714人で、社会減少は、平成32年が1,101人、平成37年が1,431人と見込まれています。
- ・これまでの自然動態、社会動態（平成12年～23年の推計人口）により、3つの推計式で算出した将来人口は、平成32年がおおむね33,000人、平成37年がおおむね31,000人と推計されます。

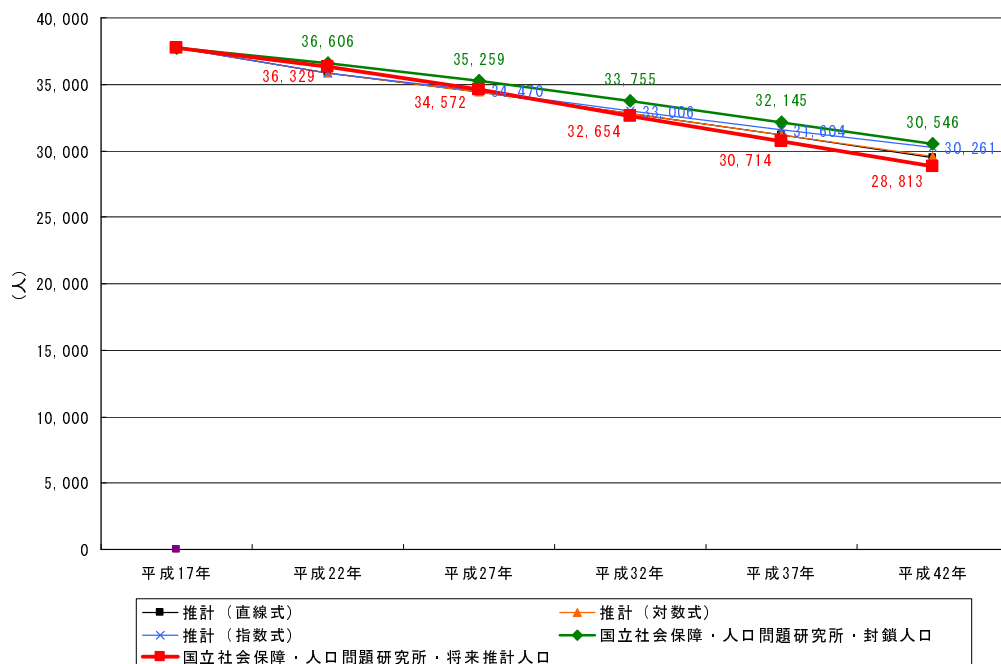


図4-2 国立社会保障・人口問題研究所などによる将来人口推計結果

表4-2 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計（平成20年12月推計）

区 分		実数（人）		推計人口（人）									
		平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成22年 2010年		平成27年 2015年		平成32年 2020年		平成37年 2025年		平成42年 2030年	
		国勢調査	国勢調査	封鎖人口	将来推計人口	封鎖人口	将来推計人口	封鎖人口	将来推計人口	封鎖人口	将来推計人口	封鎖人口	将来推計人口
				（参考値）	（公表値）	（参考値）	（公表値）	（参考値）	（公表値）	（参考値）	（公表値）	（参考値）	（公表値）
年 齢 階 層 別人口	0～14歳	4,918		4,489	4,526	3,986	3,926	3,649	3,434	3,302	3,031	3,012	2,719
	15～64歳	21,230		20,180	19,879	18,726	18,066	17,714	16,734	17,058	15,722	16,511	14,764
	65歳～	11,492		11,937	11,924	12,549	12,579	12,393	12,487	11,785	11,962	11,021	11,330
	計	37,755	35,836	36,606	36,329	35,259	34,572	33,755	32,654	32,145	30,714	30,546	28,813

表４－３ 綾部市の実績（平成１２年～２３年）に基づく推計人口（単位：人）

区分	実績		推計結果				
	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	重相関 係数
直線式	37,755	35,836	34,377	32,759	31,141	29,524	0.9859
対数式			34,383	32,775	31,172	29,572	0.9858
指数式			34,470	33,006	31,604	30,261	0.9840

- ・平成３４年は、推計年（平成３２年）の２年後となるため、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を参考に、封鎖人口（参考値）は３３，１１１人（おおむね３３，０００人）、と想定します。
- ・また、社会減少を加味した将来推計人口は３１，８７８人（おおむね３２，０００人）と想定します。

【将来目標人口の設定】

- ・都市計画マスタープランは、産業活動の拠点都市として、新たな企業誘致や既存産業の基盤強化など、商工業の活性化による雇用の確保や、地域特性に応じた土地利用の誘導、住環境の向上などにより定住化を促進します。
- ・これにより、国立社会保障・人口問題研究所が推計している将来推計人口数（社会動態を加味した人口数）を上回ることを目指し、封鎖人口ベースの推計人口数を目標とします。
- ・平成３４年の将来目標人口を、おおむね３３，０００人と設定します。

平成３４年の将来目標人口 おおむね３３，０００人

【用語説明】

- ・封鎖人口：出生と死亡のみを考慮して推計した人口
（国立社会保障・人口問題研究所の参考推計データ）。
- ・将来推計人口：封鎖人口に転入と転出を考慮して推計した将来推計人口
（国立社会保障・人口問題研究所の公表値）

(1) 第5次綾部市総合計画における「土地利用の基本方向」

平成23年3月策定の第5次綾部市総合計画では、土地利用の基本方向を、市街地地域、里山・田園地域、自然環境地域の3地域に区分しています。

区 分	土地利用の基本方向
① 市街地地域	市街化が進展し機能的な都市環境が形成されるべき地域で、住居機能や商工業等の業務機能、公共機能などが集中して誘導、整備され、文化、経済などの中心となる地域
② 里山・田園地域	田園都市を構成する重要な地域として、里山や田園、水辺、緑地など、農林業を通じそこに暮らす人々とのかかわりが深い自然を有する地域
③ 自然環境地域	美しく清らかな自然環境に恵まれた森林、原野、河川などの区域で貴重な自然が残り、その保全が最優先されるべき地域

(2) 将来都市構造

将来都市構造は、都市機能の集積を目指す「拠点」、道路を中心に都市活動を支える「都市連携軸」、市街地などの土地利用の集団的な空間の形成を目指す「エリア」により構成し、以下のとおり設定します。

1) 拠点の整備方向

①都市拠点

JR綾部駅、市役所、綾部市立病院周辺を「都市拠点」に位置づけ、商業・業務、文化、医療、福祉、行政、交通結節などの都市機能の集積を促進し、多様で高度なニーズに対応する都市サービスを提供する複合的な都市機能の充実を図ります。

②工業・物流拠点

京都府綾部工業団地、綾部市工業団地を「工業・物流拠点」に位置づけ、主要産業となる工業、物流などの振興を図るとともに、既存企業との交流促進や、新たな企業誘致などにより、地域経済の活性化と就業場所の拡充を図ります。

③文化交流拠点

京都府中丹文化会館、綾部市資料館、綾部市天文館などが集積する久田山付近を「文化交流拠点」に位置づけ、多彩な文化・芸術に触れ親しむ環境づくりを図ります。

また、水源の里事業及び里山事業の拠点となる、老富会館や里山交流研修センターについても、豊かな自然を活かし、都市住民との交流の場として位置づけます。

④観光・スポーツ交流拠点

本市における自然や伝統的文化を活かした観光地となっているあやべ温泉、二王公園、黒谷和紙会館、グンゼ記念館・博物館、綾部バラ園、宗教法人大本、ふれあい牧場や、スポーツ・レクリエーションの中心となっている綾部市総合運動公園などを「観光・スポーツ交流拠点」に位置づけ、既存施設や情報発信機能の充実、拠点間の連携を促進するとともに、これらの観光資源を基に創意工夫した地域観光の開発に努め、良好な交通アクセスを活かした観光・スポーツ交流を図ります。

2) 都市連携軸の形成方向

①広域連携軸

舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道27号、173号、JR山陰本線及びJR舞鶴線を「広域連携軸」に位置づけ、行政区域を越えた広域的な交通・物流・交流に資する動線軸の形成を図ります。

②地域連携軸

福知山市や舞鶴市など隣接する市町との連絡や、市内各地区間を連絡する主要地方道を「地域連携軸」に位置づけ、市民の日常生活における利便性、アクセス性の向上を目指し、地域間の交通・交流に資する動線軸の形成を図ります。

3) エリアの整備方向

①市街地エリア

一定の人口・都市機能が集積する区域を、「市街地エリア」に位置づけ、居住、商業・業務、工業、教育、文化、医療、福祉、行政など、機能的な都市環境が形成されるべき地域として、都市機能のさらなる強化と、計画的な都市施設整備を図ります。

②里山田園生活エリア

市街地エリアを除く、里山、田園に囲まれ自然環境の優れた集落地や農地などの区域を、「里山田園生活エリア」に位置づけ、豊かな自然や、農業との調和を図りつつ、集落地の生活基盤の向上を図り、地域産業の活性化や都市住民との交流を図ります。

③自然活用保全エリア

豊かな自然と里山風景をつくりだす森林、原野、河川などの区域を、「自然活用保

全エリア」に位置づけ、美しく清らかな自然環境に恵まれ、その保全が優先されるべき地域として景観に配慮し、森林の保全や林業の振興、自然環境を活かしたレクリエーションの場として活用を図ります。

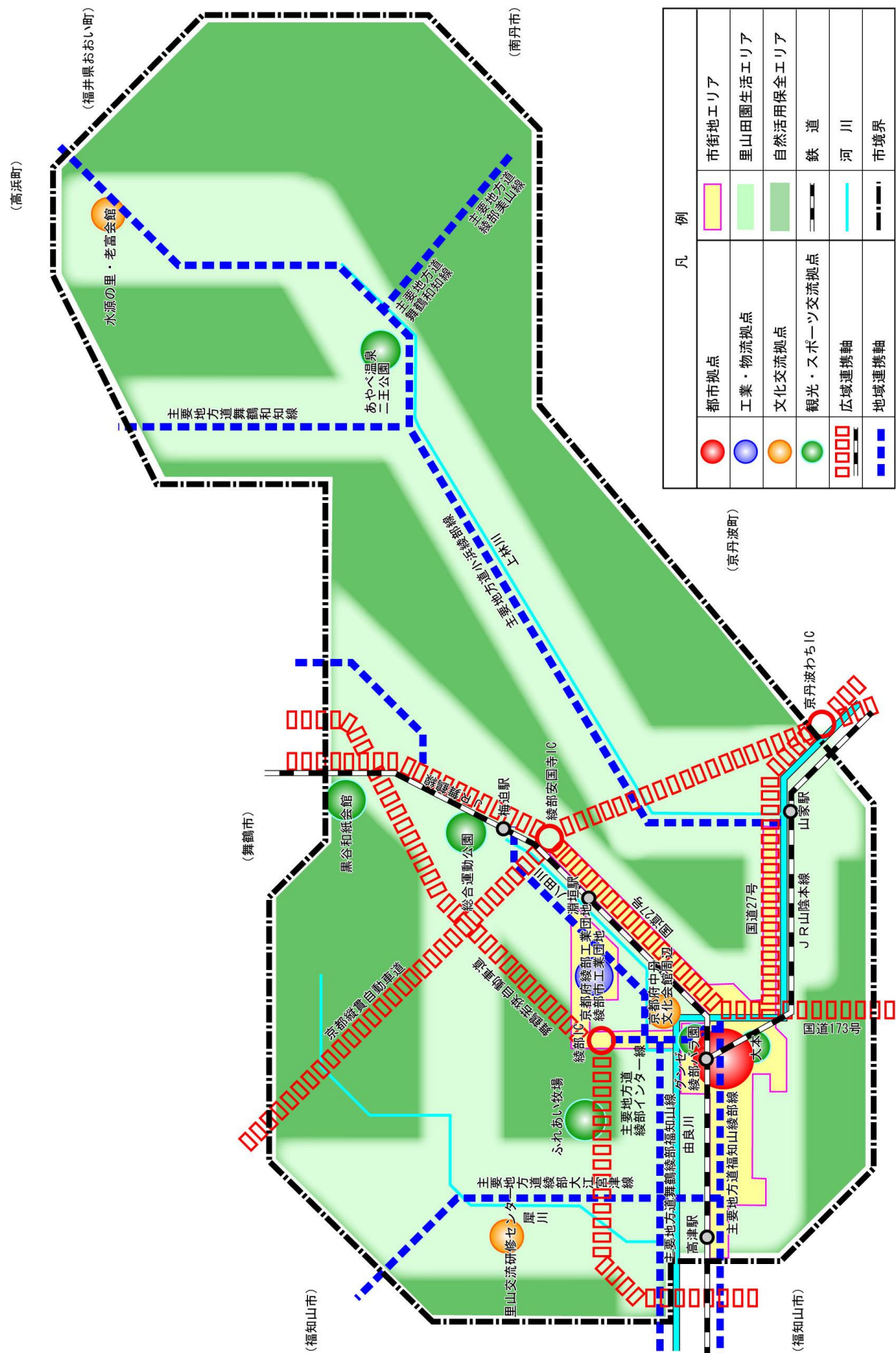


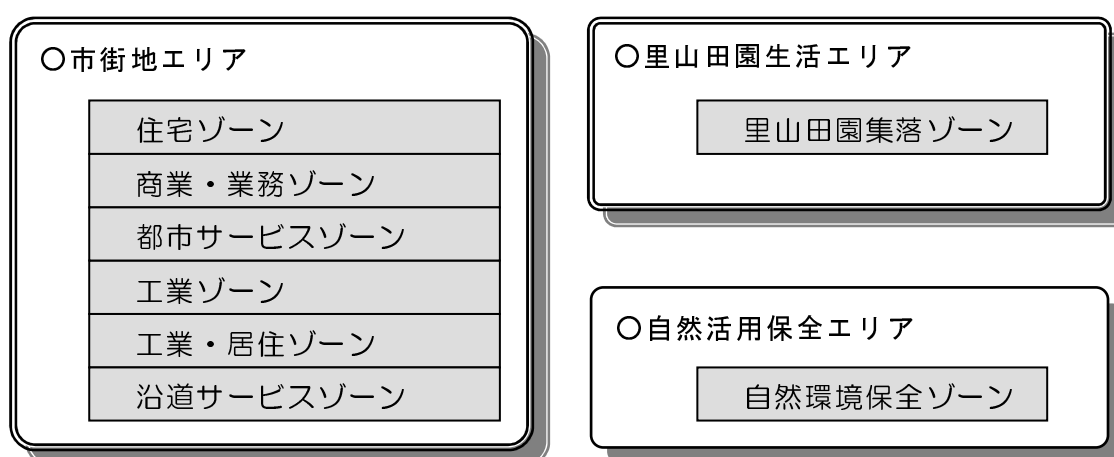
図 4－3 将来都市構造図

第5章 全体構想

5-1 土地利用の方針

(1) 土地利用区分の考え方

- ・土地利用区分は、将来都市構造で定める「市街地エリア」、「里山田園生活エリア」、「自然活用保全エリア」の整備方針に基づき、現在の土地利用状況を踏まえつつ、適正かつ合理的な土地利用の推進を図るため、次のように区分し配置します。
- ・なお、社会情勢の変化や土地利用動向などにより、必要に応じて土地利用の区分や配置を見直します。



(2) 各地域の土地利用方針

1) 市街地エリア

①住宅ゾーン

既成市街地の住宅地を、住宅ゾーンに位置づけます。

このうち、良好な住環境を守るため計画的に宅地開発された地域を低層住宅地、既成市街地の住宅地や土地区画整理事業により整備した地域を中高層住宅地として、周辺環境に配慮し、良好な住宅地の形成を図ります。なお、既成市街地南側の狭あい道路や老朽建築物が密集する地域は、安全安心な住宅地の形成に努めます。

また、主要地方道福知山綾部線、国道27号沿道周辺の住宅地は、自然環境に配慮した住宅地の形成を図ります。

②商業・業務ゾーン

JR綾部駅周辺から市役所周辺までの商業地一帯を、商業・業務ゾーンに位置づけます。

商業・業務、文化、福祉、行政などの複合的な都市機能の集積を活かし、空き地や

未利用地などの活用による、商業・業務などの機能強化やまち中居住を促進し、都市拠点の中心地として活性化を図ります。また、歩行者空間や広場、駐車場、案内板などの充実を促進し、市民の多様なニーズに応じた都市サービスが提供できるゾーンとして土地利用を図ります。

③都市サービスゾーン

市街地の主要地方道福知山綾部線及び国道２７号の沿道を都市サービスゾーンに位置づけます。

大型小売店舗、医療施設、各種業務施設などの集積を活かし、ＪＲ綾部駅周辺の商業・業務ゾーンを補完する都市サービスが提供できる地域として土地利用を図ります。

④工業ゾーン

京都府綾部工業団地、綾部市工業団地などの既存の工業利用地を、工業ゾーンに位置づけます。

本市の主要な産業集積地として、未利用地の有効活用、既存企業の規模拡大、既存産業との連携交流を推進し、経済の活性化と雇用の促進を図ります。なお、引き続き利便の増進と周辺の住環境や自然環境との調和を保ち、工業、物流などの企業が集積する地域として土地利用を図ります。

⑤工業・居住ゾーン

ＪＲ綾部駅北側及び国道２７号、主要地方道福知山綾部線沿道の工業系市街地を、工業・居住ゾーンに位置づけます。

本市の工業発展を担ってきた工場が集積し、周辺には住宅地が形成しており、緩衝帯となる緑地や空地の確保や、周辺の住環境に配慮した生産環境の形成に努め、住宅と工業が共存する区域として土地利用を図ります。

⑥沿道サービスゾーン

国道２７号、主要地方道福知山綾部線、綾部インター線沿いの市街地とインターチェンジなどの交通の要衝と連絡する沿道区域を、沿道サービスゾーンに位置づけます。

周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスを活かし、主要な幹線道路沿いの都市機能の充実を図ります。

2) 里山田園生活エリア

①里山田園集落ゾーン

里山田園生活エリアに点在する集落を、里山田園集落ゾーンに位置づけます。

人口減少、少子高齢化に対応するため、居住環境の維持、向上を図って定住人口の

安定化や増加を促進し、地域特性に応じた土地利用を図ります。

また、周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、身近な生活圏内に日常生活に必要な店舗などを配置し、快適に暮らしやすい生活環境が形成可能な土地利用を進めます。

農業用水利施設や農道の保全などにより農業生産性の向上や農業経営の安定に努め、優良農地として保全を図ります。

さらに、担い手の育成や農地流動化、農作業受委託を推進するための仕組みづくりを進めるとともに、農産物のブランド化や特産品の生産拡大、観光農園や市民農園の推進などを促進し、農業の活性化に努めます。

3) 自然活用保全エリア

①自然環境保全ゾーン

豊かな自然環境や、里山風景をつくりだす、森林、原野、河川などは、土砂流出防止などの防災機能の維持を図るとともに、土地の保全や水源かん養のほか、景観などの観点から自然環境の保護・保全に特に配慮し、開発行為などを抑制して森林の育成、保全、林業の振興を図ります。また、自然環境の保全を最大限に配慮して自然とのふれあいの場として活用を図ります。

(1) 道路・交通施設

1) 基本的な考え方

①道路ネットワーク・機能の充実

広域交流の利便性の向上や産業の振興を図るため、舞鶴若狭自動車道などの高速道路や主要な幹線道路の充実により、他都市との連携を促進する広域交通ネットワークの強化に努めます。

また、誰もが快適に利用できるよう、都市拠点と周辺地域を連絡する幹線道路網、公共交通網の充実を図るとともに、利便性が高く、災害時にも対応可能な生活道路の整備を目指します。

②社会情勢の変化や将来のまちづくりと整合した都市計画道路網の構築

人口や交通量の減少に適応した都市計画道路網の構築のため、長期未着手や未整備の都市計画道路について、存続、廃止など計画の見直しを行います。

③市民にやさしい公共交通づくり

市民や本市を訪れた人が、安全・安心、かつ快適に利用できるよう、市民、交通事業者、行政が協働し、利便性の向上やバリアフリー化を促進し、公共交通ネットワークの整備を目指します。

2) 主要な施設の整備の方針

①道路

ア 京都縦貫自動車道などの整備促進

高規格道路網と鉄道網共に交差する交通の要衝地として、京阪神地域、日本海側地域とのつながりを強化して産業基盤の充実、交流を活性化することを目指し、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道丹波綾部道路など、府北部周辺の高速道路ネットワークの早期完成を促進します。

イ 国道27号、173号などの改良と活用（主要幹線道路）

国道27号、173号を周辺都市と連絡する主要幹線道路として位置づけます。

本市の交通の骨格となる国道27号は、京都府の南部、北部などへの連絡道路であり、早期の改良整備を関係機関に働きかけるとともに、地元調整など事業の促進に努めます。

ウ 幹線道路ネットワークの拡充（幹線道路）

主要地方道、一般府道、市道の一部（都市計画道路）を幹線道路として位置づけます。

主要地方道福知山綾部線、主要地方道小浜綾部線、一般府道広野綾部線、一般府道上杉和知線などの改良整備を京都府等関係機関に働きかけます。

市道の適切な維持管理を行い、市内の円滑な移動の確保に努めます。

エ 都市計画道路網の見直し

長期間未着手や未整備の都市計画道路は、「京都府都市計画道路網見直し指針」に基づき、必要性や実現性などから総合的な検証を行い、次の視点から存続、廃止など計画の見直しを行います。

【見直しの視点】

- i 都市の骨格形成に必要なか（広域ネットワーク、都市の主軸の形成など）
- ii 交通機能として必要なか（交通混雑の緩和、駅へのアクセス強化、バス運行など）
- iii 空間機能として必要なか（環境空間、防災空間、収容空間など）
- iv 計画実現上の課題は無いのか（公共施設、文化遺産、地域コミュニティなど）

オ 市民との協働による道路づくり（生活道路）

生活道路となっている市道は、関係者と協働により緊急性の高い路線から順次整備を推進し、日常生活の利便性の向上に努めます。

市道高槻陸橋線は、交差点の早期改良整備を図ります。また、ＪＲ綾部駅周辺と綾部市立病院を連絡する市道青野豊里線の改良整備を図ります。

市が管理する橋梁は、事後的修繕から予防的修繕及び計画的な架け替えを基本にした長寿命化修繕計画を策定し、コスト縮減を図りつつ計画的な維持管理に努めます。

カ 安全・安心な道路ネットワークの機能充実

主要な道路の段差の解消など、ユニバーサルデザインの導入を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の創出を推進します。

高齢者や障害のある人、来訪者などにわかりやすい案内標識の整備に努めます。

交通量の多い幹線道路は、歩道・自転車道の整備を推進するとともに、歩道の安全対策の充実に努めます。

②公共交通

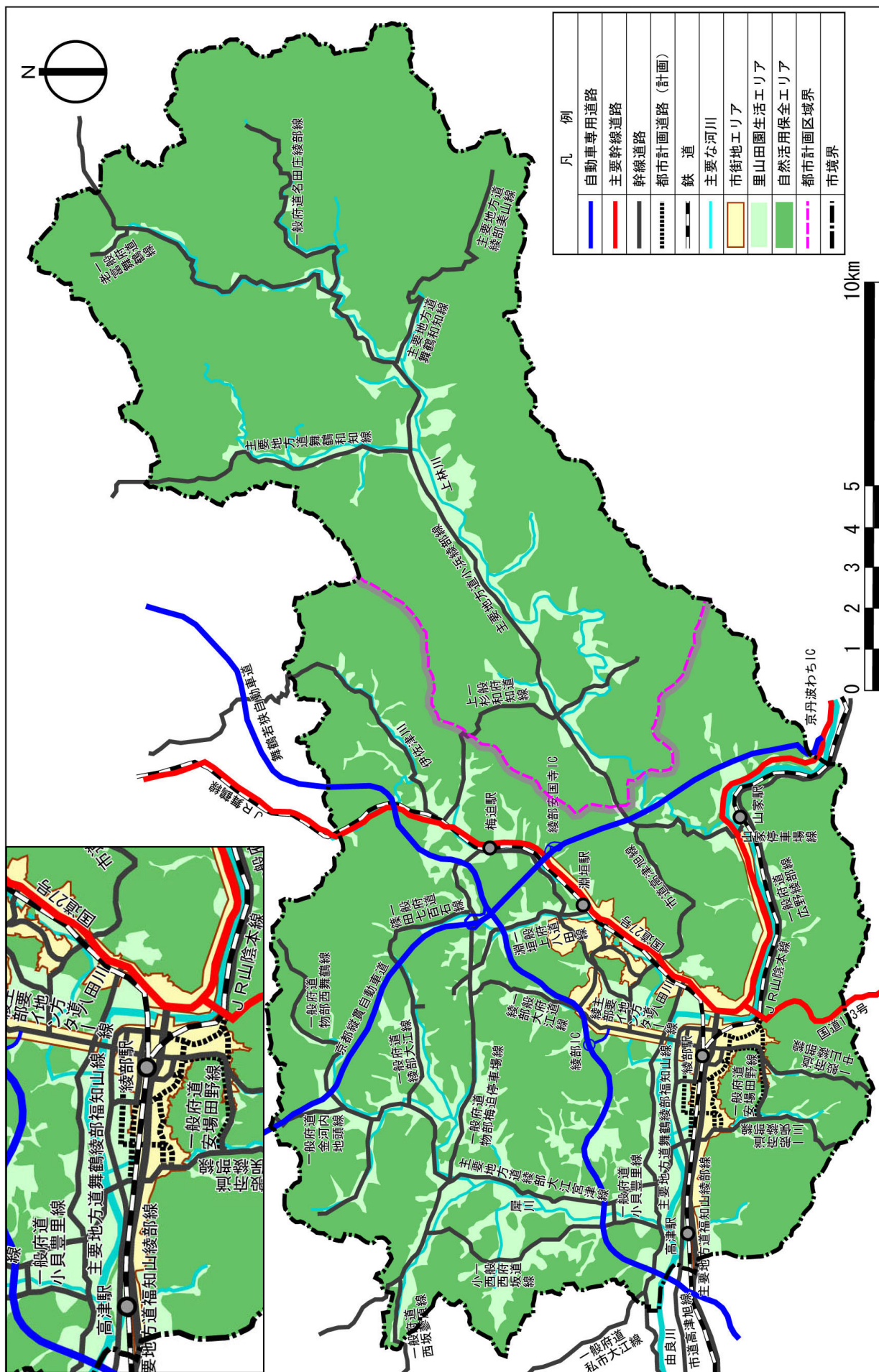
ア 鉄道の利便性の向上

J R 山陰本線の綾部・園部間の複線化の検討や、利用しやすい運行ダイヤ編成、駅のサービス向上などを関係機関に働きかけます。

イ 生活交通の維持・確保

バス利用者のニーズに対応した運行ダイヤの編成やわかりやすい時刻表の作成など、あやバスの安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

公共交通機関のない過疎地域で運行されている自主運行バスの運営を支援し、生活交通の確保を促進します。



(2) 公園・緑地

1) 基本的な考え方

①安全・安心に利用できる公園の充実

ゆとりや憩い、交流、スポーツ・レクリエーションなどの場として、安全・安心な公園・緑地づくりや、地域の特性を活かした公園の活用を推進します。

②市民参画と緑化の促進

住民との協働による公園づくりや管理運営など、市民参加による緑化の推進や緑地の保全を目指します。

2) 主要な公園・緑地整備の方針

①都市公園の整備、再生、保全

運動公園、総合公園、地区公園、街区公園など都市公園の適正配置と、市民のニーズに対応した、再生整備やユニバーサルデザイン化に努めます。

都市公園施設の適切な維持管理に努めます。

②公園施設の長寿命化の推進

安全・安心を図るとともに、コスト低減を図るため、都市公園の公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に公園施設の維持管理や改築・更新を図ります。

③市民との協働による公園管理

公園・緑地の整備や維持管理に市民が参画できる体制づくりを検討し、地域住民の公園愛護心の育成、地域コミュニティ活動を推進し、市民と協働による個性ある公園づくりを図ります。

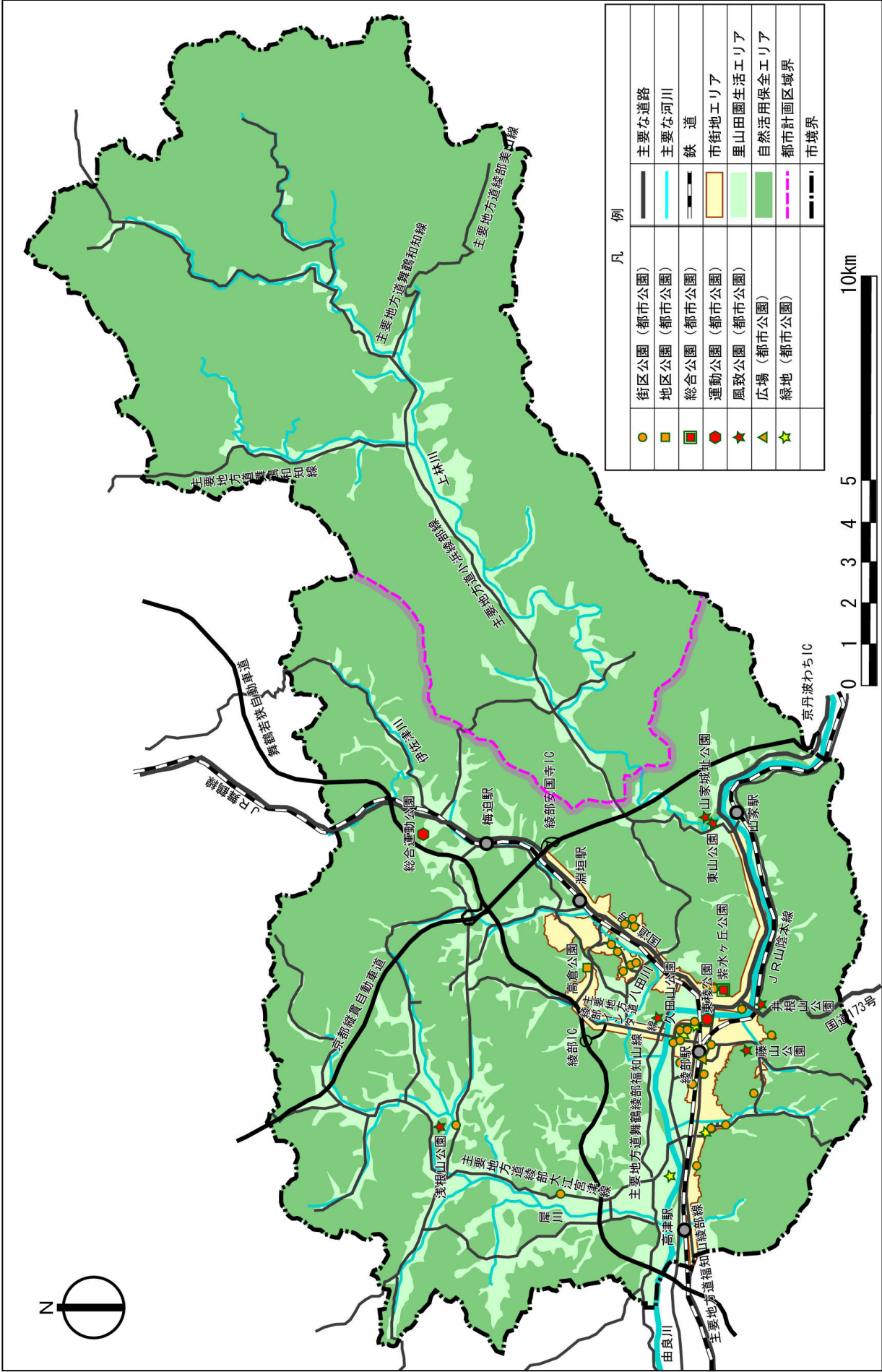


図 5-3 公園・緑地整備方針図

(3) 上下水道・河川

1) 基本的な考え方

①水道の安定供給

市民に安全で安心な水を継続的に供給するため、水道施設の適切な維持管理や統合整備事業などを計画的に推進し、水道未普及地の解消と安定供給を目指します。

②地域の特性に応じた下水道の整備推進

市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、地域の特性に応じ、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽による水洗化の計画的・効率的な整備を推進するとともに、下水道関係施設のほか、都市下水路や樋門の適切な維持管理などに努めます。

③安全・安心な川づくり

水害に対する安全性の向上を図るため河川の治水事業を推進するとともに、自然と人が共生できる水辺空間の創出を目指し、河川整備などを促進します。

2) 主要な施設の整備の方針

①上水道

浄水場などの適切な施設管理に努めるとともに、老朽化した上水道施設・設備の計画的な更新や耐震化などに努め、水の安定供給を図ります。

第一浄水場は、老朽化に伴い新たな施設の整備を図ります。

②簡易水道

上林・東八田・山家西簡易水道統合整備事業の早期整備に努めます。

老朽化した施設の計画的な更新に努めると同時に、上水道との経営統合と経営統合後の水道整備について検討します。

③公共下水道

公共下水道事業計画区域の早期整備に努めます。また、全体計画区域について、計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、既存施設の長寿命化対策に取り組みます。

④農業集落排水

物部・東八田地区の農業集落排水事業の早期整備に努めます。また、既存施設の良好な維持管理に努めます。

⑤合併処理浄化槽

公共下水道や農業集落排水での整備区域以外については、合併処理浄化槽の補助制度の活用や特定地域生活排水処理事業による水洗化を促進します。

⑥都市下水路

都市下水路や樋門の適切な維持管理を行い、市街地や既存集落における浸水対策に努めます。

⑦河 川

国や流域自治体と連携し、由良川連続築堤整備の早期完了を関係機関とともに推進します。また河川や危険溪流などについては、必要な河川改修や治水対策を関係機関とともに推進します。

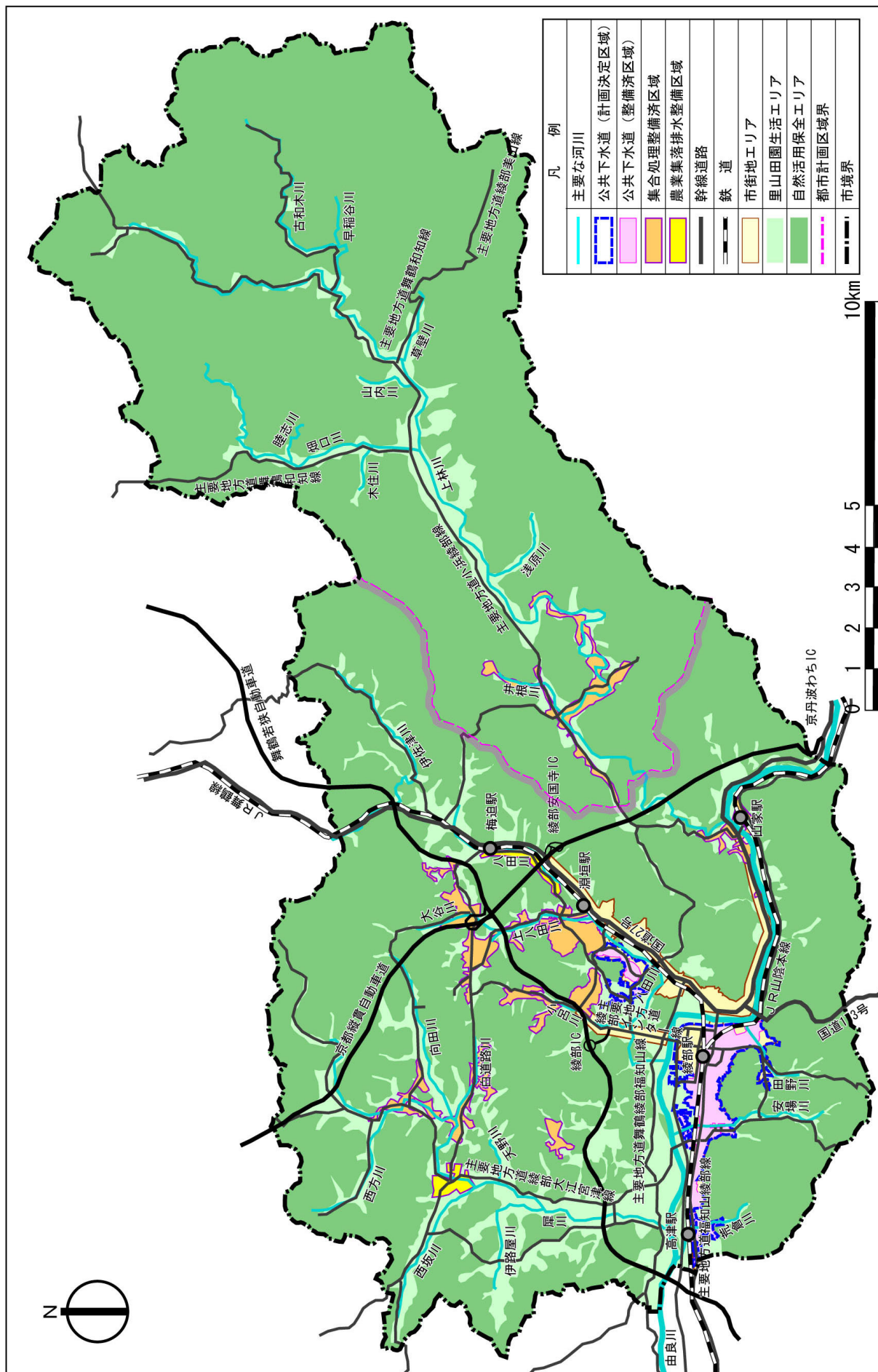


図 5 - 4 上下水道・河川整備方針図

(4) その他の都市施設

1) ごみの処理施設整備と減量化

①ごみ処理施設などの整備

クリーンセンターは、ごみの適正な処理と減量化を目指し適正な運転管理を図ります。また、ごみの資源化、減量化を促進し、最終処分場の延命に努めるとともに、埋め立て完了を見通す中で、新たな最終処分場の整備を進めます。

②ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進による減量化

廃棄物については、発生抑制、再使用、再生利用の3R〔「リデュース（ゴミになるものを減らす）」「リユース（繰り返し使う）」「リサイクル（資源として再び使う）」〕を基本に、市民との協働により家庭での適正な分別によるごみの減量運動に取り組めます。

また、リユースショップの活用やリサイクル施設の整備の検討など、分別収集の円滑な実施と適切な処理に努め、ごみの減量を促進します。

2) し尿処理施設の適正な維持管理

し尿処理施設は適切な維持管理を図り、し尿、浄化槽汚泥の適正な処理を図ります。

3) 斎場・墓地の適切な維持管理

斎場は、長期的な使用に耐えられるよう適切な維持管理と安全な稼働を図ります。共葬墓地は、適切な維持管理を図ります。

(1) 市街地整備

1) 基本的な考え方

①自然環境と調和する都市づくり

豊かな自然と良好なまち並みとの調和に配慮しつつ、市街地における都市機能の向上やまち中のにぎわい再生など秩序あるまちづくりを目指します。

②中心市街地の活性化

集客、交流促進などの商業環境の整備や、快適な生活環境の提供により、活力ある中心市街地づくりを目指します。

2) 市街地整備の方針

①計画的な土地利用

市街地の良好な環境やまち並みを保全、形成するため、必要に応じて用途地域、建ぺい率、容積率などの見直しを行います。また、きめ細やかなまちづくりを行うため、地区計画の導入を検討します。

②市街地の整備

道路、公園や公共下水道などの都市施設の計画的な整備に努めます。また、都市緑化を推進し、景観に配慮した豊かでうるおいのあるまち並み形成に努めます。

③中心市街地の活性化

中心市街地の魅力を高めるため、空き地や空き店舗の活用を促進し、商業・業務・サービスなどの機能の強化を図ります。また、歴史的、文化的資産を活かした魅力ある商業環境の創出により活性化を図ります。狭あい道路により建築行為ができない土地などは、市街地の再整備を検討するとともに、未利用地や空き家は、流動化や住宅の確保など定住支援に努め、まち中居住を促進します。

(2) 住環境整備

1) 基本的な考え方

①安全で快適な住環境づくり

だれもが安全で快適な住環境を創出するため、市街地整備や都市基盤の充実、民間活力の活用などを推進します。

2) 住環境整備の方針

①住環境の整備

安全で快適な住環境を創出するため、既成市街地では、狭あい道路の拡幅整備などによる市街地再整備の検討や、民間開発の誘導に努めます。

②公営住宅の整備

綾部市営住宅基本計画を策定し、現在の居住水準に合った新たな建設や、柔軟な供給が可能な借り上げ方式の導入により、市営住宅の整備に努めます。

③定住促進

定住人口の安定化や増加を促進するため、区域区分を廃止する方向で検討します。
また、市街化調整区域内における建築行為などの規制緩和を推進するとともに、地区計画の導入を検討します。

U I ターンによる移住希望者への宅地・住宅の供給促進を図るとともに、若年世代やU I ターン者に対応する市営住宅施策を展開します。

(1) 基本的な考え方

1) 自然環境と調和する都市づくり

豊かな自然環境との調和を図りつつ、快適で健全な生活環境を保全、創出し、地域資源を活かした土地利用の誘導を目指します。

2) 豊かで美しい自然環境の保全

山と清流に恵まれた美しい自然との共生を基本に、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を市民と共に推進します。

(2) 主要な自然環境保全の方針

1) 計画的な土地利用の規制、誘導

豊かな自然や地域の特性を活かした自然環境の保全の観点から、都市計画法などの土地利用に関する各種法令に基づき、計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

2) 貴重な自然の保全

京都の自然200選（植物部門）に選定された君尾山の「幻の大トチ」、頭巾山のブナ林のほか、古屋の上津灰のミズメなど、全国的にも著名な巨樹・巨木が現存していることを踏まえ、これらの貴重な自然資源の保全を促進します。

京都の自然200選（地形・地質部門）に選定された早稲谷川上流域の滝群、上原町の立岩については貴重な地形の保全を促進します。

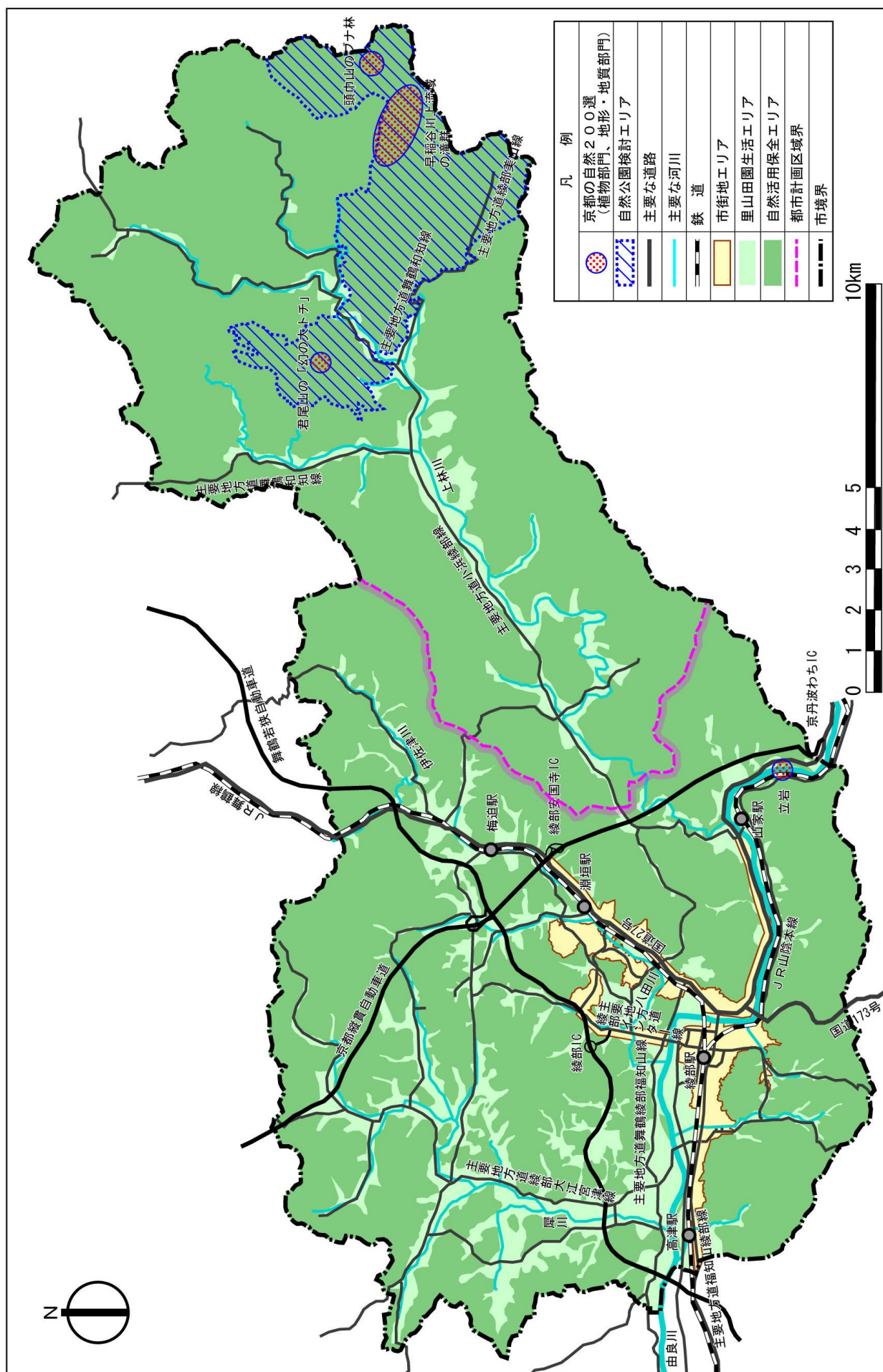
また、京都府広域緑地計画に定める、頭巾山や立岩付近の由良川上中流地区について、関係機関と連携し自然公園の指定を検討します。

3) 市民との協働による自然環境の保全、活用

綾部市環境市民会議や上林川を美しくする会などの市民や事業者との協働により、荒廃が進んでいる農地や森林での潤いのある自然の再生、河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性の再認識に努め、河川や水源森林の保全を促進します。

また、由良川花壇展やコスモス祭などのイベントの開催や、ほたる祭り、口上林川まつり、あやべ山家観光やな漁などの支援を通じ、環境を守り育てる意識の高揚を図ります。

京阪神都市圏や本市市街地の人たちが緑豊かな里山田園生活エリアや自然活用保全エリアにおいて自然・文化・人々との交流を体験することのできる「グリーンツーリズム」などの誘導を促進し、自然を活用した「都市と農山村との交流」を推進します。



(1) 基本的な考え方

1) 水と緑豊かな自然景観の保全

由良川などの清流と、森林など豊かな自然に囲まれた市街地と集落は、水と緑豊かな自然景観を形成しています。これらの豊かな資源を活かし、安らぎと潤いを創出する自然景観の保全を目指します。

2) 自然・歴史的風土による景観の保全と形成

本市固有の産業遺産や歴史的景観などの“綾部ならではの”資産を大切に保全し、次世代に継承します。また、これらの資産を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

(2) 主要な景観形成の方針

1) 里山・自然景観の保全

豊かな自然と集落や農地で形成されている良好な里山景観の保全に努めます。

上林川流域においては、清流と緑に囲まれた美しい森林により、特に豊かな自然環境を形成しており、自然景観と調和した集落の保全に努めます。

2) 歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

京都府景観資産として登録されている“グンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産とその周辺”は、歴史的建造物群が周辺環境と一体となり、个性的かつ魅力的な景観を醸し出しています。また、京都の自然200選（歴史的な自然環境部門）に選定された八幡山（高津八幡宮・高津城跡）、安国寺は、歴史的資源と自然資源が一体となって保全され、地域の人々の憩いの場として親しまれています。

これらの歴史的資源を保全するとともに、周辺地域においても歴史的資源と調和し安らぎを感じる景観の保全、形成に努めます。

また、その他の地域においても京都府景観条例に基づく資産登録などを検討し、個性と特色を活かした良好な景観の保全や形成に努めます。

3) 市街地における賑わいと活気を感じる景観の創出

市街地においては、歩行者空間の整備を促進し、歩きやすく賑わいと活気を感じるまち並み景観の創出に努めます。

また、工業団地においては、緩衝的な緑地の保全、整備を図ります。

4) 市民との協働による景観形成

綾部市環境市民会議などと連携し、イベントなどを通じて花と緑あふれるまちづくりを促進します。

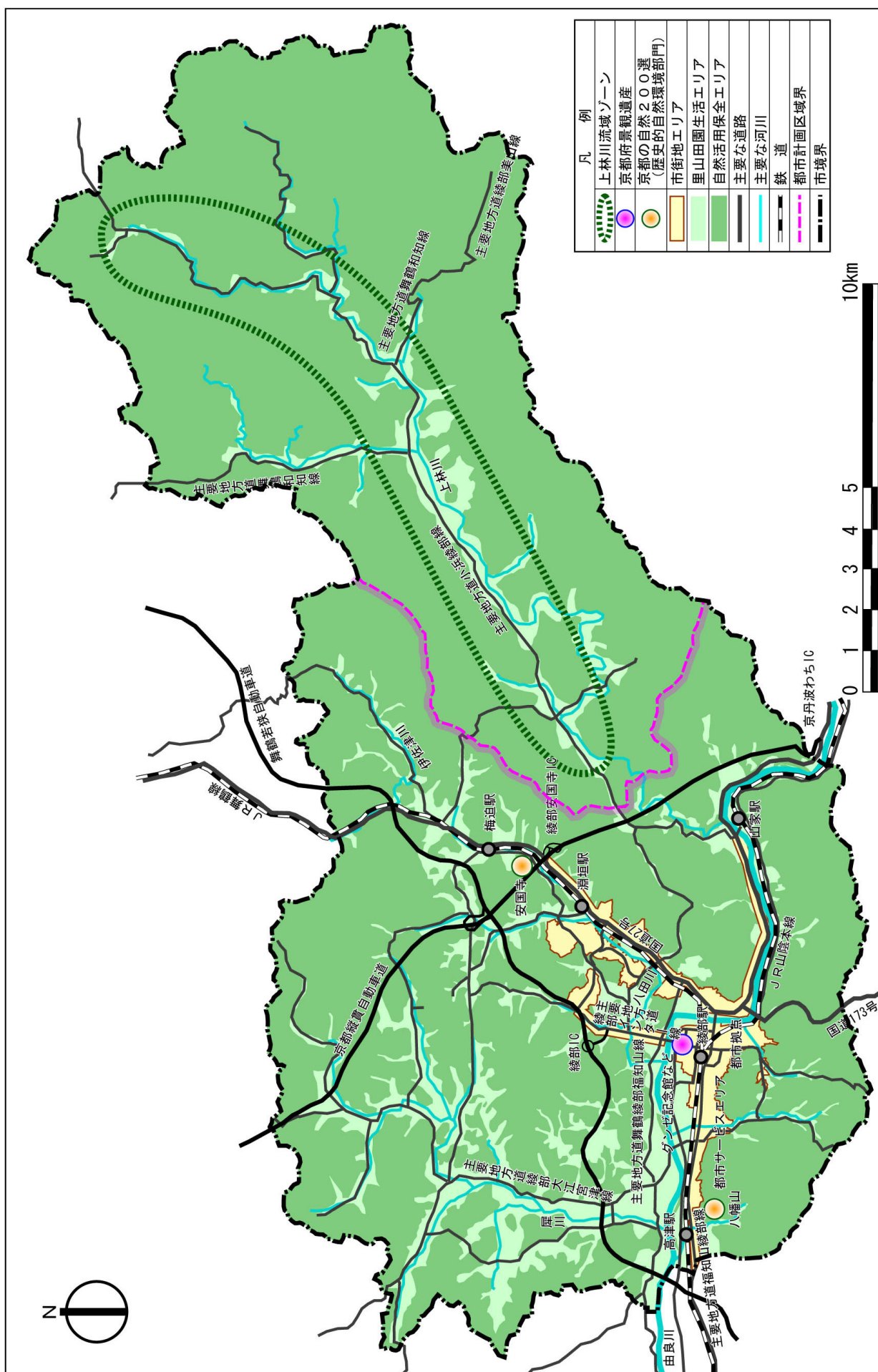


圖 5-7 景觀形成方針圖

(1) 基本的な考え方**1) 自然災害への対策**

河川のはん濫などによる水害、豪雨などによる土砂災害、地震などの自然災害への対策を推進します。

2) 防災性の向上

建築物の耐震化・不燃化を促進し、地震・火災に強いまちづくりを目指します。

3) 防災拠点の充実

災害に強いまちづくりに対応するため、一時避難場所、収容避難所などの防災拠点の充実・向上を目指します。

(2) 主要な都市防災の方針**1) 防災体制の強化**

地域防災計画や水防計画に基づき、風水害、地震、原子力災害の予防対策や災害時の応急対策に対応するため、関係機関との連携強化に努め、防災体制の確立を図ります。また、関係機関と連携し、消防の広域化を検討します。

2) 自然災害の防止

台風に伴う豪雨や大雨などによる洪水、浸水などに対し、関係機関と連携し、必要な河川改修や治水対策を促進します。また、都市下水路や樋門の適切な維持管理により、内水排除に努めます。

関係機関と連携し、急傾斜地崩壊対策事業など土砂災害対策事業を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく調査や区域の指定を促進し、警戒避難体制の整備等を進めます。

治山・治水対策について、関係機関と連携し計画的に推進します。

3) 不燃化・耐震化などの促進

綾部市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化率の向上を図るため、耐震改修などの支援策や環境整備の推進、建築物の安全性の向上のための知識の普及など、安全なまちづくりを促進します。

4) 防災拠点などの整備

一時避難場所や収容避難所、避難路を確保するとともに、防災拠点の充実、機能向上を図ります。

防災拠点となる市役所庁舎、消防本部庁舎や、避難施設となる学校、公民館などの耐震診断を実施し、耐震化を図ります。

5) 避難所、緊急輸送道路・避難路の整備

避難所、収容避難所は、建築物の耐震性の強化や防災設備の充実を推進します。

また、一時避難場所に指定しているグラウンドや運動場などの安全性の確保を図ります。

京都縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道、国道27号、173号、主要地方道福知山綾部線などは、地震発生時の消防活動又は緊急輸送などの緊急輸送ルートとして府指定の第1次・2次緊急輸送道路に位置づけられており、これらの災害時の円滑なネットワーク化を促進します。

また、原子力災害に係る広域避難体制について関係機関と連携し、早期確立に努めます。

避難所や一時避難場所に避難するための避難路について、安全かつ円滑に避難できる有効な道路整備を検討します。

6) ライフライン施設の耐震化の促進

上水道や下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気や通信施設の耐震化を事業者に要請し、災害時におけるライフラインの確保に努めます。

7) 地域コミュニティによる防災まちづくりの推進

自治会や事業所・団体などの自主防災組織の設立・育成に努めるとともに、綾部市自主防災組織等ネットワーク会議と連携し、自主防災組織や事業所における防災座談会の推進など、地域防災力の向上による防災まちづくりを促進します。

第6章 地域別構想

6-1 地域区分の設定

(1) 地域区分の考え方

地域別構想は、全体構想の各分野別方針を踏まえ、地域の特性や主要課題に応じて市民と行政が協働してまちづくりを進めるための目標となるものです。

地域区分の設定に際しては、地形や土地利用の状況などの地域特性、日常生活の交流範囲、河川流域や地形などの分断要素などを考慮し、施策を位置づける上で適切なまとまりのある生活圏に区分します。

(2) 地域区分の設定

地域区分の考え方により「中南部地域」「西部地域」「中北部地域」「東部地域」の4つの地域に区分します。

表 6－1 地域区分の設定：4つの地域に区分

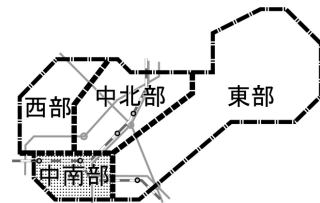
地 域		地 区	地域の概要
都市計画区域	中南部地域	綾部地区 中筋地区	・主に由良川左岸流域に位置する地域です。 ・J R 綾部駅周辺や主要地方道福知山綾部線の沿道などに市街地が形成され、本市の都市機能が集中しています。 ・市街地の周囲に農地や森林が広がっています。
	西部地域	豊里地区 物部地区 志賀郷地区	・主に由良川右岸流域や犀川流域に位置する地域です。 ・主に主要地方道舞鶴綾部福知山線や綾部大江宮津線の沿道などに集落が形成されています。 ・集落の周辺や犀川沿いなどに農地があり、更にその周囲には、緑豊かな森林が広がっています。
	中北部地域	吉美地区 西八田地区 東八田地区	・主に八田川流域や伊佐津川流域に位置する地域です。 ・吉美地区と西八田地区の丘陵地に工業団地や住宅団地が形成されています。 ・主に国道27号や主要地方道舞鶴綾部福知山線、綾部インター線の沿道などに市街地や集落が形成されています。 ・市街地や集落の周辺や八田川沿いなどに農地があり、更にその周囲には、緑豊かな森林が広がっています。
都市計画区域外	東部地域	山家地区 口上林地区 中上林地区 奥上林地区	・主に由良川中流域や上林川流域に位置する地域です。 ・主に国道27号や主要地方道小浜綾部線の沿道などに集落が形成されています。 ・集落の周辺や上林川沿いなどに農地があり、更にその周囲には緑豊かな森林が広がっています。

(1) 地域の特性と主要課題

1) 地域の特性

①位置・人口など

- ・中南部地域は本市の南西部に位置し、主に由良川左岸流域にあり福知山市の市街地に隣接しています。
- ・ＪＲ綾部駅があり、中心市街地が駅周辺地域に形成されています。
- ・人口は約１万８千人で本市の約５１％を占め、中筋地区の市街化区域を除き人口は減少傾向にあります。



区分	面積 (km ²)	人口 (人)					世帯数 (世帯) 平成22年
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年 (対全市構成比)	平成7 / 22年	
綾部	市街化区域	12,957	12,875	12,061	11,302	31.5%	0.87
	市街化調整区域	1,020	966	970	901	2.5%	0.88
	計	13,977	13,841	13,031	12,203	34.0%	0.87
中筋	市街化区域	4,164	4,332	4,628	4,657	13.0%	1.12
	市街化調整区域	1,508	1,414	1,390	1,388	3.9%	0.92
	計	5,672	5,746	6,018	6,045	16.9%	1.07
合計	29	19,649	19,587	19,049	18,248	50.9%	0.93

②土地利用

- ・ＪＲ綾部駅や主要地方道福知山綾部線を中心に市街地が形成され、駅周辺や主要地方道福知山綾部線沿道に商業・業務地があり、本市の主な商業施設、医療施設、文化施設、行政施設などが集積しています。
- ・本地域の南側は森林が多く、山裾に集落が点在しています。
- ・市街地北側の由良川沿いなどに農地が広がっています。

③都市施設

- ・ＪＲ綾部駅とＪＲ高津駅があり、ＪＲ綾部駅は山陰本線と舞鶴線の分岐駅となっています。
- ・国道２７号、国道１７３号など周辺都市と連携する主要幹線道路や、主要地方道福知山綾部線、一般府道、市道の一部（都市計画道路）などが幹線道路として連絡しています。
- ・総合公園の紫水ヶ丘公園、運動公園の東綾公園、街区公園など２２箇所の都市公園があります。
- ・主に公共下水道（綾部処理区）を計画し、市街地西部から順次整備を行っています。
- ・その他主要な都市施設
市役所、京都府綾部総合庁舎、消防署、綾部警察署、Ｉ・Ｔビル、市民センター、市民ホール、図書館、保健福祉センター、市立病院、綾部小学校、中筋小学校、綾部中学校、綾部高等学校など

④その他

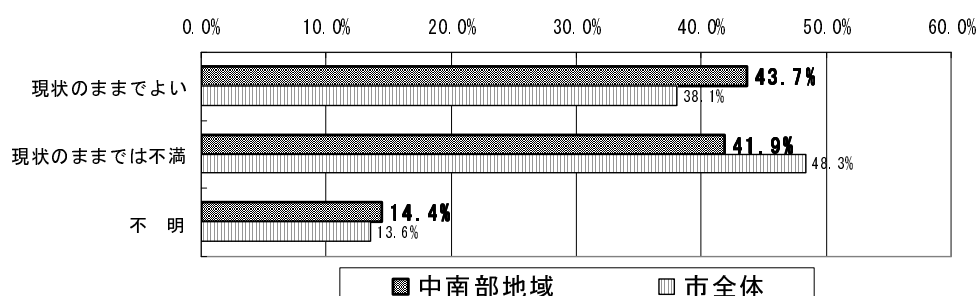
- ・市街地にグンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産群、綾部バラ園、宗教法人大本があります。

2) 地域住民の意向

中南部地域では、市民アンケート調査において458票の回答があり、主な住民意向は次のとおりです。

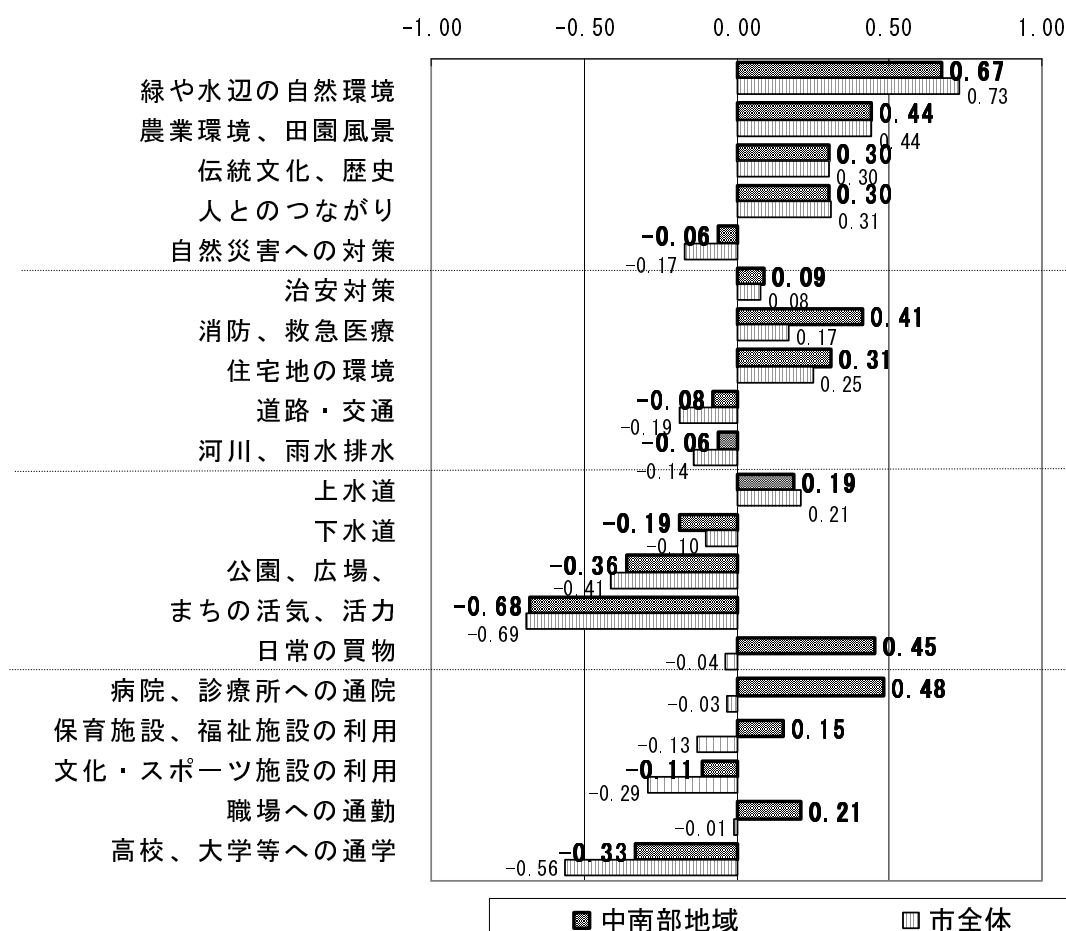
①居住している地域の現状の評価

「現状のままでよい」が43.7%、「現状のままで不満」が41.9%になっています。



②居住している地域の環境の評価

評価点がプラス（満足）となっている項目は、「緑や水辺の自然環境」（0.67）を第1位として20項目中12項目があります。特に市全体の評価と比較して、「日常の買物」「病院、診療所への通勤」などの施設利用の利便性についてプラス（満足）の評価が多くなっていることが特色です。



評価点の算定方法：「満足」：2点、「やや満足」：1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で序して平均点を算定しています。

3) 主要課題

現況や住民の意向などを踏まえ、主要課題を次のとおり整理します。

■ 市街地の活力の再生

人口が減少する中、市街地でも人口減少と高齢化が進行し、空き地や空き家の増加など活力は低下し、また、密集住宅地には、狭あい道路や老朽化住宅も存在しています。

安全で安心できる定住環境の整備やまち中居住の促進など、市街地の活力を再生することが必要です。

■ 中心市街地の都市機能の充実

J R 綾部駅周辺や主要地方道福知山綾部線の沿道は、主要な公共公益施設、保健・医療施設、大型小売店舗などが集積しています。しかし、小売業、飲食店、サービス業などは減少し、中心市街地には空き地や空き店舗などが存在しています。

中心市街地の多様な都市基盤を活用し、住みやすく、快適で便利な生活を行うため、都市機能を充実させることが必要です。

■ 産業基盤の強化による誘致・振興及び雇用の確保

J R 綾部駅周辺は商業・業務地や工業地が形成され、多様な産業が集積しています。しかし、工業の製造品出荷額等は低下傾向で、商業は事業所数、従業者数が減少傾向となっています。

道路、下水道などの産業基盤の強化により、産業の誘致・振興を図り、雇用の場を確保することが必要です。

■ 都市施設の充実

都市計画道路の一部は長期間、未着手や未整備となっており、また、公共下水道は未整備区域があり、他市と比較しても公共下水道普及率は低い水準にあります。

安全安心に快適で便利な生活を行うため、道路、下水道などの都市施設を計画的に整備、充実することが必要です。

(2) 地域整備の基本方針

1) 整備目標

森林に囲まれ清流由良川に沿って広がる美しいまち並みと、歴史的・文化的資産を保有する市街地は、これらの特性と資産を活かしつつ、都市施設の充実や、集積する多様な都市機能などを有効に活用し、都市拠点づくりを目指します。

2) まちづくりの基本方針

①魅力ある都市拠点づくり

J R 綾部駅周辺や主要地方道福知山綾部線の沿道区域において、商業・業務、文化、医療、福祉、行政などの多様な都市機能を保全、充実し、本市の魅力ある都市拠点づくりを推進します。

②まち中居住の促進による活力の再生

J R 綾部駅周辺の市街地において、空き地や空き家の活用、狭あい道路の改善など、安全で利便性の高い居住環境の向上に努め、まち中居住を促進し、中心市街地の活力の再生を推進します。

③道路、下水道などの都市施設の充実

主要な幹線道路の整備や都市計画道路網の見直しなど、幹線道路網を効果的・効率的に計画、整備するとともに、公共下水道の未整備区域の解消に努めるなど、都市施設の充実を図り、快適で便利な市街地環境を推進します。

④自然環境と歴史景観の保全

豊かな自然環境や良好なまち並みとの調和に配慮し、グンゼ記念館等の近代化産業遺産など、心が和む自然・歴史景観の保全を促進します。

(3) まちづくりの整備方針

1) 土地利用方針

エリア	ゾーン	方 針
市街地エリア	住宅ゾーン	周辺環境に配慮し、安全安心で良好な住宅地の形成を図ります。 未利用地の活用を促進します。
	商業・業務ゾーン	空き地や空き家を有効に活用するなど、商業・業務・サービス機能などを誘導し、活性化を図ります。
	都市サービスゾーン	居住環境の確保に努めつつ、商業・業務ゾーンを補完する都市サービス機能の保全、充実に努めます。
	工業・居住ゾーン	居住環境の確保に努めつつ、工業・商業など都市サービス機能の保全、充実に努めます。
	沿道サービスゾーン	周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスを活かし、幹線道路沿いの都市機能の充実に努めます。
里山田園生活エリア	里山田園集落ゾーン	自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住宅や日常生活に必要な諸機能の土地利用を促進し、定住人口の安定化や増加を図ります。 優良農地の保全を図り、農業生産性の向上や農業経営の安定を図ります。
自然活用保全エリア	自然環境保全ゾーン	豊かな自然や良好な景観に配慮し、開発行為などを抑制して森林や河川などの保全や活用を図ります。

2) 主要な都市施設整備の方針

①道路・交通施設

- ・国道27号の早期改良整備を関係機関とともに推進し、地元調整など事業の促進に努めます。
- ・主要地方道福知山綾部線の改良整備を京都府等関係機関に働きかけます。
- ・市道青野豊里線の改良整備を図ります。
- ・長期間未着手や未整備の都市計画道路は「京都府都市計画道路網見直し指針」に基づき、必要性や実現性などから総合的な検証を行い、存続、廃止など計画の見直しを行います。

- ・生活道路となっている市道は、緊急性の高い路線から順次整備を行います。
- ・あやバスの安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。
- ・ＪＲ山陰本線の綾部・園部間の複線化の検討や、利用しやすい運行ダイヤ編成、駅のサービス向上などを関係機関に働きかけます。

②公園・緑地

- ・紫水ヶ丘公園は、ユニバーサルデザイン化など、市民のニーズに対応する再生整備を図ります。
- ・老朽化した都市公園施設の計画的な整備や改修を図ります。

③上下水道・河川

- ・上水道施設、設備などの適切な維持管理に努めるとともに、計画的な更新や耐震化を図ります。
- ・第一浄水場の老朽化に伴い、新たな施設の整備を図ります。
- ・公共下水道事業計画区域の早期整備と計画区域の拡大に努めます。
- ・公共下水道施設、設備などの適切な維持管理に努めるとともに、長寿命化対策を図ります。
- ・都市下水路施設、設備などの適切な維持管理に努めます。
- ・集合処理以外の地域では、合併処理浄化槽による水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・由良川堤防未整備区間の築堤や河川改修などの治水対策を関係機関とともに推進し、自然と人が共生できる水辺空間の創出を図ります。

3) 主要な市街地整備・住環境整備の方針

①計画的な土地利用

- ・市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を廃止する方向で検討します。
- ・市街地の良好な環境やまち並みを保全、形成するため、必要に応じ用途地域や建ぺい率や容積率の見直しを検討します。
- ・地区の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うため、地区計画の導入を検討します。
- ・市街化調整区域内における建築行為などの規制緩和を推進するとともに、地区計画の導入を検討します。

②中心市街地の活性化

- ・空き地、空き店舗などの有効活用を促進し、商業・業務・サービスなどの機能の

強化を図ります。

- ・歩行者空間や広場、駐車場、案内板などの充実を促進し、商業・業務・サービスなどの機能強化を図ります。
- ・狭あい道路により建築行為ができない土地などに対応するため、道路整備事業などによる市街地再整備を検討します。
- ・未利用地や空き家は、流動化や住宅の確保など定住支援に努め、まち中居住を促進します。

③住環境の整備

- ・狭あい道路の拡幅整備などによる市街地再整備を検討します。
- ・民間開発の誘導を促進します。

4) 主要な景観形成の方針

①森林、田園の自然・田園景観の保全

- ・四尾山など山々に囲まれた市街地に沿って清流由良川が流れる、山紫水明の田園都市景観や、山あいの集落と農地などの良好な里山景観の保全を図ります。

②歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

- ・京都府景観資産として登録された“グンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産とその周辺”、京都の自然200選（歴史的な環境部門）に選定された八幡山（高津八幡宮・高津城跡）などの歴史的資源を保全するとともに、周辺地域においても、歴史的資源と調和した景観の保全、形成を図ります。

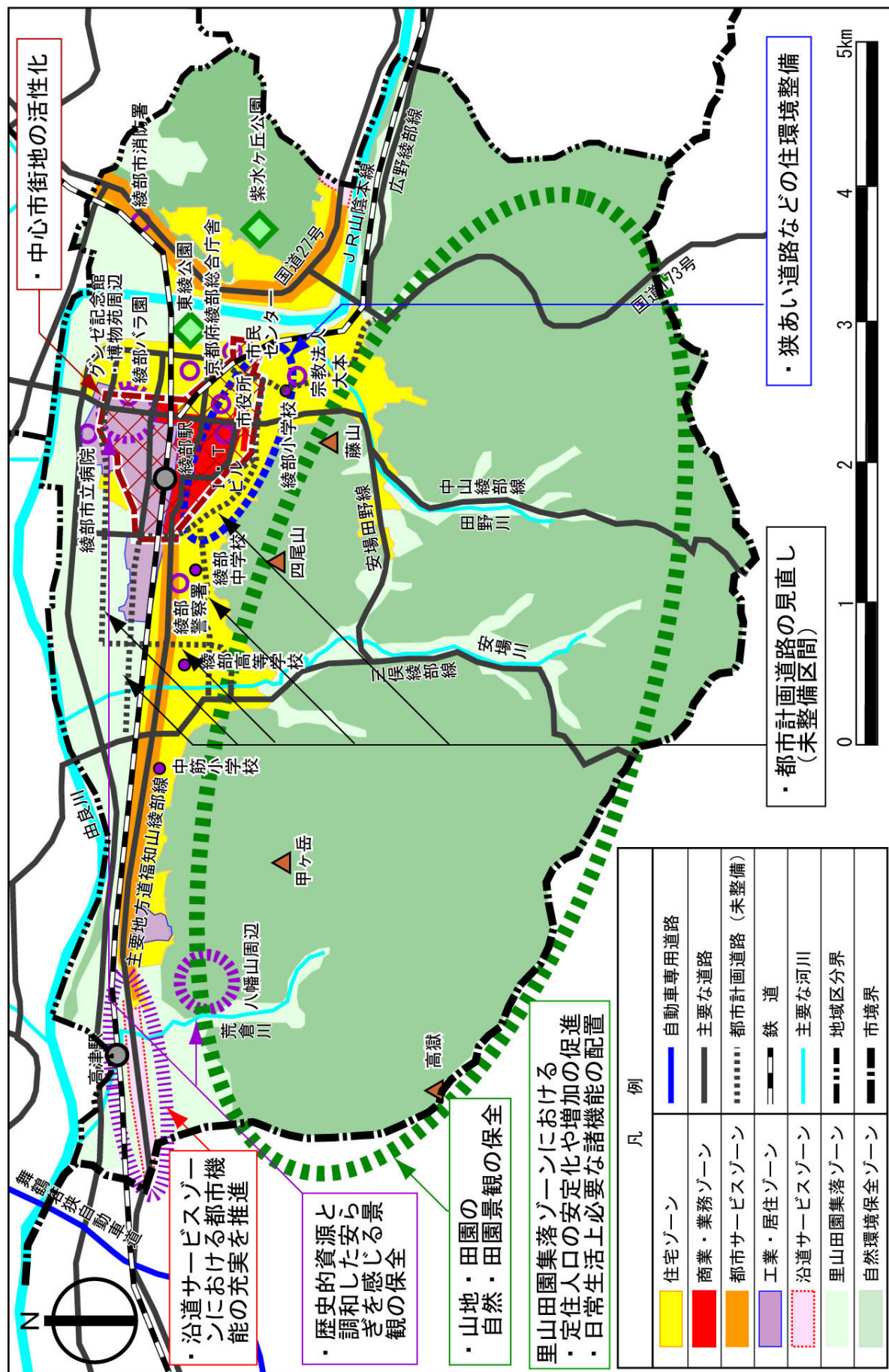


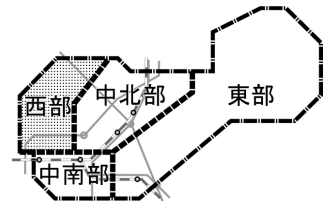
図 6-3 中南部地域のまちづくり方針図

(1) 地域の特性と主要課題

1) 地域の特性

①位置・人口など

- ・西部地域は本市の西部に位置し、主に由良川右岸流域と犀川流域の地域です。
- ・由良川に沿って主要地方道舞鶴綾部福知山線、犀川に沿って主要地方道綾部大江宮津線が通り、沿道には集落と農地が形成され、周囲は森林に囲まれています。
- ・人口は約7千人で本市の約20%を占めていますが、減少傾向にあります。



区分		面積 (km ²)	人口 (人)					世帯数 (世帯) 平成22年
			平成7年	平成12年	平成17年	平成22年 (対全市構成比)	平成7/22年	
豊里	市街化調整区域	25	4,738	4,803	4,466	4,162	11.6%	0.88
物部	市街化調整区域	17	2,148	2,008	1,847	1,688	4.7%	0.79
志賀郷	市街化調整区域	27	1,758	1,589	1,455	1,341	3.7%	0.76
合計		69	8,644	8,400	7,768	7,191	20.0%	0.83

②土地利用

- ・主に由良川右岸の主要地方道舞鶴綾部福知山線や犀川沿いの主要地方道綾部大江宮津線の沿道などに集落が形成されています。
- ・集落の周辺や河川沿いに農地が広がり、その周囲は、岳山（標高368.9m）など約200～300mの森林に囲まれています。

③都市施設

- ・主要地方道舞鶴綾部福知山線と主要地方道綾部大江宮津線が周辺都市や市街地と連絡し、一般府道や市道が集落間を連絡しています。
- ・街区公園の的場公園など3カ所の都市公園があります。
- ・農業集落排水を豊里東部地区、物部地区、物部東部地区、志賀郷地区に整備しています。
- ・その他主な都市施設
豊里駐在所、物部駐在所、地区公民館、里山交流研修センター、物部会館、栗文化センター、豊里小学校、物部小学校、志賀小学校、豊里中学校、何北中学校、京都府立農業大学校など

④その他

豊里地区に綾部ふれあい牧場と私市円山古墳があります。

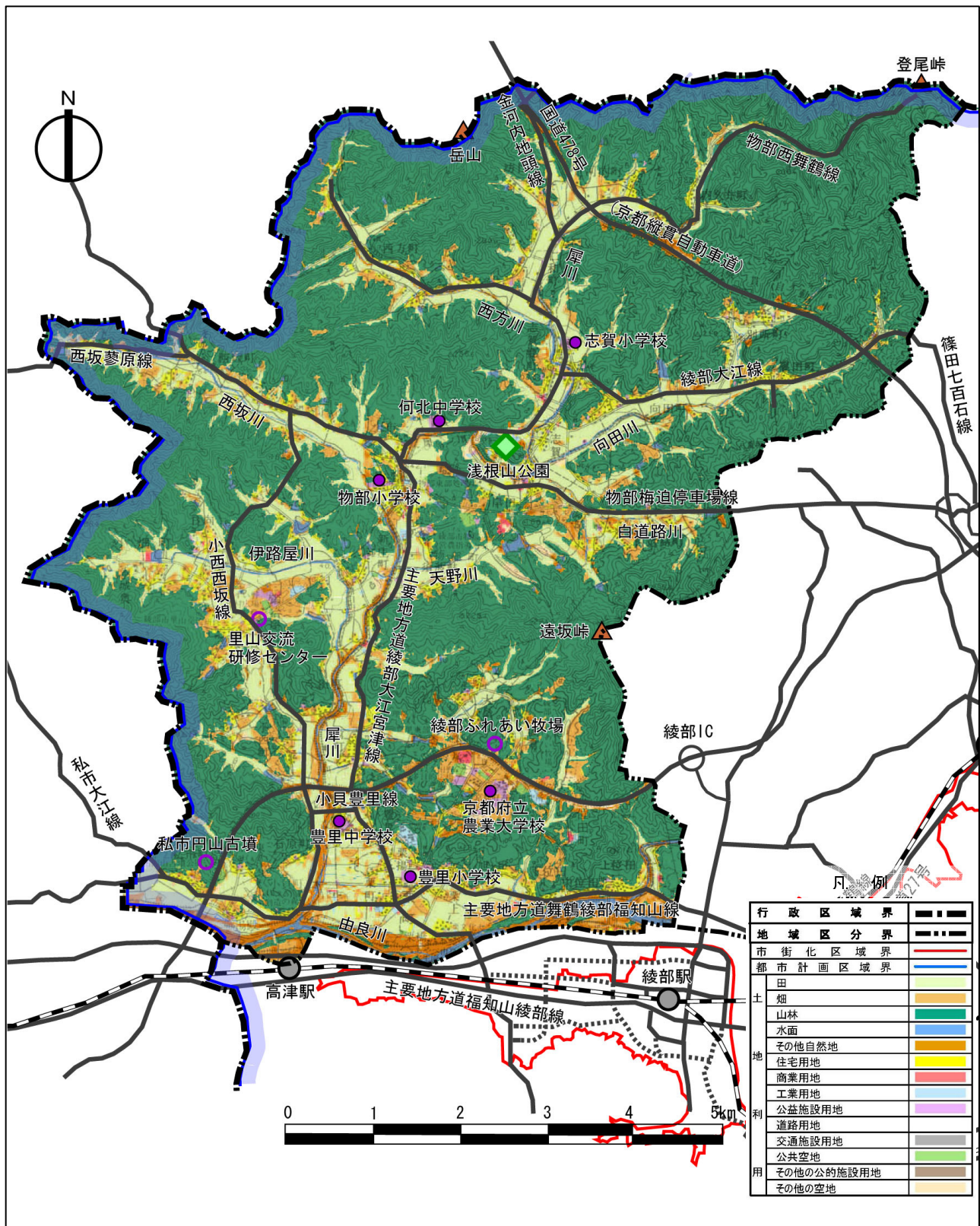


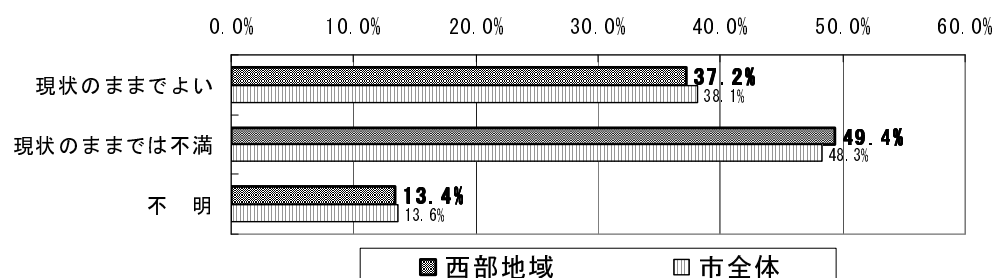
図 6 - 4 西部地域の現況図

2) 地域住民の意向

西部地域では、市民アンケート調査において164票の回答があり、主な住民意向は次のとおりです。

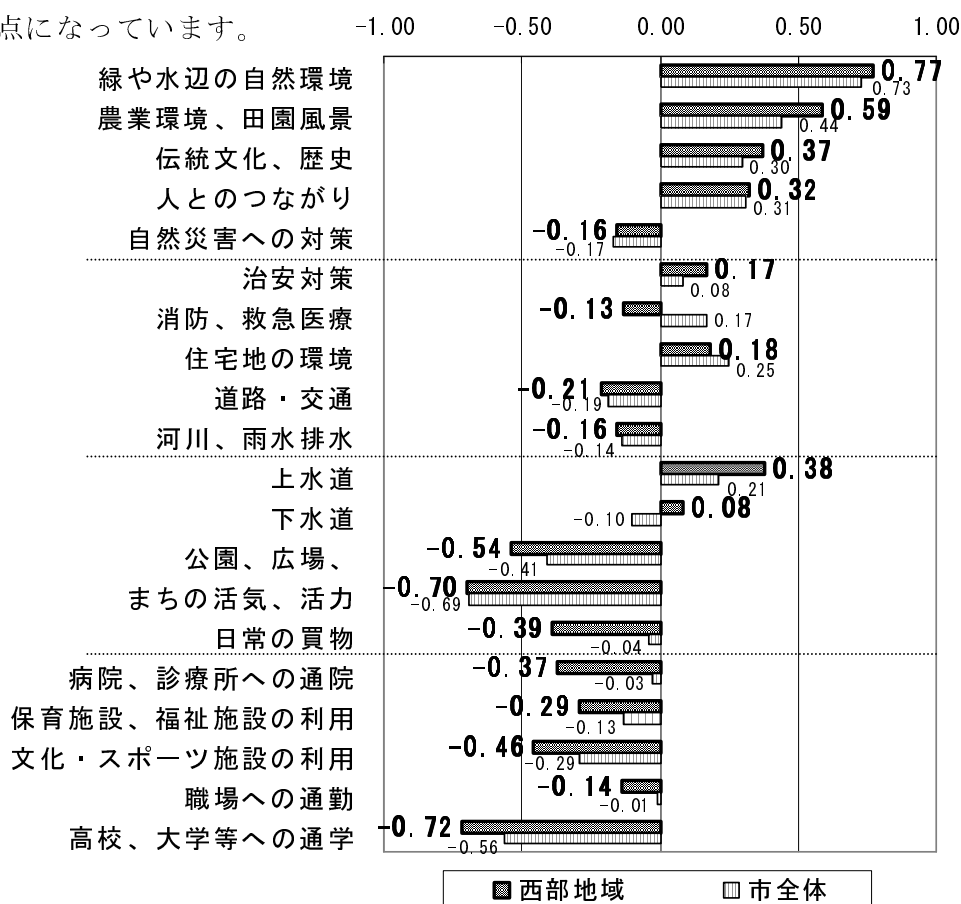
①居住している地域の現状の評価

「現状のままでよい」が37.2%、「現状のままで不満」が49.4%になっています。



②居住している地域の環境の評価

評価点がプラス（満足）となっている項目は、「緑や水辺の自然環境」（0.77）を第1位として20項目中8項目になっています。一方、「道路・交通」「公園、広場」などの都市施設や「まちの活気、活力」「日常の買物」「病院、診療所への通勤」などの施設利用の利便性など、12項目についてはマイナス（不満足）の評価点になっています。



評価点の算定方法：「満足」：2点、「やや満足」：1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で序して平均点を算定しています。

3) 主要課題

現況や住民の意向を踏まえ、主要課題を次のとおり整理します。

■ 集落の活性化と便利で暮らしやすい環境の創出

人口減少や少子高齢化が進行する集落では、地域コミュニティや地域活力の低下など、集落の維持・存続に係る問題も発生してきています。

集落の活性化のため、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、安全安心で、便利な暮らしやすい環境を創出し、定住化やU I ターンを促進することが必要です。

■ 産業の振興及び雇用の確保

農業や林業は、人口減少や少子高齢化などにより担い手が不足してきており、荒廃する農地や森林は増加し、集落の産業振興に大きな影響を与えています。

集落の活性化や定住促進を図るため、地域の資源を有効に活かした地場産業の振興や都市交流などを推進し、新たな雇用を創出することが必要です。

■ 里山の豊かな自然環境の保全

地域内は、豊かな自然と農村で創出される美しい里山風景を望むことができます。美しい自然景観や里山景観を守り続けるため、森林や田園を良好に保全し、これらを有効に利活用することが必要です。

(2) 地域整備の基本方針

1) 整備目標

自然環境の豊かな里山、田園の集落で、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山などの地域資源を有効に利活用した交流などにより、地域の活性化を目指します。

2) まちづくりの基本方針

①定住促進と地域コミュニティの充実

人口減少、少子高齢化が進行している集落において、住宅など都市的な土地利用を検討し、空き地、空き家の利活用や、UIターン、都市交流など、地域の活性化や居住環境の向上を図り、定住促進及び地域コミュニティの充実を推進します。

②日常生活を支援する商業・サービス機能などの立地

自然環境の豊かな里山、田園の集落において、自然環境や農業環境の保全を基本としつつ、日常生活を支援する商業・サービス施設などの立地を検討し、利便性の向上を図ります。

③道路、下水道などの都市施設の充実

幹線道路、集落間道路、集落内道路などを計画的に整備、維持補修を行うとともに、合併処理浄化槽による水洗化に努めるなど、都市施設の充実を図り、快適で便利な居住環境の充実を推進します。

④地域資源を活かした産業振興と雇用の創出

由良川、犀川や支流沿いに広がる農地や、周辺の森林を保全し、地域資源を活かした特産品・ブランド製品の開発や付加価値の高い生産、地産地消や六次産業化などを推進し、新たな雇用の創出や都市住民との交流を促進します。

⑤里山の自然環境の保全

由良川右岸流域と犀川流域の里山に広がる豊かな自然環境は、関係法令などを適正に適用して無秩序な開発行為などを規制し、自然環境や景観を保全します。

(3) まちづくりの整備方針

1) 土地利用方針

エリア	ゾーン	方 針
里山田園生活エリア	里山田園集落ゾーン	自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住宅や日常生活上必要な諸機能の土地利用を促進し、定住人口の安定化や増加を図ります。 優良農地の保全を図り、農業生産性の向上や農業経営の安定を図ります。
自然活用保全エリア	自然環境保全ゾーン	豊かな自然や良好な景観に配慮し、開発行為などを抑制して森林や河川などの保全や活用を図ります。

2) 主要な都市施設整備の方針

①道路、交通施設

- ・主要地方道綾部大江宮津線の歩道整備、主要地方道物部梅迫停車場線の交差点整備、一般府道物部西舞鶴線改良の改良整備を京都府等関係機関に働きかけます。
- ・生活道路となっている市道は、緊急性の高い路線から順次整備します。
- ・あやバスの安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

②公園・緑地

- ・老朽化した公園施設の計画的な整備や改修を図ります。

③上下水道・河川

- ・上水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、更新や耐震化を推進します。
- ・小畑、白東簡易水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、上水道との経営統合を検討します。
- ・物部地区農業集落排水の計画的な整備を図ります。
- ・集合処理施設、設備の適切な維持管理に努めます。
- ・集合処理以外の地域では、合併処理浄化槽による水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めます。
 - ・河川改修などの治水対策を関係機関とともに推進し、自然と人が共生できる水辺空間の創出を図ります。

3) 主要な住環境整備の方針

①計画的な土地利用と定住促進

- ・市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を廃止する方向で検討します。
- ・市街化調整区域内における建築行為などの規制緩和を推進するとともに、地区計画の導入を検討します。

4) 主要な自然環境整備又は保全の方針

①市民との協働による自然環境の保全、活用

- ・市民や事業者と協働し、河川や水源林の保全を促進します。
- ・自然・文化・人々との交流を体験する「グリーンツーリズム」を誘導し、自然を活用した「都市と農山村との交流」を推進します。

5) 主要な景観形成の方針

①森林、田園の自然・田園景観の保全

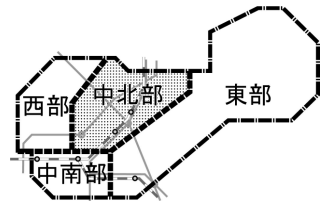
- ・里山交流研修センター付近などの美しい自然景観と山々に囲まれた田園と農村集落で創出される里山景観を守り続けるため、保全や形成に努めます。

(1) 地域の特性と主要課題

1) 地域の特性

①位置・人口など

- ・中北部地域は本市中央の北部に位置し、主に八田川流域と伊佐津川流域の地域です。
- ・舞鶴若狭自動車道の綾部ＩＣ、京都縦貫自動車道の綾部安国寺ＩＣがあり、国道２７号やＪＲ舞鶴線が通っています。
- ・人口は約６千人で本市の約１７％を占め、吉美地区は増加していますが、西八田地区と東八田地区は減少傾向にあります。



区分		面積 (km ²)	人口（人）					世帯数 (世帯) 平成22年
			平成7年	平成12年	平成17年	平成22年 (対全市構成比)	平成7 22年	
吉美	市街化区域		0	17	841	1.143	3.2%	
	市街化調整区域		1,414	1,402	1,304	1,215	3.4%	0.86
	計	11	1,414	1,419	2,145	2,358	6.6%	1.67
西八田	市街化区域		434	432	500	454	1.3%	1.05
	市街化調整区域		1,423	1,385	1,311	1,209	3.4%	0.85
	計	17	1,857	1,817	1,811	1,663	4.6%	0.90
東八田	市街化調整区域	36	2,692	2,458	2,237	2,072	5.8%	0.77
合計		64	5,963	5,694	6,193	6,093	17.0%	1.02
								2,254

②土地利用

- ・西八田地区の国道２７号沿道と、吉美地区、西八田地区の丘陵地に立地する工業団地及び住宅工業団地で市街地が形成されています。
- ・主に国道２７号や主要地方道綾部インター線の沿道などに集落が形成されています。
- ・集落の周辺や、八田川、伊佐津川などの河川沿いに農地が広がり、森林に囲まれています。

③都市施設

- ・ＪＲ舞鶴線の淵垣駅と梅迫駅があります。
- ・舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道を結ぶ綾部ＪＣＴと、綾部ＩＣ、綾部安国寺ＩＣがあり、京阪神都市圏などに連絡しています。
- ・国道２７号と主要地方道綾部インター線などが周辺都市や市街地と連絡し、他の主要地方道、一般府道、市道が集落間を連絡しています。
- ・運動公園の綾部総合運動公園、地区公園の高倉公園、街区公園など１０か所の都市公園があります。
- ・公共下水道（綾部第２処理区）を市街地に計画し整備しています。
- ・農業集落排水を吉美地区、西八田地区、東八田地区、高槻地区に整備しています。
- ・その他の主要な都市施設
 淵垣交番、上杉駐在所、京都府中丹文化会館、資料館、天文館、吉美小学校、西八田小学校、東八田小学校、八田中学校など

④その他

- ・東八田地区に京都府指定無形文化財に指定されている黒谷町に伝わる黒谷和紙や、京都の自然２００選（歴史的な自然環境部門）に選定された安国寺があります。

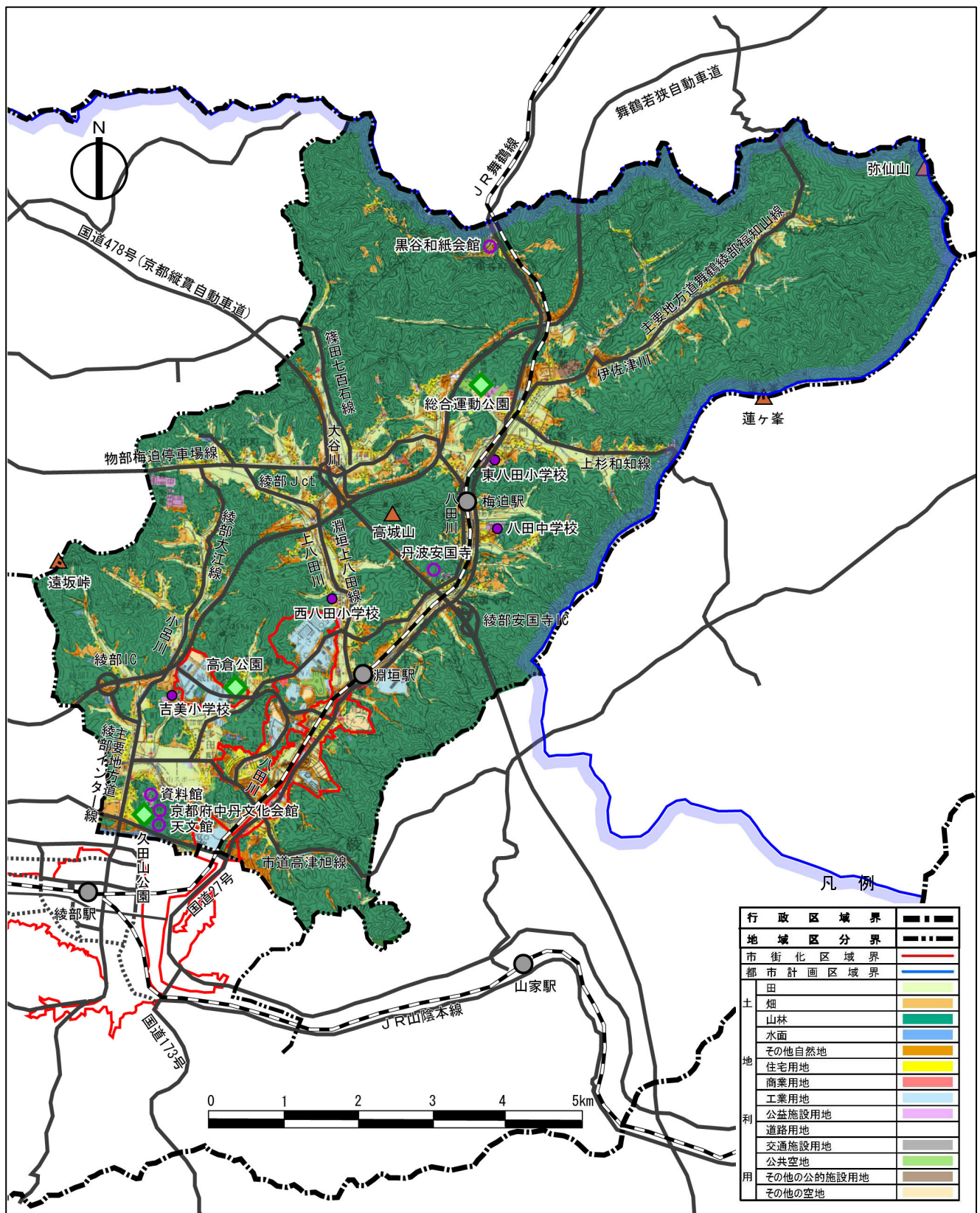


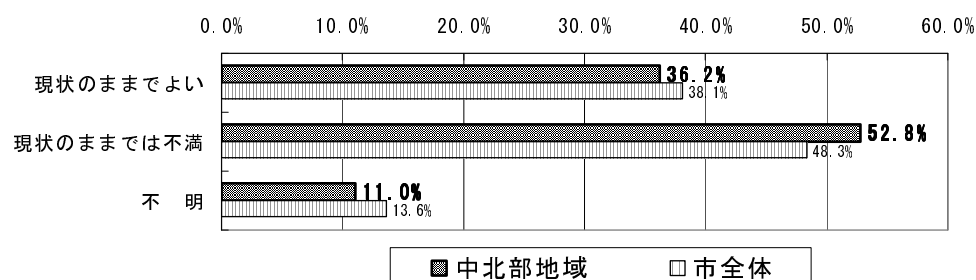
図 6 - 6 中北部地域の現況図

2) 地域住民の意向

中北部地域では、市民アンケート調査において163票の回答があり、主な住民意向は次のとおりです。

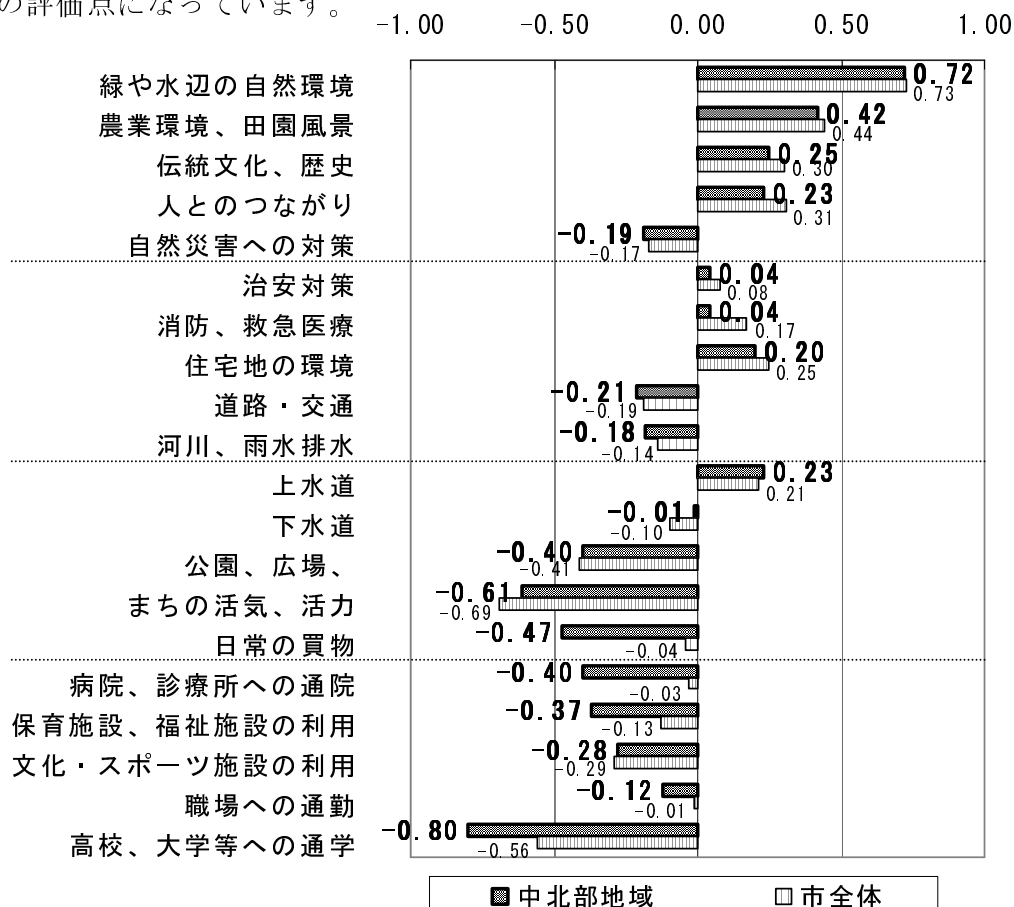
①居住している地域の現状の評価

「現状のままでよい」が36.2%、「現状のままで不満」が52.8%になっています。



②居住している地域の環境の評価

評価点がプラス（満足）となっている項目は、「緑や水辺の自然環境」（0.72）を第1位として20項目中8項目になっています。一方、「道路・交通」「公園、広場」などの都市施設や、「まちの活気、活力」「日常の買物」「病院、診療所への通勤」などの施設利用の利便性など、12項目についてはマイナス（不満）の評価点になっています。



評価点の算定方法：「満足」：2点、「やや満足」：1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で序して平均点を算定しています。

3) 主要課題

現況や住民の意向を踏まえ、主要課題を次のとおり整理します。

■ 産業の基盤強化による誘致・振興及び雇用の確保

吉美地区、西八田地区の丘陵地にある京都府綾部工業団地及び綾部市工業団地は、本市の工業集積地として、多くの工業、流通などの企業が立地しています。

国道27号沿道にも工業、商業施設などが立地しており、舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道丹波綾部道路など恵まれた交通アクセスを活かした産業の振興と雇用の確保が必要です。

■ 良好な土地の活用による定住促進

吉美地区のあやべ桜が丘団地や西八田地区の国道27号沿道の市街地の未利用地は、良好な住環境や恵まれた交通アクセスを活かし、早期に土地利用を図り、定住を促進することが必要です。

■ 集落の活性化と便利で暮らしやすい環境の創出

人口減少や少子高齢化が進行する集落では、地域コミュニティや地域活力の低下など、集落の維持・存続に係る問題も発生してきています。

集落の活性化のため、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、安全安心で、便利な暮らしやすい環境を創出し、定住化やUIターンを促進することが必要です。

■ 集落の産業の振興及び雇用の確保

農業や林業は、人口減少や少子高齢化などにより担い手が不足してきており、荒廃する農地や森林は増加し、集落の産業振興に大きな影響を与えています。

集落の活性化や定住促進を図るため、地域の資源を有効に活かした地場産業の振興や都市交流などを推進し、新たな雇用を創出することが必要です。

■ 里山の豊かな自然環境の保全

市街地を除く地域内は、豊かな自然と農村で創出される美しい里山風景を望むことができます。美しい自然景観や里山景観を守り続けるため、森林や田園を良好に保全し、これらを有効に利活用することが必要です。

(2) 地域整備の基本方針

1) 整備目標

舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道27号などの恵まれた交通アクセスを活かした産業拠点づくりを目指します。

また、自然環境の豊かな八田川上流や伊佐津川流域などの里山、田園の集落では、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山の利活用を通じた交流により、地域が活性化するまちづくりを目指します。

2) まちづくりの基本方針

①基幹的な産業用地の保全、活用と幹線沿道の都市機能の充実

京都府綾部工業団地、綾部市工業団地の良好な環境の形成と保全を図り、立地企業と連携した産業振興を促進します。また、国道27号沿道の市街地と、市街地とインターチェンジを連絡する幹線道路沿いは、都市機能の充実を推進し、産業・流通などの活性化を図ります。

②定住促進と地域コミュニティの充実

人口減少、少子高齢化が進行している集落において、住宅など都市的な土地利用を検討し、空き地、空き家の利活用や、UIターン、都市交流など、地域の活性化や居住環境の向上を図り、定住促進及び地域コミュニティの充実を推進します。

また、市街地においては、良好な住環境や恵まれた交通アクセスを活かし、未利用地の土地利用の推進により定住の促進を図ります。

③日常生活を支援する商業・サービス機能などの立地

自然環境の豊かな里山、田園の集落において、自然環境や農業環境の保全を基本としつつ、日常生活を支援する商業・サービス施設などの立地を検討し、利便性の向上を図ります。

④道路、下水道などの都市施設の充実

幹線道路、集落間道路、集落内道路などを計画的に整備、維持補修を行うとともに、公共下水道の区域拡大、農業集落排水の未整備区域の解消や合併処理浄化槽による水洗化に努めるなど、都市施設の充実を図り、快適で便利な居住環境の充実を推進します。

⑤地域資源を活かした産業振興と雇用の創出

八田川、伊佐津川や支流沿いに広がる農地や、周辺の森林を保全し、地域資源を

活かした特産品・ブランド製品の開発や付加価値の高い生産、地産地消や六次産業化などを推進し、新たな雇用の創出や都市住民との交流を促進します。

⑥里山の自然環境の保全

八田川流域や伊佐津川流域の里山に広がる森林などの豊かな自然環境は、関係法令などを適正に適用して無秩序な開発行為などを規制し、自然環境や景観を保全します。

(3) まちづくりの整備方針

1) 土地利用方針

エリア	ゾーン	方 針
市街地エリア	住宅ゾーン	周辺環境に配慮し、安全安心で良好な住宅地の形成を図ります。 未利用地の活用を促進します。
	都市サービスゾーン	居住環境の確保に努めつつ、恵まれた交通アクセスを活かし、商業・流通など都市サービスの提供を図ります。
	工業ゾーン	周辺の住環境や自然環境との調和を保ち、本市の基幹産業を集積する工業地として土地利用を図ります。
	工業・居住ゾーン	居住環境の確保に努めつつ、恵まれた交通アクセスを活かし、工業・商業・流通など都市サービスの提供を図ります。
	沿道サービスゾーン	周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスを活かし、幹線道路沿いの都市機能の充実を推進します。
里山田園生活エリア	里山田園集落ゾーン	自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住宅や日常生活上必要な諸機能の土地利用を促進し、定住人口の安定化や増加を図ります。 優良農地の保全を図り、農業生産性の向上や農業経営の安定を図ります。
自然活用保全エリア	自然環境保全ゾーン	豊かな自然や良好な景観に配慮し、開発行為などを抑制して森林や河川などの保全や活用を図ります。

2) 主要な都市施設整備の方針

①道路、交通施設

- ・舞鶴若狭自動車道や京都縦貫自動車道丹波綾部道路など、府北部周辺の高速道路ネットワークの早期完成を関係機関とともに推進します。
- ・国道27号の早期改良整備を関係機関とともに推進し、地元調整など事業の促進に努めます。
- ・一般府道物部梅迫停車場線と市道高槻陸橋線の改良整備を京都府等関係機関に働

きかけます。

- ・生活道路となっている市道は、緊急性の高い路線から順次整備を行います。
- ・あやバスの安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。
- ・自主運行バスの運営を支援します。

②公園・緑地

- ・老朽化した都市公園施設の計画的な整備や改修を図ります。

③上下水道・河川

- ・上水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、更新や耐震化を推進します。
- ・東八田簡易水道統合整備事業の計画的な整備を図ります。
- ・公共下水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、区域拡大を検討します。
- ・東八田地区農業集落排水の計画的な整備を図ります。
- ・集合処理整備済区域の既存施設、設備の適切な維持管理に努めます。
- ・集合処理以外の地域では、合併処理浄化槽による水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・河川改修などの治水対策を関係機関とともに推進し、自然と人が共生できる水辺空間の創出を図ります。

3) 主要な市街地整備・住環境整備の方針

①計画的な土地利用と定住促進

- ・市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を廃止する方向で検討します。
- ・市街地の良好な環境やまち並みを保全、形成するため、必要に応じ用途地域や建ぺい率や容積率の見直しを検討します。
- ・市街化調整区域内における建築行為などの規制緩和を推進するとともに、地区計画の導入を検討します。
- ・UIターンによる移住希望者に対し市営住宅の活用を検討します。

4) 主要な自然環境整備又は保全の方針

①市民との協働による自然環境の保全、活用

- ・市民や事業者との協働し、河川や水源林の保全を促進します。
- ・自然・文化・人々との交流を体験する「グリーンツーリズム」を誘導し、自然を活用した「都市と農山村との交流」を推進します。

5) 主要な景観形成の方針

①森林、田園の自然・田園景観の保全

- ・黒谷和紙会館付近など、美しい自然景観と山々に囲まれた田園と集落で創出される里山景観を守り続けるため、保全や形成に努めます。

②歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

- ・京都府指定無形文化財に指定されている「黒谷和紙」が伝わる黒谷町や、京都の自然200選（歴史的な自然環境部門）に選定された安国寺の歴史的資源と周辺地域において、京都府景観条例に基づく資産登録の活用などを検討し、保全や形成に努めます。

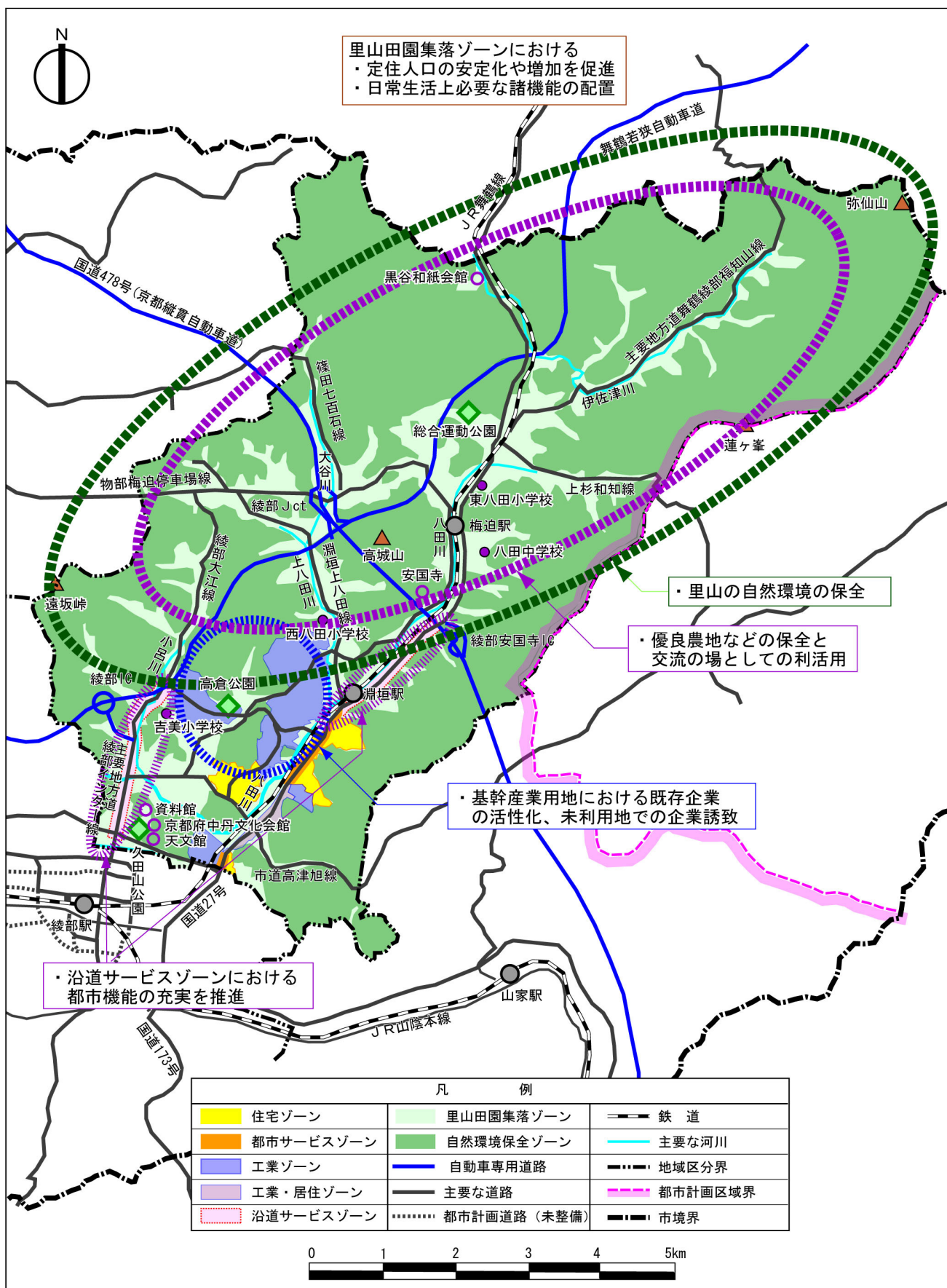


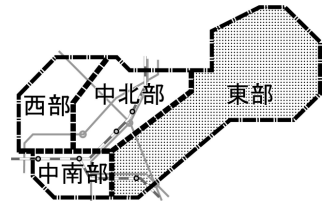
図 6 - 7 中北部地域のまちづくり方針図

(1) 地域の特性と主要課題

1) 地域の特性

①位置・人口など

- ・東部地域は本市の東部に位置し、主に上林川流域と由良川中流域の地域です。
- ・由良川に沿ってＪＲ山陰本線、国道２７号、上林川に沿って主要地方道小浜綾部線が通り、沿道には集落と農地が形成され、周囲は森林に囲まれています。
- ・人口は約４千人で本市の約１２％を占めていますが、減少傾向にあります。



区 分		面 積 (km ²)	人 口 (人)					世帯数 (世帯) 平成22年	
			平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年 (対全市構成比)			平成 7 22年
山家	市街化調整区域	33	2,087	1,878	1,736	1,581	4.4%	0.76	606
口上林	都市計画区域外	27	1,041	994	955	890	2.5%	0.85	305
中上林	都市計画区域外	51	1,743	1,545	1,375	1,257	3.5%	0.72	530
奥上林	都市計画区域外	74	854	783	679	576	1.6%	0.67	285
合計		185	5,725	5,200	4,745	4,304	12.0%	0.75	1,726

②土地利用

- ・主に由良川沿いの国道２７号、上林川沿いの主要地方道小浜綾部線の沿道や山裾などに集落が形成されています
- ・集落の周辺や河川沿いに農地が広がり、蓮ヶ峯（標高約５００ｍ）、養老山（標高６６５ｍ）、三国岳（標高６１６ｍ）、頭巾山（標高８７１ｍ）など、地域の大半を森林が占め、特に自然環境が豊かな地域です。

③都市施設

- ・ＪＲ山陰本線の山家駅があります。
- ・国道２７号や主要地方道小浜綾部線などが周辺都市や市街地と連絡し、一般府道や市道が集落間を連絡しています。
- ・東山公園、山家城址公園の２カ所の都市公園があります。
- ・農業集落排水を山家中部地区、口上林地区に整備しています。
- ・その他主要な都市施設
消防署上林分遣所、山家駐在所、上林駐在所、水源の里・老富会館、かんばやし交流館、口上林診療所、中上林診療所、上林歯科診療所、奥上林診療所、東綾小学校、上林小学校、東綾中学校、上林中学校など

④その他

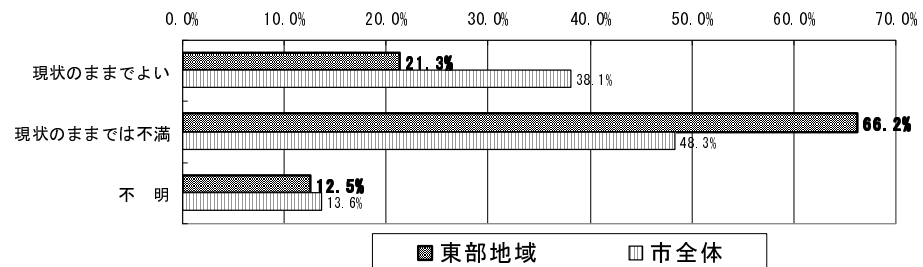
- ・奥上林地区に国宝光明寺二王門、あやべ温泉、京都の自然２００選になっている君尾山の「幻の大トチ」、頭巾山のブナ林、早稲谷川上流域の滝群があります。山家地区に京都の自然２００選になっている立岩があります。

2) 地域住民の意向

東部地域では、市民アンケート調査において136票の回答があり、主な住民意向は次のとおりです。

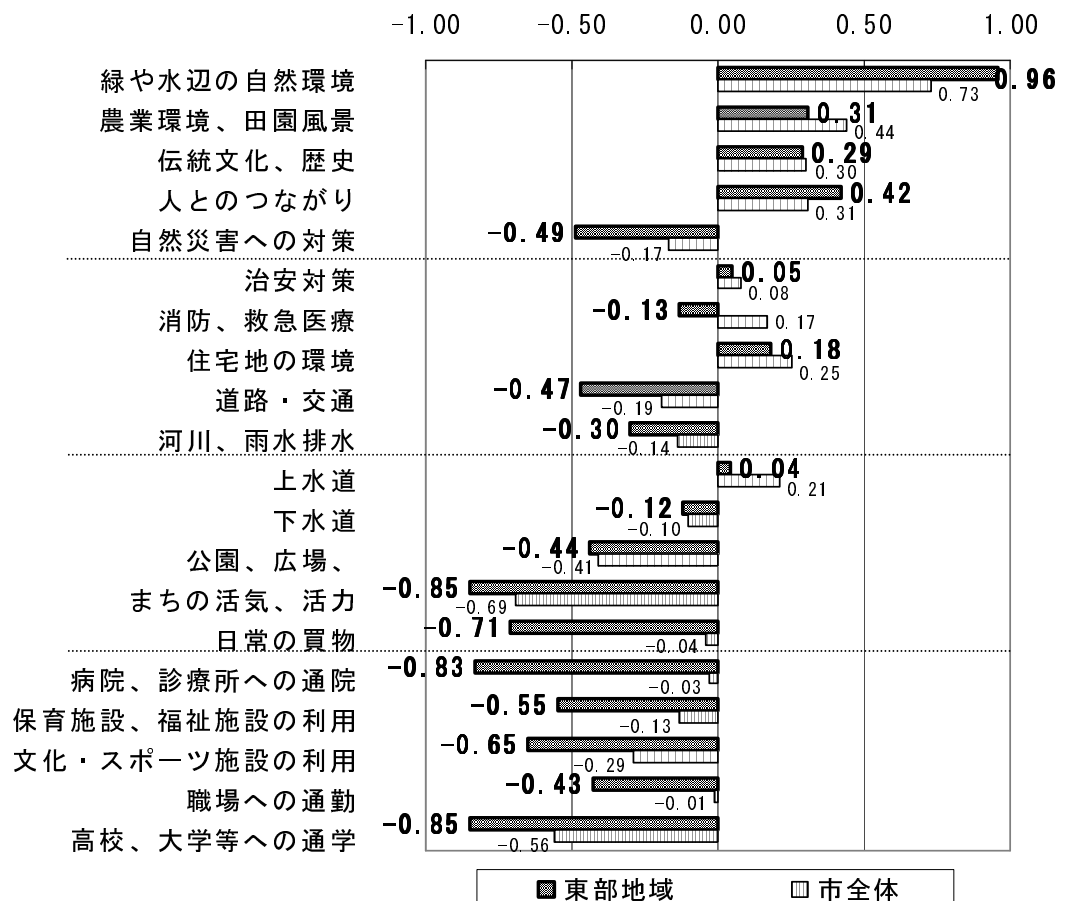
①居住している地域の現状の評価

「現状のままでよい」が21.3%、「現状のままで不満」が66.2%になっています。



②居住している地域の環境の評価

評価点がプラス（満足）となっている項目は、「緑や水辺の自然環境」（0.96）を第1位として20項目中7項目になっています。一方、「まちの活気、活力」「日常の買物」「病院、診療所への通勤」「高校、大学等への通学」などの施設利用の利便性はおおむね-0.55~-0.85、「道路・交通」「公園、広場」の都市施設が-0.47、-0.44で不満足とする評価が多く、13項目についてはマイナス（不満足）の評価点になっています。



評価点の算定方法：「満足」：2点、「やや満足」：1点、「ふつう」：0点、「やや不満」：-1点、「不満」：-2点とし、合計点数を回答票数で序して平均点を算定し

3) 主要課題

現況や住民の意向を踏まえ、主要課題を次のとおり整理します。

■ 集落の活性化と便利で暮らしやすい環境の創出

人口減少や少子高齢化が進行する集落では、地域コミュニティや地域活力の低下など、集落の維持・存続に係る問題も発生してきています。

集落の活性化のため、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、安全安心で、便利な暮らしやすい環境を創出し、定住化やU I ターンを促進することが必要です。

■ 産業の振興及び雇用の確保

農業や林業は、人口減少や少子高齢化などにより担い手が不足してきており、荒廃する農地や森林は増加し、集落の産業振興に大きな影響を与えています。

集落の活性化や定住促進を図るため、地域の資源を有効に活かした地場産業の振興や都市交流などを推進し、新たな雇用を創出することが必要です。

■ 里山の豊かな自然環境の保全

地域内は、豊かな自然と農村で創出される美しい里山風景を望むことができます。美しい自然景観や里山景観を守り続けるため、森林や田園を良好に保全し、これらを有効に利活用することが必要です。

(2) 地域整備の基本方針

1) 整備目標

自然環境の豊かな里山、田園の集落で、自然、農業と共生しながら快適に暮らし、農林業や里山などの地域資源を有効に利活用した交流などにより、地域の活性化を目指します。

2) まちづくりの基本方針

①定住促進と地域コミュニティの充実

人口減少、少子高齢化が進行している集落において、住宅など都市的な土地利用を検討し、空き地、空き家の利活用や、UIターン、都市交流など、地域の活性化や居住環境の向上を図り、定住促進及び地域コミュニティの充実を推進します。

②日常生活を支援する商業・サービス機能などの立地

自然環境の豊かな里山、田園の集落において、自然環境や農業環境の保全を基本としつつ、日常生活を支援する商業・サービス施設などの立地を検討し、利便性の向上を図ります。

③道路、下水道などの都市施設の充実

幹線道路、集落間道路、集落内道路などを計画的に整備、維持補修を行うとともに、合併処理浄化槽による水洗化に努めるなど、都市施設の充実を図り、快適で便利な居住環境の充実を推進します。

④地域資源を活かした産業振興と雇用の創出

由良川、上林川や支流沿いに広がる農地や、周辺の森林を保全し、地域資源を活かした特産品・ブランド製品の開発や付加価値の高い生産、地産地消や六次産業化などを推進し、新たな雇用の創出や都市住民との交流を促進します。

⑤清流の里の自然環境の保全

清流上林川流域に広がる森林などの豊かな自然環境は、関係法令などを適正に適用して無秩序な開発行為などを規制し、自然環境や景観を保全します。

(3) まちづくりの整備方針

1) 土地利用方針

エリア	ゾーン	方 針
市街地エリア	沿道サービスゾーン	周辺の居住環境や自然環境との調和を保ちつつ、恵まれた交通アクセスを活かし、幹線道路沿いの都市機能の充実に推進します。
里山田園生活エリア	里山田園集落ゾーン	自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住宅や日常生活に必要な諸機能の土地利用を促進し、定住人口の安定化や増加を図ります。 優良農地の保全を図り、農業生産性の向上や農業経営の安定を図ります。
自然活用保全エリア	自然環境保全ゾーン	豊かな自然や良好な景観に配慮し、開発行為などを抑制して森林や河川などの保全や活用を図ります。

2) 主要な都市施設整備の方針

①道路、交通施設

- ・国道27号の早期改良整備を関係機関とともに推進し、地元調整など事業の促進に努めます。
- ・主要地方道小浜綾部線、主要地方道綾部美山線、主要地方道舞鶴和知線や一般府道広野綾部線、一般府道上杉和知線の改良整備を京都府等関係機関に働きかけます。
- ・生活道路となっている市道は、緊急性の高い路線から順次整備します。
- ・あやバスの安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

②公園・緑地

- ・老朽化した都市公園施設の計画的な整備や改修を図ります。

③下水道・河川

- ・上水道施設、設備の適切な維持管理に努めるとともに、更新や耐震化を推進します。
- ・上林及び山家西簡易水道統合整備事業の計画的な整備を図ります。
- ・簡易水道施設の計画的な更新に努め、上水道との経営統合を検討します。
- ・集合処理整備区域の既存施設、設備の適切な維持管理に努めます。

- ・集合処理以外の地域では、合併処理浄化槽による水洗化を促進し、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・河川改修などの治水対策を関係機関とともに推進し、自然と人が共生できる水辺空間の創出を図ります。

3) 主要な住環境整備の方針

①計画的な土地利用と定住促進

- ・市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を廃止する方向で検討します。
- ・市街化調整区域内における建築行為などの規制緩和を推進するとともに、地区計画の導入を検討します。
- ・UIターンによる移住希望者に対し市営住宅の活用を検討します。

4) 主要な自然環境整備又は保全の方針

①貴重な自然の保全

- ・京都の自然200選（植物部門）に選定された君尾山の「幻の大トチ」、頭巾山のブナ林や、森の巨人たち百選に選定された古屋の上津灰のミズメなど自然資源を保全します。
- ・京都の自然200選（地形・地質部門）に選定された早稲谷川上流域の滝群、立岩の地形を保全します。
- ・京都府広域緑地計画に定める、頭巾山や立岩付近の由良川上中流地区について、関係機関と連携し自然公園の指定を検討します。

②市民との協働による自然環境の保全、活用

- ・市民や事業者と協働し、河川や水源林の保全を促進します。
- ・自然・文化・人々との交流を体験する「グリーンツーリズム」を誘導し、自然を活用した「都市と農山村との交流」を推進します。

5) 主要な景観形成の方針

①森林、田園の自然・田園景観の保全

- ・上林川流域の美しい自然景観と山々に囲まれた田園と集落で創出される里山景観を守り続けるため、保全や形成に努めます。

第7章 実現化の方策

7-1 実現に向けての基本的な考え方

近年、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、急成長の望めない経済など、本市を取り巻く社会情勢や行政の財政状況は厳しく、地方分権の進展と相まって、地方自治体は自主的・自立的な経営を行い、地域の実情に合わせた持続可能な都市づくりが求められています。

全体構想や地域別構想で示した都市の将来目標を実現するため具体的な個々の実施計画を立案し、各種の取組みを推進していきます。

なお、都市計画マスタープランは長期的な方針であることから、都市づくりの進捗状況を把握し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や市民の意向を踏まえながら、適切に見直しを図っていくこととします。

特に、地域別構想については、市民等がまちづくりに積極的に参加し、主体的に取り組む中で、地域ごとのまちづくりの基本的な考え方や方向性を定めていくことが重要であり、今後、全体構想に基づき、より具体的な計画や内容を定める中で、地域住民とともに地域別構想を検討し、必要に応じ適切に見直しを行います。

◆綾部市の都市づくりの主要な推進方策

■ 7-2 地域特性に応じた計画的な土地利用の規制・誘導方策

(1) 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し

区域区分を廃止する方向で検討し、決定権者（京都府）など関係機関と協議を行います。

(2) 用途地域などの見直し

土地利用、建物用途の現況や動向を調査し、適正な用途地域、建ぺい率、容積率などを検討し、必要な場合は見直しを行います。

(3) 景観計画策定などの検討

景観を保全すべき資源を選定し、京都府景観資産の登録への支援や、景観行政団体への移行、また、景観計画の策定を検討します。

■ 7-3 安全で快適な都市基盤・生活基盤の整備・充実に向けた取組

(1) 中心市街地活性化の推進

中心市街地は都市拠点として、市街地の整備、交通アクセスの充実、まち中居住の推進、公益施設の集積の推進、商業・業務機能の充実により、総合的にまちづくりを進めます。

(2) 幹線道路網の充実

高速道路ネットワーク早期完成、国道27号改良整備、主要地方道小浜綾部線整備促進など、幹線道路網の充実を図ります。

(3) 都市計画道路網の見直し

長期間未着手や未整備の都市計画道路は、廃止検討路線を抽出し、総合的な検証を行い、存続、廃止など計画の見直しを行います。存続、廃止の検討にあたっては、検討会等を設置し方向性を定めます。

(4) 狭あい道路等の整備方策の検討

中心市街地の狭あい道路の問題について、各種事業の活用などを検討します。

(5) 地区の課題・特性に応じた地区単位のまちづくりの推進

地区の課題や特性に応じて、地域住民が主体となって進める、地区計画の導入や建築協定の締結などを推進します。

■ 7-4 市民等との協働によるまちづくり方策の推進

(1) 行政情報提供の充実

情報提供や情報公開に努めます。まちづくりに関する意見や提案など、施策や事業への反映に努めます。

(2) まちづくり条例の検討

市民参画の仕組みや都市計画への反映手続きなどを定めることができる、まちづくり条例の制定を検討します。

将来都市像『住んでよかった……
ゆったりやすらぎの田園都市・綾部』を実現するために

図 7-1 実現化方策の基本的な体系

(1) 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直し

地域特性に応じた適切な土地利用の規制誘導を図り、安全、安心、快適な暮らしに対応できる住環境の形成を目指します。

本マスタープランの土地利用の方針で、里山田園集落ゾーンは、人口減少、少子高齢化に対応するため、定住人口の安定化や増加を促進するとともに、身近な生活圏内に日常生活に必要な店舗などを配置し、快適に暮らしやすい生活環境が形成可能な土地利用を進め、また、沿道サービスゾーンでは、恵まれた交通アクセスを活かし、主要な幹線道路沿いの都市機能の充実を図ることを定めています。

現在、市域において、土地利用の規制・誘導手法として、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分が定められていますが、これらの方針を実現するためには、区域区分による土地利用の厳しい規制は大きな課題となります。

このため、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進方策として、区域区分の見直しが必要です。

見直しにあたっては、区域区分の要否の考察（資料2）を踏まえ、区域区分を廃止する方向で検討し、決定権者（京都府）など関係機関と協議を行います。

また、区域区分の見直しと併せ検討する土地利用の規制・誘導方策等について、本マスタープランの内容を見直し、市民への周知を図ることとします。

【区域区分についての基本的な考え方】（区域区分の要否の考察（資料２）より）

①区域区分を定める必要性が低い

これまで区域区分を定めてきたことにより、スプロール化を防止し、良好な市街地が形成された等の一定の成果があったといえる。

しかし、区域区分制度は高度成長期の人口急増などの高い開発圧力によるスプロール現象の防止等のため設けられたものであり、また、平成１２年の都市計画法改正により都市圏等の都市を除く地域では区域区分が選択制になった背景からも、長期間人口減少が進行し続け、また、産業等の大幅な経済活動の成長や増加が見られない、現在の本市の都市計画区域には、区域区分を定める必要性が低いと考える。

②地域の特性を踏まえた快適に暮らせる環境づくりの実現に支障がある

これまで区域区分を定めてきたことにより、市街化区域は良好な市街化を形成し人口が確保されてきたが、一方で、市街化調整区域は建築行為や開発行為等が厳しく制限され、定住人口流入の阻害や、地域によっては、地域活性化の阻害等の要因の一つになっている場合がある。

人口減少率が特に高い市街化調整区域では、地域コミュニティの活力を保持、充実するため、定住を促進することが重要となっている。また、高齢化が進行する中、利便性向上のため都市機能の充実や、身近な生活圏内に日常生活上の諸機能を配置すること等も望まれている。本市は地域の特性を踏まえ、地域住民の生活環境が確保され、地域コミュニティの活力が持続的に発揮できるまちづくりを目指しており、区域区分による厳しい土地利用の制限を行うことは、これらの実現に支障があると考ええる。

③優良農地や森林など豊かな自然環境を確保することは可能

これまで市街化調整区域では、開発行為等が厳しく制限されていたことにより、優良な農地や森林など豊かな自然環境が保全されてきた。しかし、優良農地や森林などは現行法令により保全することができ、更に、区域区分廃止後の土地利用の規制・誘導方策等を利用することにより、豊かな自然環境を確保することは可能と考える。

（２）用途地域などの見直し

用途地域は、市街地の適正な土地利用を図り、用途の混在を防ぐために、住居、商業、工業など、土地や建物の用途に一定の制限を加えるものです。

本市は、市街化区域に、第一種住居専用地域や工業専用地域など11種類の用途地域を定めています。

商工業等の都市機能の充実や、安全で快適な居住環境を図るため、計画的な土地利用の誘導を図ることが重要であり、中心市街地や幹線道路沿道などについて、土地利用、建物用途の現況や動向を調査し、住民や関係機関からの意見も把握しつつ、適正な用途地域、建ぺい率、容積率などを検討し、必要な場合は見直しを行います。

（３）景観計画策定などの検討

“グンゼ記念館・博物苑の近代化産業遺産とその周辺”などの産業遺産、丹波安国寺などの歴史的景観、豊かな自然景観や里山景観など、良好な資産を保全、形成し、資産を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

良好な景観の形成を図るため、景観を保全すべき資源を選定し、京都府景観資産の登録への支援や、景観行政団体への移行、また、景観計画の策定を検討します。

なお、京都府指定無形文化財の黒谷和紙の里周辺について京都府景観資産の登録、また、自然豊かな上林川流域の自然景観について保全方針を検討します。

【景観法に基づく主な制度】

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的としています（景観法第1条より抜粋）



出典：景観法アドバイザーブック（国土交通省）

(1) 中心市街地活性化の推進

中心市街地において人口減少と高齢化が進展し、空き家、空き店舗の増加による活力の低下や、密集住宅地には、狭あい道路や老朽住宅などが存在し、中心市街地の再生が求められています。また、市民アンケート調査結果では、小売業、飲食店、サービス業は市外の利用が多い結果となっています。

中心市街地の活性化は、単に商店街などを活性化するだけでなく、市全体の都市拠点として、市街地の整備、交通アクセス、まち中居住、公益施設、商業・業務の5つの要素を中心に、総合的に中心市街地のまちづくりを進めていきます。

1) 市街地の整備

公共下水道事業計画区域の早期整備を図ります。

また、狭あい道路や老朽住宅の問題に対応するため“狭あい道路等の整備方策の検討（7-3（4）に記載）”を図ります。

2) 交通アクセスの充実

市内の主要な公共交通となっている「あやバス」の、安定的な運行の確保と利便性の向上を図ります。

また、国道27号や主要地方道福知山綾部線の既存幹線道路網の整備のほか、市道青野豊里線の改良整備など、中心市街地への交通アクセス性の向上を図ります。

3) まち中居住の促進

未利用地や空き家の有効利用の方策を検討し、土地・建物の流動化に努めます。

また、狭あい道路や老朽住宅の問題に対応するため“狭あい道路等の整備方策の検討（7-3（4）に記載）”を図ります。

4) 公益施設の集積の促進

中心市街地に集積している、市立病院、保健福祉センター、図書館、市役所、ITビルなどの公益施設は、適正な駐車場の確保や、わかりやすい案内情報板の設置などにより利用の促進に努めます。

また、新たな公益施設を立地する場合は、中心市街地への立地誘導に努めます。

5) 商業・業務機能の充実

商業活性化にぎわいづくり推進事業など、商業関係者が主体となった取り組みを支

援するとともに、グンゼ（株）や宗教法人大本等と連携し、まちの魅力づくりを推進します。

また、未利用地や空き店舗等については、チャレンジショップ支援事業などにより商業施設などの誘致活動を支援します。

さらに、商業者や関係機関等とともに中心市街地の商業等の活性化支援方策を検討します。

（２）幹線道路網の充実

舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、国道２７号、１７３号により主要幹線道路、また、主要地方道などにより幹線道路網を形成しています。これらの恵まれた交通アクセスを活かした産業活動の充実やまちづくり、また、安全で災害に強い都市づくりに必要な、緊急輸送道路の指定や災害時の消防活動や緊急輸送ルート位置付けを踏まえ、さらに幹線道路網の充実を図ります。

高速道路ネットワークについては早期完成を関係機関に働きかけます。

国道２７号の早期改良整備を関係機関と連携し、国に働きかけます。

また、主要地方道小浜綾部線、主要地方道綾部美山線、一般府道上杉和知線、一般府道広野綾部線の改良整備を関係機関とともに京都府に働きかけます。

（３）都市計画道路網の見直し

都市計画道路は、現在２１路線５４，６２０ｍを計画し、この内、未着手路線が２路線、一部未整備路線が８路線あります。

未着手や未整備路線の大半は昭和３１年に都市計画決定したもので、人口や交通量の減少など社会情勢の変化や、周辺の道路整備により、必要性が大きく変化していると考えられます。

長期間未着手や未整備の都市計画道路は、「京都府都市計画道路網見直し指針」に基づき、都市計画道路の整備状況や機能を把握して廃止検討路線を抽出し、必要性や実現性などから総合的な検証を行い、存続、廃止など計画の見直しを行います。

なお、都市計画道路の存続、廃止の検討にあたっては、都市計画道路網見直しに関する検討会等を設置し、京都府など関係機関と調整を図りつつ方向性を定めます。

【都市計画道路の見直しの視点】

- ①都市の骨格形成に必要なか（広域ネットワーク、都市の主軸の形成など）
- ②交通機能として必要なか（交通混雑の緩和、駅へのアクセス強化、バス運行など）
- ③空間機能として必要なか（環境空間、防災空間、収容空間など）
- ④計画実現上の課題は無いかな（公共施設、文化遺産、地域コミュニティなど）

（４）狭あい道路等の整備方策の検討

中心市街地には幅員４ｍ未満の狭あい道路が存在しています。

狭あい道路に面した土地に建物を建てる場合には、原則その中心線から２ｍ後退する必要がある、場合によっては建てられない場合もあります。

狭あい道路は、日常生活をする上で通行上の問題があるばかりでなく、地震や火災など災害時に消防、救急活動に支障をきたす可能性があります。また、円滑な建替えの妨げや不動産取引時のトラブルなどの課題が生じることがあります。これらに対処するため、中心市街地の狭あい道路の問題について、狭あい道路整備等促進事業、道路拡幅整備事業、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業の活用などを検討します。

（５）地区の課題・特性に応じた地区単位のまちづくりの推進

地区の課題や特性に応じ、地区や街区単位できめ細かなまちづくりを実現していく制度として“地区計画（都市計画法第１２条の４）”や“建築協定（建築基準法第６９条～７７条）”があります。

これらは、住民が主体的にルールづくりに取り組むことができる制度で、地区ごとの課題・特性に応じたまちづくりを実現するため、地区計画の導入や建築協定の締結などを推進します。

これからのまちづくりは、市民等と行政との「パートナーシップ」を構築し、市民等と行政がお互いの役割分担を理解し、各々の責任を担っていく必要があります。

また、社会情勢は、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ価値観が変化し、環境やまちづくりに対する意識や関心が高まっています。このことから「協働によるまちづくり」の必要性はこれまで以上に大きくなっています。

地域課題に対して、集落や地区単位で形成されてきた自治会など地域コミュニティの他に、NPO、ボランティア、企業などでも積極的にかかわろうとする動きが現れており、今後のまちづくりを担う重要な主体となってきました。

今後も、市政情報を正確に発信するとともに、情報公開制度などの適切な運用に努め、市民等の意見を反映し、市民等との協働によるまちづくりを推進します。

（１）行政情報提供の充実

市民等との協働によるまちづくりには、行政情報の充実と市民等と行政との双方向の情報伝達が重要です。「まちづくり情報」を市民等に身近なものとして感じてもらうため「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」の適正な運用を図り、まちづくり情報の広報あやべ「ねっと」への掲載、市ホームページ、コミュニティFMなど、あらゆるメディアを情報発信源として活用し、行政からの情報提供や情報公開に努めます。

また、行政情報の提供・公開の充実を図るとともに、各種委員会委員の公募やパブリックコメントの実施、まちづくりに対する発言の場となる説明会や懇談会などの開催を推進し、ワークショップ、アンケート調査などによる、まちづくりに関する意見や提案など、施策や事業への反映に努めます。

（２）まちづくり条例の検討

市民等との協働によるまちづくりを進める上では、まちづくり団体やまちづくり協定などの市民参画の仕組みや都市計画へ反映できる手続きを定めることが望まれます。また、開発行為や建築行為に対して全国一律の法制度だけでなく、本市の特性に応じた事前手続きを定めることも考えられます。

これらを定めることができるまちづくり条例の制定を検討します。

資 料 編

資料 1	計画策定に関する資料	1 3 6
資料 2	区域区分の要否の考察	1 4 0
資料 3	用語の説明	1 5 4

資料 1 計画策定に関する資料

1-1

綾部市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、総合的な視点から検討を行うため、綾部市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、都市計画マスタープランを策定した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画担当課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成23年5月9日から施行する。

2 この告示は、都市計画マスタープランの策定をもってその効力を失う。

(1) 綾部市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

区 分	氏 名	任命区分	
委員長	尾 上 亮 介	舞鶴工業高等専門学校 建設システム工学科 教授	学識 経験者
副委員長	井 上 信 治	綾部商工会議所 専務理事	関係団体
委員	安 積 將 明	綾部市自治会連合会 綾部地区自治会連合会長	
	稲 場 孝 子	マーケティングネットワーク夢市場 代表	
	大 島 幸 雄	綾部市農業委員会 会長	
	藤 聖 子	綾部学習グループ 副会長	
	山 下 敬 史	綾部商工会議所青年部 会長	
	嵯峨根 正 和	京都府中丹広域振興局企画振興室 室長	関係行政 機関
	豊 島 正 (岩崎 英徳)	京都府中丹東土木事務所企画調整室 室長	

※カッコ内の委員は平成23年度の委員

(2) 綾部市都市計画マスタープラン策定委員会開催状況

	開催年月日	議 題
第 1 回	平成 2 3 年 1 1 月 1 0 日 (木)	(1)都市計画マスタープランについて ・都市計画マスタープランとは ・策定スケジュール ・綾部都市計画の現状及び分析 (2)人口等に関する課題と検討方針について (3)市民アンケート調査等について (4)その他 ・区域区分（線引き）の影響等について
第 2 回	平成 2 4 年 2 月 9 日 (木)	(1)都市計画マスタープラン（案）について ・第 1 章 綾部市の現状分析（補充編） ・第 2 章 市民アンケート調査結果 ・第 3 章 都市整備上の課題 ・第 4 章 将来目標の設定 ・第 5 章 全体構想 5－1 土地利用の方針 5－2 都市施設整備の方針
第 3 回	平成 2 4 年 4 月 1 9 日 (木)	(1)都市計画マスタープラン（案）（第 1 章～第 5 章全体構想）について (2)区域区分の要否の考察（案）について
第 4 回	平成 2 4 年 7 月 6 日 (金)	(1)都市計画マスタープラン地域別構想（案）について (2)都市計画マスタープラン（案）（中間報告）概要版について (3)都市計画マスタープラン（案）中間報告説明会について
第 5 回	平成 2 4 年 1 0 月 2 5 日 (木)	(1)中間報告パブリックコメントの意見内容及び市の考え方等について (2)都市計画マスタープラン（案）について (3)第 7 章実現化方策の検討（案）について
第 6 回	平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日 (水)	(1)都市計画マスタープラン（案）について (2)都市計画マスタープラン（案）の提言について
第 7 回	平成 2 5 年 1 月 2 2 日 (火)	(1)都市計画マスタープラン（案）提言

1-3

市民の意見の把握に関する調査・意見募集・説明会の実施状況体制

(1) 市民アンケート調査

実施期間	平成23年12月9日（金）～平成23年12月24日（土）
調査対象者	市民2,000人（18歳以上、無作為抽出）
実施方法	郵送による配布、回収
回収状況	・配布数 2,000票 ・回答数 935票 ・回答率 46.8%

(2) パブリックコメント（市民への意見募集）

募集期間	平成24年7月23日（月）～平成24年8月24日（金）
対象者	市内住民、市内事業者、市内事業所勤務者、市内学校在校生など
募集方法	・資料閲覧：市ホームページ 市役所行政情報コーナー又は都市建築課 ・意見提出：郵便、ファックス、電子メール 都市建築課への提出
資料	・綾部市都市計画マスタープラン（案）【中間報告】
意見提出者数	8人

(3) 綾部市都市計画マスタープラン（案）中間報告地区別説明会

開催日・場所	平成24年7月30日（月）：奥上林地区（林業者等健康管理センター） 平成24年7月31日（火）：中上林地区（観光センター） 平成24年8月1日（水）：口上林地区（健康ファミリーセンター） 平成24年8月2日（木）：山家地区（基幹集落センター） 平成24年8月3日（金）：志賀郷地区（志賀郷公民館） 平成24年8月6日（月）：物部地区（物部営農指導センター） 平成24年8月7日（火）：豊里地区（豊里コミュニティセンター） 平成24年8月8日（水）：東八田地区（東八田公民館） 平成24年8月9日（木）：西八田地区（農村婦人の家） 平成24年8月10日（金）：吉美地区（農業振興センター） 平成24年8月21日（火）：中筋地区（ふれあいセンター） 平成24年8月22日（水）：綾部地区（市役所委員会室）
説明内容	・綾部市都市計画マスタープラン（案）【中間報告】 ・地域別構想（案）【地区対象の地域別構想（案）】
参加者数	延人数 229人（12地区）

資料 2 区域区分の要否の考察

2-1 区域区分制度について

(1) 制度の沿革

ア 区域区分制度は、急速な人口等の集中による市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題になっていた事を背景に導入された制度

区域区分（線引き）制度は、昭和30年代後半からの高度成長期の過程で都市への急速な人口・諸機能の集中が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化していた社会経済状況を背景に、昭和43年に開発許可制度等の導入とともに制定されたもの。

イ 社会経済状況は変化し、一般的には都市の外へ向かった開発圧力は小さくなってきた。

都市をめぐる社会経済状況は大きく変化し、少子高齢化の急速な進行により都市への人口集中は全国的に沈静化し、一般的には都市の外へ向かった開発圧力は小さくなってきた。また、産業の立地については、交通・通信網の整備とモータリゼーションの進展等に伴い、立地上の制約条件がなくなり、さらに、質の高い住まい、自然環境や景観の保全・創出に対する意識も高まっている。

ウ このような状況に対応するため、都市計画区域マスタープランの中で、都道府県が区域区分の要否を示すこととなった。

こうした、都市化の時代から安定・成熟した都市型社会への移行という状況に対応するために、平成12年に都市計画法が改正された。この改正により、大都市圏にある都市計画区域では区域区分が義務付けられ、それ以外の都市計画区域では都道府県が地域の実情を踏まえて区域区分の要否を選択し、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。

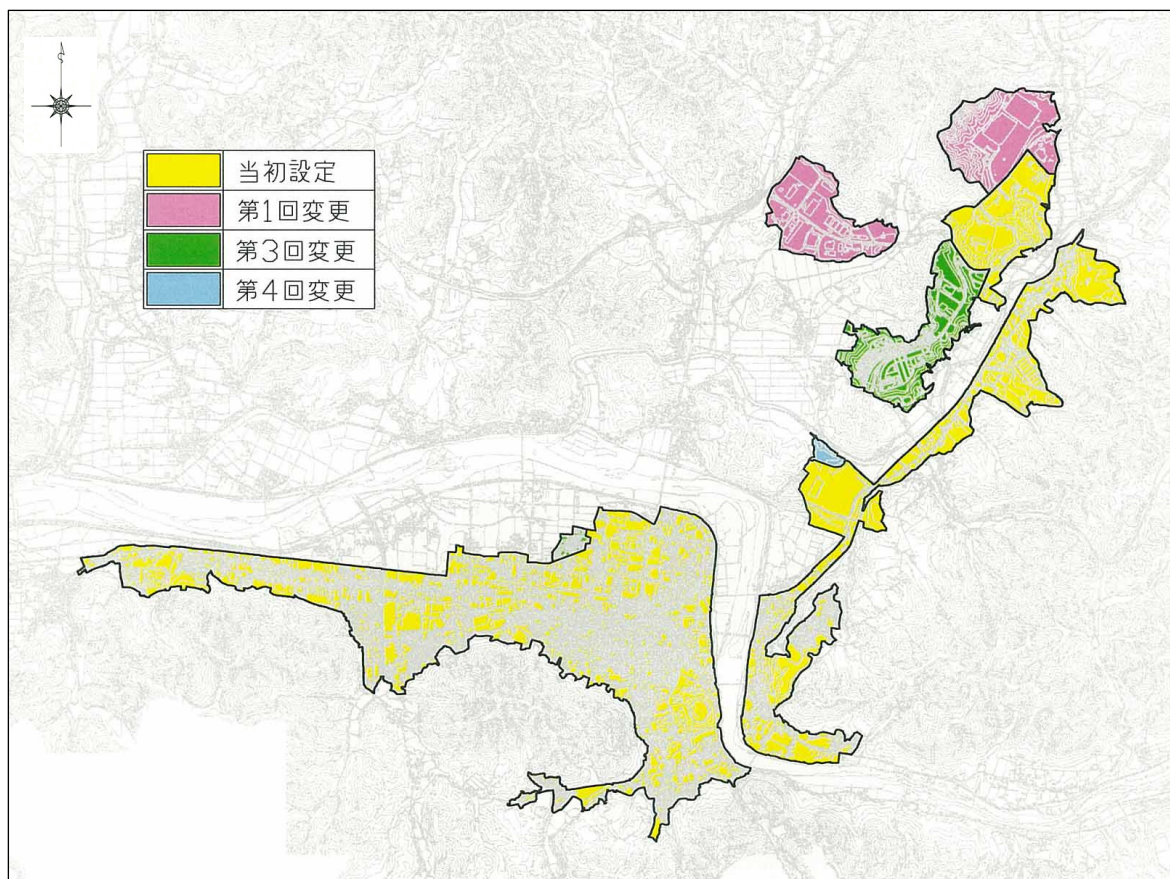
(2) 区域区分を定めた検証

国が区域区分制度を制定したことに伴い、綾部都市計画区域は昭和56年12月25日に区域区分（線引き）を定め、以降4回の見直しを行った。

表一区域区分見直しの経緯

経緯	指定年月日	都計区域 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整 区域 (ha)	概要
(都市計画区域の決定)	S10.1.11	19,543	—	—	
区域区分決定	S56.12.25	19,543	589	18,954	
第1回見直し	S61.2.18	19,543	681 (+92)	18,862 (-92)	綾部工業団地の編入(約92ha)
第2回見直し	H元.9.16	19,543	681	18,862	編入無し。 整備、開発又は保全の方針の更新のみ
第3回見直し	H8.5.24	19,543	736 (+55)	18,807 (-55)	住宅・工業団地及び府営住宅団地の編入(約55ha)
第4回見直し	H16.5.14	19,543	740 (+4)	18,803 (-4)	味方町地区一部編入(約4ha)

(注) 面積の下段()内は、前回面積からの増減



ア 市街化を促進する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に区分し、無秩序な市街化を防止できた。一方、市街化調整区域では開発行為を厳しく制限してきたことが人口減少の要因の一つと考えられる。

本市の人口は、昭和25年の54,055人をピークに、現在（平成22年）まで減少が続いているが、市街化区域人口は、昭和56年の区域区分を定めて以降微増し、市街化調整区域への無秩序な市街化を防止できた。

一方、市街化調整区域では、開発行為を厳しく制限してきたことが人口減少の要因の一つと考えられる。

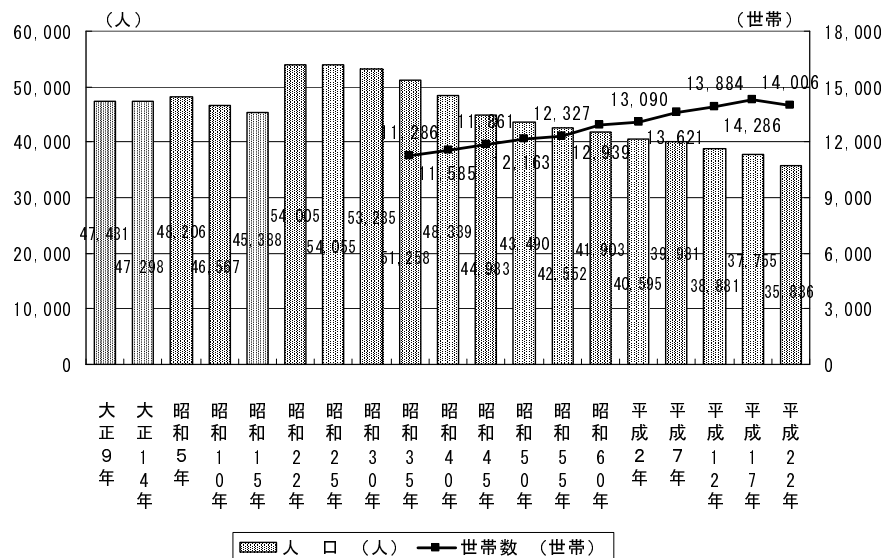


図 本市の人口、世帯数の推移

（資料：国勢調査、昭和30年以前は総務庁推計値）

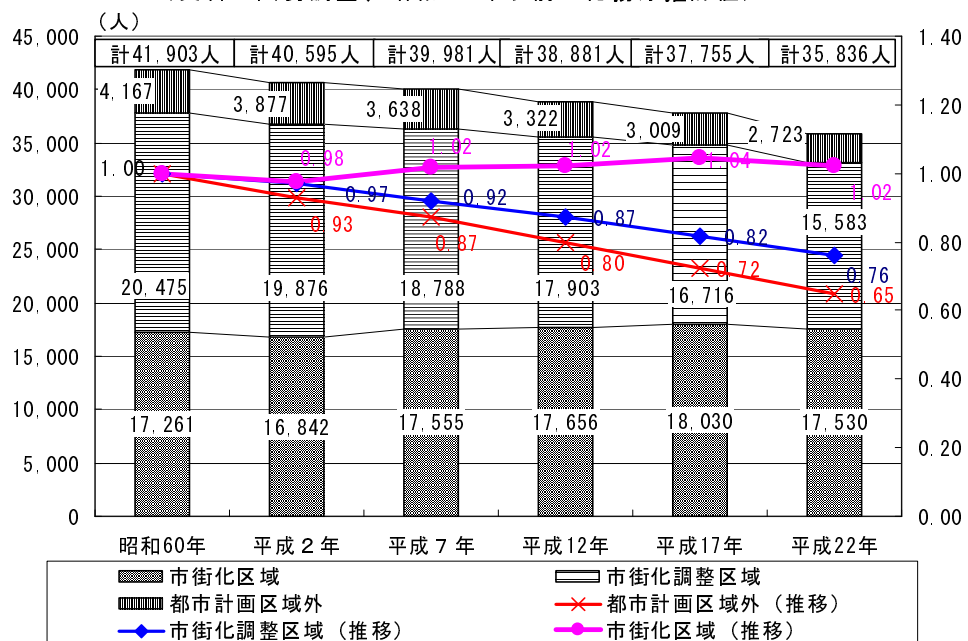


図 本市の区域区分別人口の推移 （資料：国勢調査）

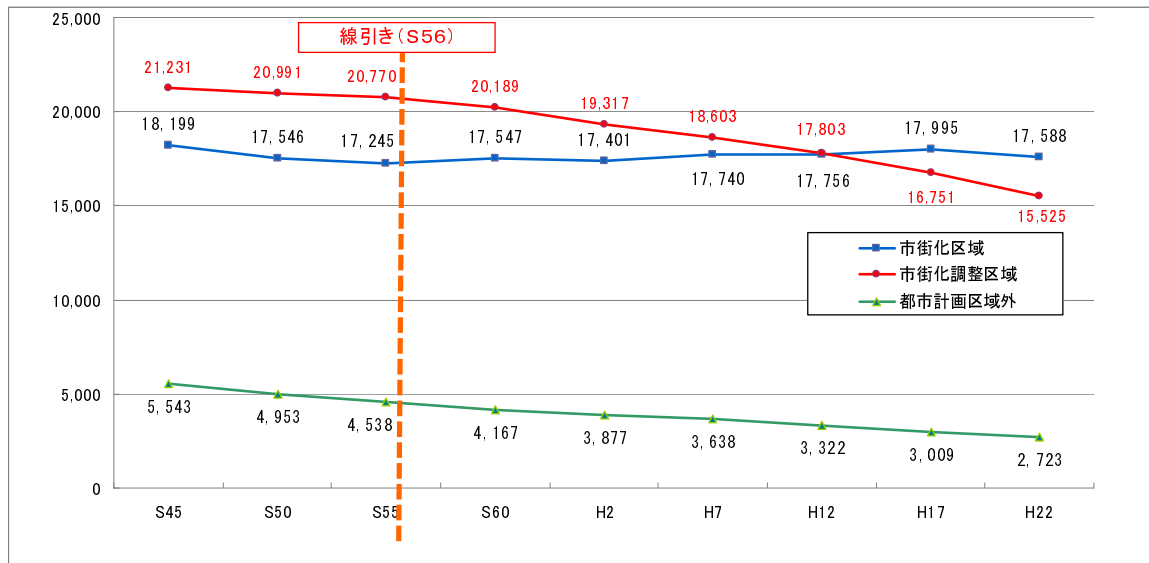


図 区域別人口推移
(H22国勢調査小地域集計の区域区分比率により、各年人口を推計したもの)

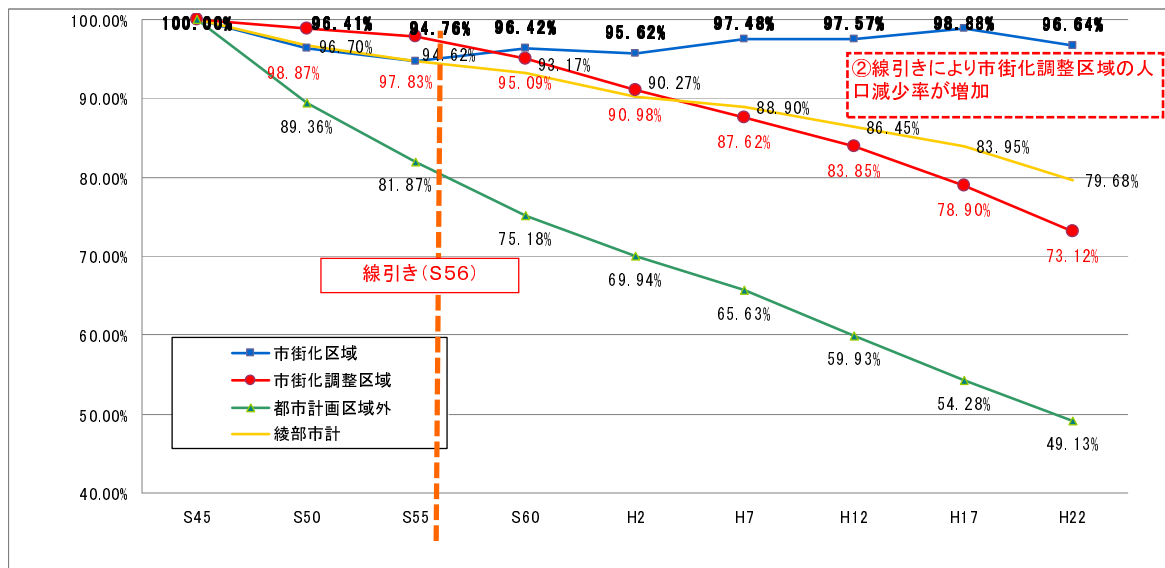


図 S45年の区域区分別人口を100とした場合の各年の比率

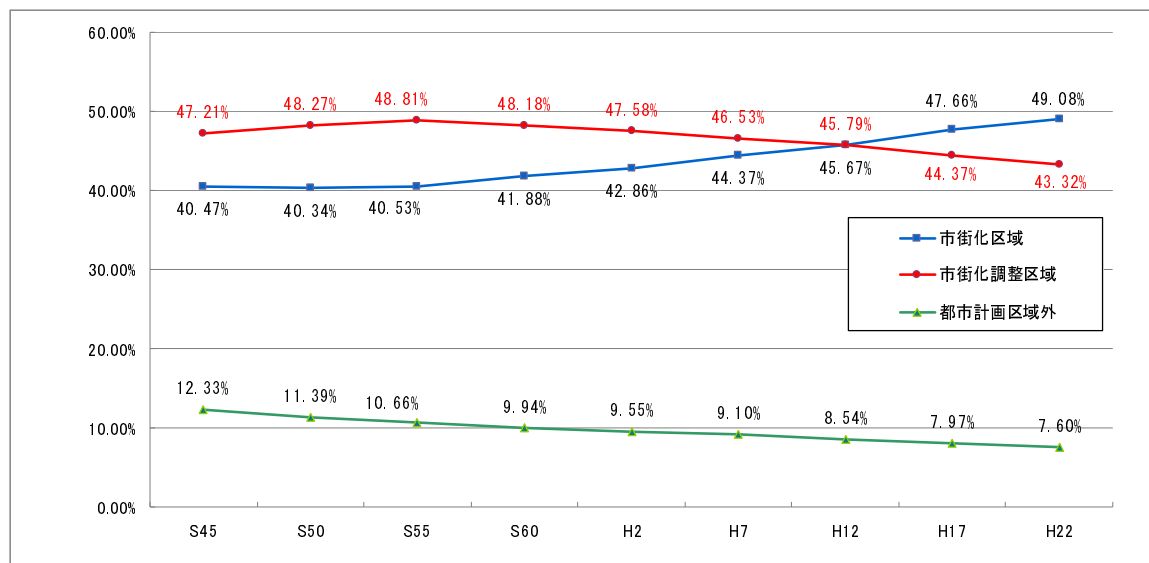


図 綾都市総人口を100とした場合の区域区分人口の比率

イ 市街化区域に用途地域を指定し秩序ある土地利用を図るとともに、計画的な都市整備により、良好な市街地を形成することができた。

市街化区域に用途地域を指定し、秩序ある土地利用を図るため誘導規制を行うとともに、計画的な土地区画整理事業などの都市整備により、良好な市街地を形成することができた。

表 用途地域別面積表（平成24年3月末）

区 分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	19,543	-
市街化区域計	740	100.0
第1種低層住居専用地域	90	12.2
第1種中高層住居専用地域	101	13.7
第2種中高層住居専用地域	7	0.9
第1種住居地域	153	20.7
第2種住居地域	32	4.3
準住居地域	54	7.3
近隣商業地域	24	3.2
商業地域	5	0.7
準工業地域	81	11.0
工業地域	44	5.9
工業専用地域	149	20.1
市街化調整区域	18,803	-

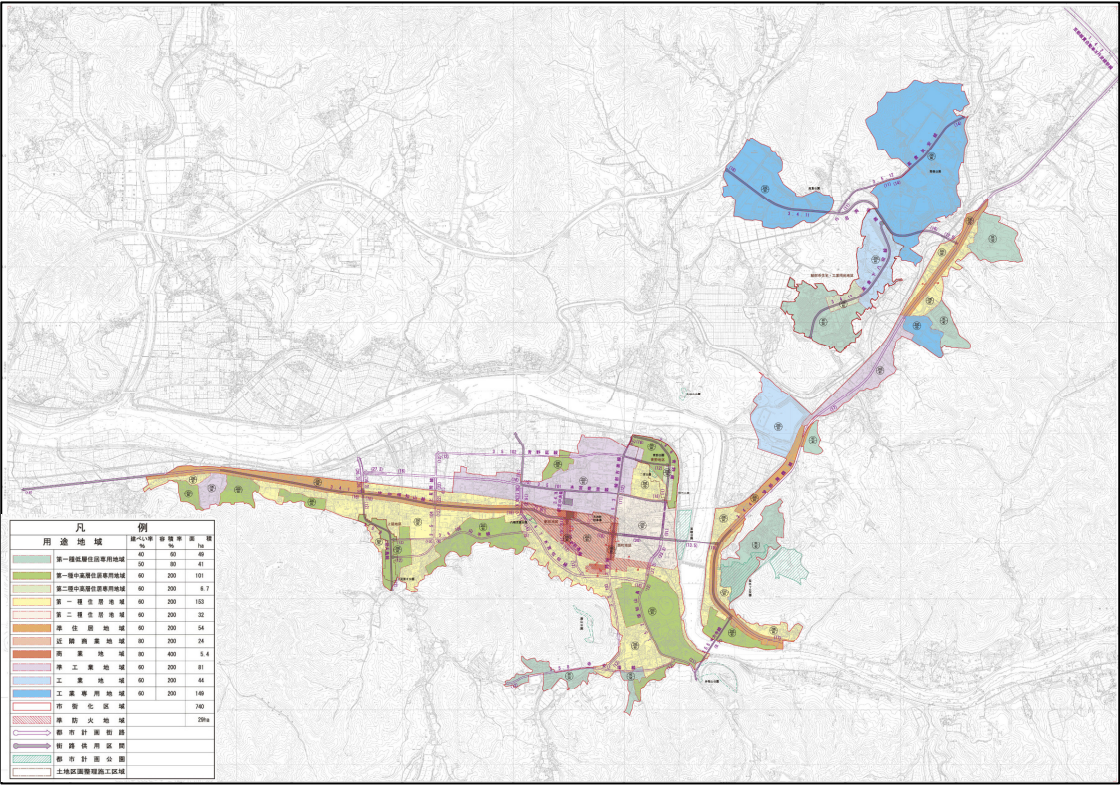


図 都市計画図

ウ 市街化区域を中心に、都市整備を計画的に整備、充実したことにより、良好な市街地が形成された。

市街化区域を中心に、都市計画道路、都市公園、公共下水道などの都市施設を計画的に整備、充実したことにより、利便性、快適性のある良好な市街地が形成された。

エ 市街化調整区域の開発行為等の厳しい制限は、農地や山林などの豊かな自然環境の保護要因となっている。

市街化調整区域の開発行為や建築行為の厳しい制限は、他法令の規制とともに優良農地や森林などの減少を抑制し、豊かな自然環境の保護の要因となっている。

表 法指定面積表（平成24年時点）

地 域・地 区	指定年月日 注2)		面 積 (ha)
	当 初	最 終	
農業振興地域	S47. 3.31	H18. 6. 1	15,580
農用地区域	S47. 3.31	H18. 6. 1	3,014
地域森林計画対象民有林	S26, S27	H24. 4. 1	26,166
保安林	随時	H24. 4. 1	9,300
急傾斜地崩壊危険区域	随時		
砂防指定地	随時		

資料：都市建築課、農林課資料

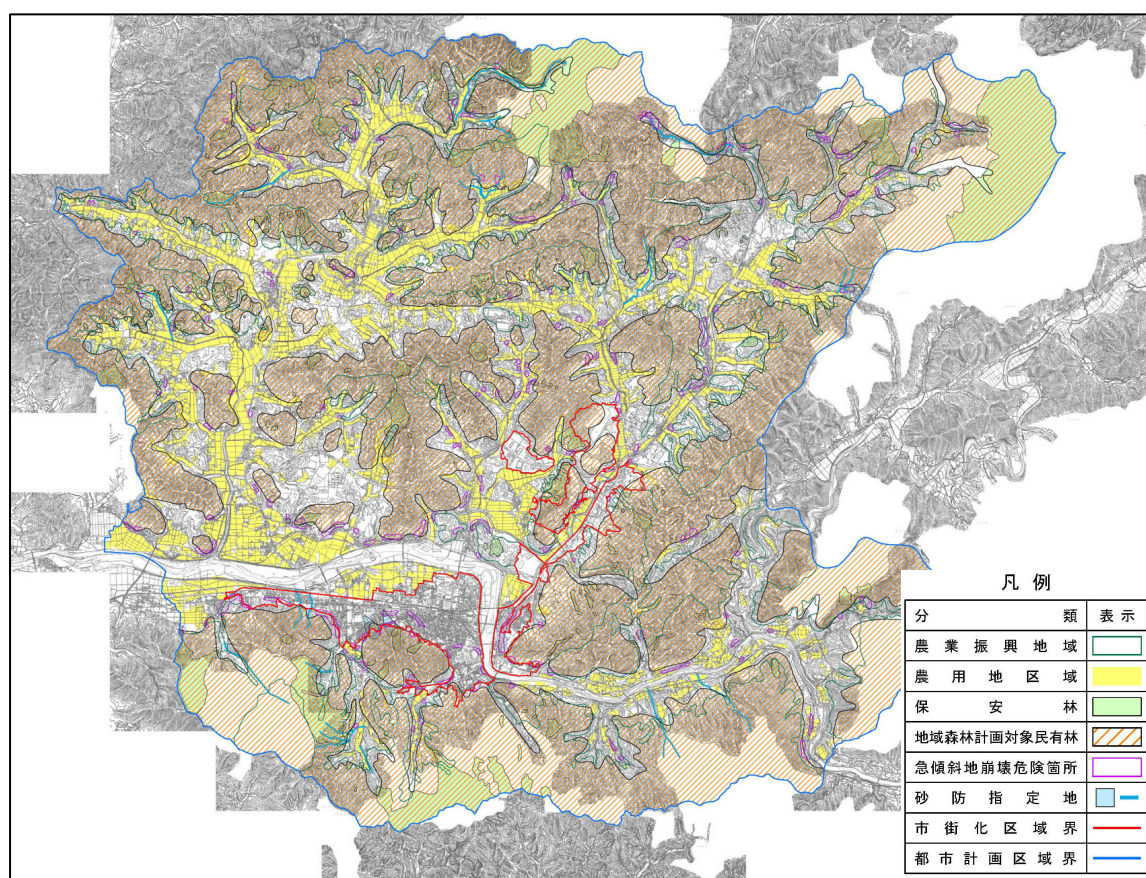


図 法指定現況図

(3) 区域区分を定めた事による課題

本市では、市街化区域人口は維持され、秩序ある土地利用、計画的なまちづくりが行われ、また、市街化調整区域では農地、森林等の豊かな自然環境の保全が行われた。

土地利用のコントロール手法として区域区分を定めたことは、一定成果があったものと考えられる。

しかし、人口増加、経済成長期の社会情勢や想定で制度設計された区域区分制度は、施行以来40余年が経過し、本市の人口が減少し、産業等が低迷する現況とは大きな隔たりがある。

また、地域によっては、開発許可基準等による厳しい規制が地域活性化の阻害要因となっている場合がある。

ア 人口は減少が続き、地域コミュニティの維持に支障を来す恐れがある。

人口は昭和25年以降減少が続き、世帯数は平成17年まで増加していたが、平成22年には減少に転じた。市街化調整区域は市全域と比べ人口減少率が高く、少子高齢化が進行し、地域によってはコミュニティの維持や集落の存続に支障を来す恐れがある。

表 本市の区域区分別の人口推移

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	(構成比)
人口	行政区域	41,903	40,595	39,981	38,881	37,755	35,836	100.0%
	都市計画区域	37,736	36,718	36,343	35,559	34,746	33,113	92.4%
	市街化区域	17,261	16,842	17,555	17,656	18,030	17,530	48.9%
	うちDID区域	12,228	11,299	11,299	12,999	13,135		
	市街化調整区域	20,475	19,876	18,788	17,903	16,716	15,583	43.5%
	うちDID区域	—	—	—	304	304		
	都市計画区域外	4,167	3,877	3,638	3,322	3,009	2,723	7.6%
人口推移	行政区域	1.00	0.97	0.95	0.93	0.90	0.86	
	都市計画区域	1.00	0.97	0.96	0.94	0.92	0.88	
	市街化区域	1.00	0.98	1.02	1.02	1.04	1.02	
	うちDID区域	1.00	0.92	0.92	1.06	1.07	0.00	
	市街化調整区域	1.00	0.97	0.92	0.87	0.82	0.76	
	うちDID区域	—	—	—	1.00	1.00	0.00	
	都市計画区域外	1.00	0.93	0.87	0.80	0.72	0.65	

資料：国勢調査

注) 1. 平成2年以前の世帯数は都市計画区域区分の人口による案分。

平成7年以降については、国勢調査世帯数による集計

2. 平成7年以前の市街化調整区域内のDID区域は市街化区域として計上

イ 地域特性に応じた土地利用を行うには、区域区分の廃止を含め抜本的な土地利用政策の検討が必要である。

本市は市人口の約４３％（平成２２年現在）が市街化調整区域に、都市計画区域外に約８％が居住し、市街化調整区域及び都市計画区域外人口は減少が続いている。

市街化調整区域や都市計画区域外の集落の人口減少問題は深刻となっており、定住人口の確保、生活環境の充実、地域特性に応じた土地利用を行うためには、区域区分の廃止を含め抜本的な土地利用政策の検討が必要である。

以上のことから、本市では区域区分について可否を再検討することが必要な時期を迎えていると考えられる。

併せて、本市の独自性を発揮できるような、他の土地利用規制誘導方策を検討する必要があると考える。

(1) 区域区分の要否の視点

区域区分の要否の判断及び区域区分を定めるに当たっての判断は、都市計画運用指針（国土交通省）において、次の3つの視点から行うことが望ましいとされている。

- ①市街地の拡大の可能性
- ②良好な環境を有する市街地の形成
- ③緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

この都市計画運用指針が定めている視点から、区域区分の要否を検討する。

(2) 区域区分の要否の検討

表 都市計画運用指針の視点に基づく区域区分の要否の検討

検討項目		現 状	区域区分の 要否の検討
市街地 拡大の 可能性	人口	・世帯数は、平成17年まで増加し、平成22年は減少 ・行政区域人口は、平成22年まで減少 ・行政区域の将来推計人口は減少 ・市街化区域人口は、区域区分を定めて以降微増し、平成22年は減少 ・市街化調整区域人口は、平成22年まで減少	・将来の人口増加や大幅な産業成長の可能性は低く、市街地拡大の可能性は低いと考えられる。
	産業	・第2次・第3次産業の事業所数は、平成21年まで減少傾向 ・工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等は増減を繰り返していたが、平成19年以降は減少傾向 ・小売業の年間販売額は増減を繰り返しているが、事業所数、従業者数は平成11年以降減少	
	大規模プロジェクト等	・予定なし	

良好な環境を有する市街地形成の必要性	都市計画道路の整備状況	・自動車専用道を除く幹線街路（都市計画道路）の整備率は約 50 % ・都市計画道路の一部は長期間、整備に着手出来ていない状況にあり、必要性や実現性などを検証し、効率的で効果的な整備を進めることが必要 ・市街地などの国道、府道は、おおむね円滑な通行が行われている。（混雑度は一部区間を除いて 1.0 未満）	・市街地において道路、公園、上水道はおおむね整っている。 ・都市計画道路は必要性などの検証が必要 ・下水道は公共下水道の他、合併処理浄化槽の設置を推進 ・市街地は良好な環境がおおむね形成
	都市公園	・都市計画区域内人口一人あたりの面積は 19.00 m²/人で、京都府の平均値を大きく上回っている。	
	下水道の整備状況	・公共下水道（汚水）の処理区域計画面積（都市計画決定）の整備率（面積比）は 60 % ・雨水幹線の整備率は 100 %	
	上水道の整備状況	・上水道及び簡易水道により整備率は 99 %	
	市街地の整備状況	・土地区画整理事業 5 地区、92.9 ha を整備済 ・地区計画 2 地区、57.1 ha を決定済	
緑地等の自然環境の整備・保全の必要性	森林	・保全が必要な森林は保安林の指定により一定保全されている。 ・市街化調整区域の開発行為等の制限により保全されている面もある。	・森林、農地等は他法令により一定保全されている。 ・市街化調整区域の開発行為等の規制により保全されている面もあり、区域区分に代わる土地利用規制の手法の導入を検討する必要がある。
	農地	・優良農地などは農振農用地区域の指定により一定保全されている。 ・市街化調整区域の開発行為等の制限により保全されている面もある。	
	他法令による自然環境保全等	・森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法などにより、森林、農地、河川等の自然環境が保全されている。	

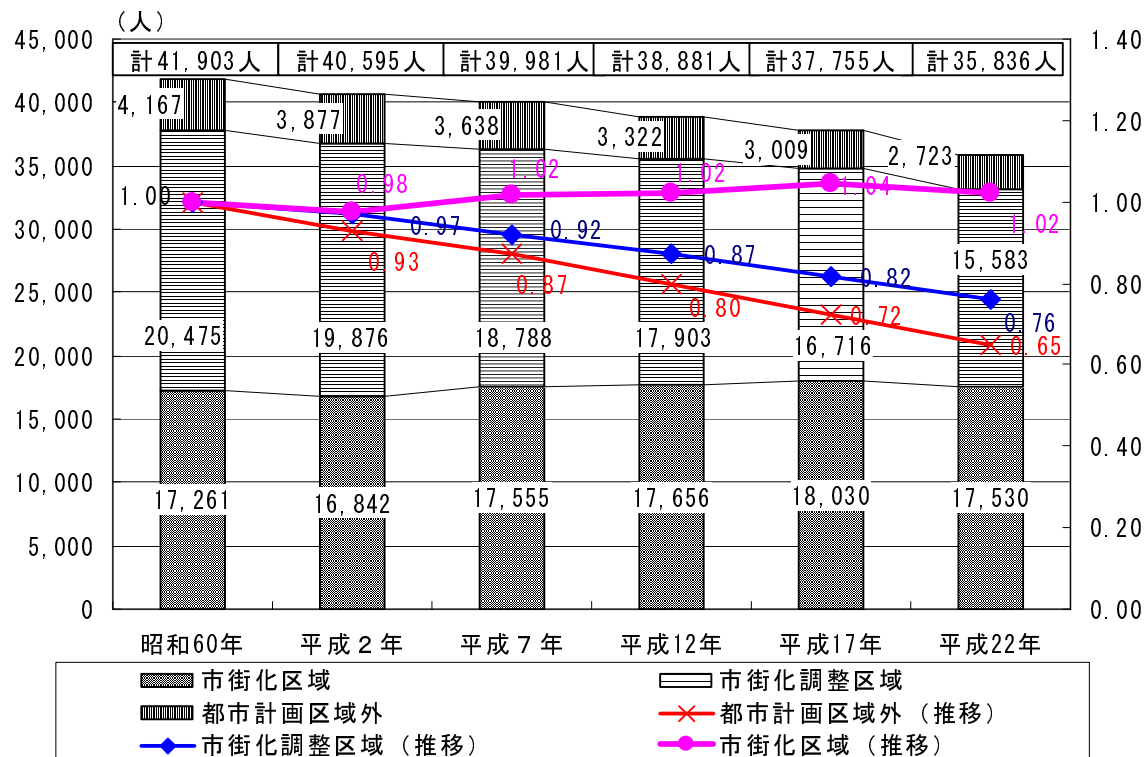


図 本市の区域区分別人口の推移【再掲】 （資料：国勢調査）

表 本市の区域区分別の人口推移

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	（構成比）
人口	行政区域	41,903	40,595	39,981	38,881	37,755	35,836	100.0%
	都市計画区域	37,736	36,718	36,343	35,559	34,746	33,113	92.4%
	市街化区域	17,261	16,842	17,555	17,656	18,030	17,530	48.9%
	うちD I D区域	12,228	11,299	11,299	12,999	13,135		
	市街化調整区域	20,475	19,876	18,788	17,903	16,716	15,583	43.5%
	うちD I D区域	—	—	—	304	304		
	都市計画区域外	4,167	3,877	3,638	3,322	3,009	2,723	7.6%
人口推移	行政区域	1.00	0.97	0.95	0.93	0.90	0.86	
	都市計画区域	1.00	0.97	0.96	0.94	0.92	0.88	
	市街化区域	1.00	0.98	1.02	1.02	1.04	1.02	
	うちD I D区域	1.00	0.92	0.92	1.06	1.07	0.00	
	市街化調整区域	1.00	0.97	0.92	0.87	0.82	0.76	
	うちD I D区域	—	—	—	1.00	1.00	0.00	
	都市計画区域外	1.00	0.93	0.87	0.80	0.72	0.65	

資料：国勢調査

注）1. 平成2年以前の世帯数は都市計画区域区分の人口による案分。

平成7年以降については、国勢調査世帯数による集計

2. 平成7年以前の市街化調整区域内のD I D区域は市街化区域として計上

(3) 区域区分についての市民の評価

市民アンケート調査結果において、以下のように、市街化調整区域を指定して制限することについて、効果を認める回答比率は低く、一方で“問題がある”、“必要性が低い”とする回答比率が高くなっている。

- ・「市街化調整区域を指定し、制限していることにより、農地や自然環境が良好に保全されるなど、良い効果が出ている」の効果を認める回答は約12%で低くなっている。
- ・一方、「市街化調整区域を指定し、制限していることにより、住宅等が建設できない、人口が減少する、などの問題が発生している」、「市街化調整区域を指定し、制限している現状においても、農地や自然環境が減少して良い効果が出ていない」、「市街化調整区域では、宅地開発が少ないため、特に制限をしなくても農地や自然環境が保全され、大きな問題は発生しないと思う」の“問題がある”、“必要性が低い”といった、現行の区域区分に否定的な回答が約58%と過半を超えている。
- ・区域区分別に見ても、問題がある”、“必要性が低い”といった回答率は、市街化区域は約57%、市街化調整区域は64%、都市計画区域外は約40%と、いずれも高い率となっている。
- ・このことから、現行の区域区分で宅地開発や建築を制限していることについて、問題があるといった意向が強く見られる。

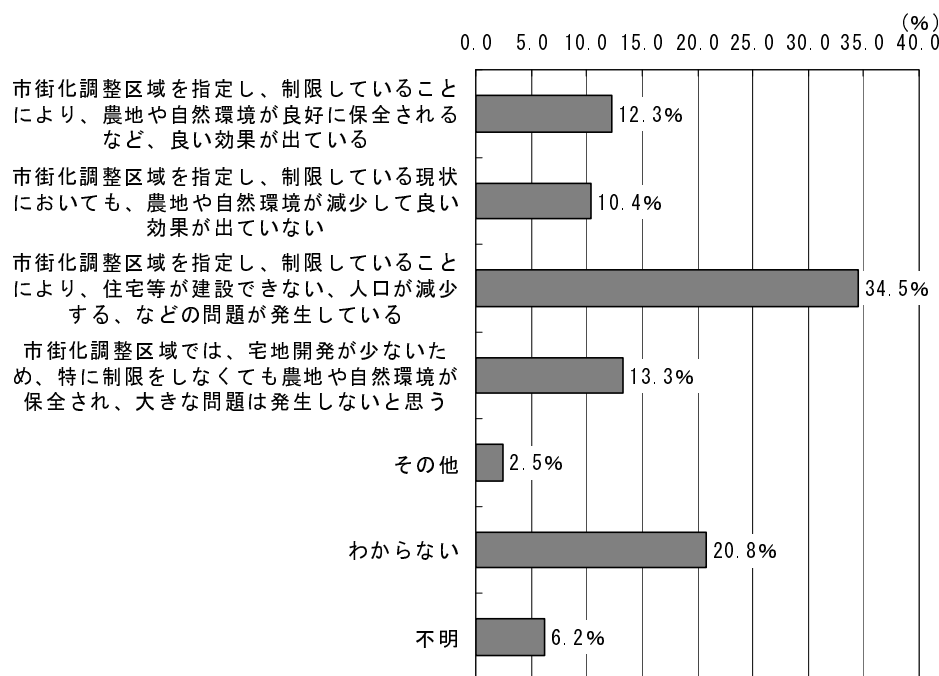


図 “宅地開発や建築を制限していること” の効果や問題点

(1) 都市計画法による土地利用規制・誘導手法

区域区分を廃止する場合、それまで開発が厳しく制限されていた市街化調整区域の規制が穏やかになり、無秩序なスプロールの可能性があることから、区域区分の廃止後の土地利用の規制・誘導方策が重要となる。

都市計画運用指針では、「区域区分を廃止する場合、従前市街化調整区域であった区域等のうち、他法令による土地利用規制がなされていない土地の区域について、良好な環境の形成または保持を図るため、積極的に用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の指定を検討すべきである。」とされている。

表－区域区分を廃止する場合の土地利用の規制誘導手法の概要

手 法	概 要	備 考
用途地域	都市の環境保全や利便の増進のため、地域における建物の用途に一定の制限を行うもの。	1 2 種類 建ぺい率、容積率、高さ制限、日陰制限などを定めることができる。
特定用途制限地域	良好な居住環境や営農環境を守るため、環境を悪化させるおそれのある建築物等が建てられないように、その地域に建築物の用途の制限を定めるもの。	用途地域を定めていない区域に定める。
地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて建築物等のルールや制限を定めるもの	

（１）区域区分を定める必要性が低い

これまで区域区分を定めてきたことにより、スプロール化を防止し、良好な市街地が形成された等の一定の成果があったといえる。

しかし、区域区分制度は高度成長期の人口急増などの高い開発圧力によるスプロール現象の防止等のため設けられたものであり、また、平成１２年の都市計画法改正により都市圏等の都市を除く地域では区域区分が選択制になった背景からも、長期間人口減少が進行し続け、また、産業等の大幅な経済活動の成長や増加が見られない、現在の本市の都市計画区域には、区域区分を定める必要性が低いと考える。

（２）地域の特性を踏まえた快適に暮らせる環境づくりの実現に支障がある

これまで区域区分を定めてきたことにより、市街化区域は良好な市街化を形成し人口が確保されてきたが、一方で、市街化調整区域は建築行為や開発行為等が厳しく制限され、定住人口流入の阻害や、地域によっては、地域活性化の阻害等の要因の一つになっている場合がある

人口減少率が特に高い市街化調整区域では、地域コミュニティの活力を保持、充実するため、定住を促進することが重要となっている。また、高齢化が進行する中、利便性向上のため都市機能の充実や、身近な生活圏内に日常生活上の諸機能を配置すること等も望まれている。本市は地域の特性を踏まえ、地域住民の生活環境が確保され、地域コミュニティの活力が持続的に発揮できるまちづくりを目指しており、区域区分による厳しい土地利用の制限を行うことは、これらの実現に支障があると考ええる。

（３）優良農地や森林など豊かな自然環境を確保することは可能

これまで市街化調整区域では、開発行為等が厳しく制限されていたことにより、優良な農地や森林など豊かな自然環境が保全されてきた。しかし、優良農地や森林などは現行法令により保全することができ、更に、区域区分廃止後の土地利用の規制・誘導方策等を利用することにより、豊かな自然環境を確保することは可能と考える。

資料 3 用語の説明

【あ行】

■アクセス

道路と沿道の地域、施設への出入りのしやすさを示す交通機能です。

■あやバス

あやべ市民バスの愛称。地域住民の移動手段を確保するために、綾部市が運行するバス

■一時避難場所

一時的に避難できる広場、公園や学校の校庭などです。

■NPO

「民間非営利団体」と訳され、非営利、非政府の立場で自主的、自発的な活動（社会的なサービスの提供など）を行う団体です。

■運動公園

野球場やテニスコート、陸上競技場、プールなどの運動施設が設置されている公園。基準とする面積はおおむね15ha以上です。

■大型小売店舗

店舗面積が1,000平方メートルを越える大規模小売店舗を指します。出店に際しては大規模小売店舗立地法に基づき、都道府県ないし政令指定都市への届け出と審査を受けなければなりません。

■温室効果ガス

大気圏にあり、地表から放出された赤外線の一部を吸収して地球温暖化をもたらす気体を総称するもので、二酸化炭素、メタン、フロン類などがあります。

【か行】

■街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）です。基準とする面積は0.25haを標準としています。

■概成率

道路幅員が都市計画決定幅員の2/3以上ある道路を概成済とし、概成済延長／計画延長の比率です。

■開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うことです。区画の変更とは道路、河川、水路等の廃止・付け替え、新設等により一団の土地利用形態や各区画を変更する行為、形質の変更とは切土、盛土等による土地の造成、農地や山林などを建築物の敷地又は特定工作物の用地として利用する行為などが該当します。

■河川流域

河川の流れに沿う地域です。また、河川に流れ込む降水の降り集まる地域、その河川の分水界に囲まれた地域です。

■過疎地域

人口の著しい減少が生じている地域。法律に基づく特別措置が講じられる地域については、過疎地域自立促進特別措置法第2条により人口減少率等に基づき定められています。

■合併処理浄化槽

家庭のし尿と雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）を合わせて処理する排水処理施設です。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理します。

■簡易水道

101人以上5,000人以下の人々に給水することを目標にして建設された小規模な水道です。

■環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指します。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓など）があり、自然に発生するもの（気象、地震、火山など）も環境負荷を与える一因となります。

■観光農園

果実やイチゴのもぎとりなど、レクリエーションのために客に開放する農園です。

■幹線道路

道路のなかでも主要な骨格となる道路です。

■危険溪流

土石流の発生の危険があり、1戸以上の人家（人家が無くても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合または、避難所を含む）に被害を生ずるおそれがある溪流です。

■既成市街地

既に市街地が形成されている地域のことです。都市計画法では、人口密度が1ha当たり40人以上の地区が連たんして3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいい、市街化区域の設定基準の一つになっています。

■急傾斜地崩壊危険区域

傾斜度が30度以上の急傾斜地でその崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのある土地及びその隣接地で崩壊を助長又は誘発するおそれのある土地の区域です。当該区域において、水の放流、ため池等の設置、切り土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取等の行為をする場合には、原則として知事の許可を受けなければなりません。

■狭あい道路

幅員4m未満の道路です。

■協働

複数の主体がお互いの特性や役割を尊重し、信頼と理解を基盤として共通の領域において、共通の目的に向かい協力して活動することです。

■行政区域

行政区域とは市町村等の土地として管轄する地域を指します。本市の行政区域は綾部地域の34,711haです。

■行政評価

国や自治体の進める事業が効果的かを、数値などの指標でつかんで次の予算づくりに生かす作業です。

■ 共葬墓地

共同墓地と同じ意味で、地域で自然発生的に生まれた墓地です。

■ 京都府景観資産

京都府景観資産とは、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた府内各地の身近な景観とその景観を支えている地域の活動を合わせて登録することにより、府内の景観づくりを進める制度です。

■ 京都府広域緑地計画

一の市町村の範囲を超えた広域的な視点から府域全体の緑の保全・創出の方向を示すマスタープランです。

■ 居住水準

居住世帯と住宅の広さとの対応に基づき住宅における居住の状況を客観的に示す指標です。

■ 緊急輸送ルート

地震などによる災害発生時における緊急物資の供給や応急対策を実施するための緊急輸送を確保するために必要な道路です。

■ 近代化産業遺産群

近代化産業遺産とは、幕末から昭和初期にかけて、地域の産業近代化や技術発展に貢献した施設を経済産業省が認定したものです。地域や産業にちなんだ全国の遺跡群を33に分類、575件が認定され、平成19年11月30日に「近代化産業遺産群33」として公表されました。綾部市では、名称「綾部市の製糸関連遺産」として“グンゼ記念館”、“グンゼ博物苑”が認定されています。

■ 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）です。基準とする面積は2haを標準としています。

■ 区域区分

無秩序な市街化を防止し計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して定めることです。

■グリーンツーリズム

主に都市住民が、農村等に滞在し自然・農業・文化や地元の人々との交流を楽しむ観光形態です。

■グローバル化

これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢や過程です。グローブ（globe）とは、球体としての地球の意味です。

■景観

目に見える広がりをもった景色です。視覚的に捉えられる環境であり、空・海・山・河川などの地形、植生や気候・気象などの自然的要素と、建物・工作物などの建造物や人々の生活などの人為的要素とで形成された複合的な景色をいいます。

■下水道普及率

下水道がどのくらいゆきわたっているかを示す指標のことです。その地域に住んでいる全体の人口に対する下水道を利用できる人口の割合のことで、下水道処理人口普及率ともいいます。

■建築協定

一定の区域について土地所有者等が建築物の敷地、位置、構造、用途、形態意匠などに関する基準について締結する協定です。土地所有者等の全員合意で協定書を作成し、特定行政庁の認可の公告を受けます。綾部市域の特定行政庁は京都府になっています。

■建築行為

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には、建築物を新築、増築、改築、又は移転することをいいます。

■建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合です。

■広域交通ネットワーク

高速道路、新幹線や特急、飛行機や船舶など、広域的な人やモノの移動のための交通網（ネットワーク）です。

■公園施設長寿命化計画

公園利用者の安全・安心を図るとともに将来の改築にかかる経費の低減を図るための維持管理計画です。

■高規格幹線道路

高規格幹線道路は、自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、昭和62年6月26日の道路審議会の答申に基づき14,000kmの高規格幹線道路網が決定されました道路です。

■工業系用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域として用途地域が指定されています。このうち工業系(準工業地域、工業地域、工業専用地域)に類別されたものです。

■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するため、市町村が管理する施設です。

■公共公益施設

公共公益施設は、公共施設と公益施設を指します。「公共施設」とは、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義されています。「公益施設」(又は公共的施設)とは、小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等のことで、公共施設と区別しています。

■交通結節点

異なる交通機関を接続する地点で、鉄道の乗継駅、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場などの総称です。円滑な移動環境を構築するために、交通結節点での乗換えを便利にすることが重要です。

■高齢人口

65歳以上人口です。老年人口ともいいます。

■コミュニティ

地域社会又は地域共同体です。

■混雑度

道路の混雑の程度を表す指標で、時間内に実際に通過した交通量と、その時間内の評価基準交通量の比です。評価基準交通量は計画水準と設計交通容量、ピーク率、重方向率に関する補正を加えた交通容量です。混雑度が1.0以上となると実交通量が計画時に設定された交通容量を超えたことを意味します。

【さ行】

■最終処分場

リサイクルできない廃棄物の最終処分を行う場所。廃棄物の種類により一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分に区分されます。

■里山景観

里山とは人里離れた山奥ではなく、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所をいい、この場所の景観です。

■里山集落

里山とは人里離れた山奥ではなく、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所をいい、この場所の集落（人、人家が集まっている所）です。

■砂防指定地

砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づき、国交省大臣が砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した土地です。

■産業基盤

産業の育成、発展にとって不可欠な施設の総称です。産業用地、用水、道路、橋、鉄道、港湾、空港、発電施設などをはじめ、技術開発機関や産業訓練、教育のための機関、病院、保育園などをも含みます。

■市街化区域

都市計画区域内に設定されている区域で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

■市街化調整区域

都市計画区域内に設定され、市街化を抑制すべき区域です。開発行為については原則的

に禁止され、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適當で周辺の市街化を促進しないものなどが例外的に開発許可を受けることができます。

■市街地

人家や商店・ビルなどが立ち並び、農地や自然のままの林・草原などが見られなくなった地域です。

■事後的修繕

損傷が深刻化して初めて大規模な修繕を実施すること。橋梁の架替えのサイクルも短いです。

■自主運行バス

2006年の改正前の道路運送法（旧法）による第80条のただし書きを根拠として、公共の福祉を確保するために、地方自治体自らが保有する白ナンバーのバスやタクシー車両を利用して、例外的に路線バスの運行を行うこと。改正法では、第78条第2項および第79条に基づく自主運行バス（第78条バス）として規定されています。

■自主防災組織

自治会等を単位として自主的に地域防災活動に取り組む組織です。

■自然景観

構成要素の多くが山や川、森林、植物群落などといった自然物からなる地域や場所の景観です。

■自然的土地利用

都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。農林業的土地利用に自然環境の保全を目的として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたものです。

■自然動態

一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きをいいます。

■自動車類交通量

乗用車とバス、小型貨物車と普通貨物車の交通量（合計）です。

■し尿処理施設

水洗化されていない便所のくみ取りし尿を処理する施設です。

■市民農園

レクリエーション活動として蔬菜類等の栽培を行えるように農地を一定期間、有償または無償で貸し付ける農園のことです。

■社会動態

一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きをいいます。

■住居系用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域として用途地域が指定されています。このうち住居系（第一種および第二種低層住居専用地域、第一種および第二種中高層住居専用地域、第一種および第二種住居地域、準住居地域）に類別されたものです。

■住宅市街地総合整備事業

既成市街地の快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を目的とする国庫補助制度です。整備計画の策定や市街地住宅の整備、老朽住宅の除却、建替促進に係る費用の他、耐震改修に要する費用、関連する公共施設の整備等を補充対象としています。

■収容避難所

行政上は単に「避難所」とも呼ばれ、風水害などの災害の発生時に一時的に避難する場所、または地震などの大きな災害の発生時に、自宅が倒壊した住民などが一時的に生活できる場所のことをいいます。

■主要幹線道路

都市間交通や通過交通等の比較的長いトリップ（旅行、移動）の交通を、大量に処理するため、高水準の規格を備え、高い交通容量を有する道路です。

■上位計画

対象とする計画の上位に位置し、総合的、広域根幹的又は長期的な視野に立って基本方針を定めている計画のことです。綾部市都市計画マスタープランの上位計画としては京都府が策定する綾部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、本市の第5次綾部市総合計

画などがあります。

■浄化槽汚泥

浄化槽処理において発生する汚泥です。汚泥量が一定以上になったら、浄化槽内から引き抜く必要があります。

■商業系用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域として用途地域が指定されています。このうち商業系（近隣商業地域、商業地域）に類別されたものです。

■将来推計人口

国勢調査や同年人口動態統計の集計結果をもとにして推計した将来の人口です。

■水源かん養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持っています。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

■水源の里集落

水源地域に位置する集落です。豊かな自然に恵まれ、水源かん養や自然環境の保全、心をいやす安らぎの空間の提供など重要な役割を担っていますが、都市部への人口流出や少子化等により、過疎・高齢化が進み、集落における活力が低下しています。綾部市は、こうした状況が特に深刻化し、集落自体の存続が危機的状況に直面している集落を「水源の里」と位置づけ、過疎化に歯止めをかけ、集落の振興と活性化を図るため、「綾部市水源の里条例」を制定しました。

■水源林

降雨を貯留し、安定的に水を供給するはたらきが期待される河川上流域の森林のことです。

■水道普及率

給水人口と行政区域内人口の割合です。

■スプロール化

市街地が無計画なままに郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成することです。

■スローライフ

「スロー」をキーワードにした、自然と調和したゆったりとした時間の流れを楽しむ生活です。

■生産年齢

15～64歳のことです。

■総合公園

主として市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）などです。基準とする面積はおおむね10ha以上です。

【た行】

■第1次緊急輸送道路

府県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等、重要な防災拠点を連絡する道路です。

■第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路です。

■耐震化

住宅や建築物において、対診断の結果、耐震補強・耐震改修の必要があると診断された場合、地震に強い構造に建替えたり、必要な補強・改修工事を行い、耐震性を強化することです。

■耐震診断

新耐震基準（昭和56年以前）施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものであり、診断の結果、構造耐震指標（Is値）が0.6未満の場合、「地震の振動および衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある」とされています。

■宅地開発

利用目的にかなうように、素地（農地や山林など）としての土地の形質変更を行い、建物を安全に建築しうる敷地に変更する宅地造成を行うことです。

■地域森林計画対象民有林

国が定める「全国森林計画（森林法第4条）」に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画（法第5条）」の対象となる民有林のことです。

■地域防災計画

都道府県防災会議、市町村防災会議または市町村長が策定する防災に関する総合的な計画（災害対策基本法）です。

■地区計画

都市計画法に基づき、地区スケールの地区特性に応じた詳細な計画に基づいて開発・建築行為をコントロールする手法です。

■地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第2条）です。基準とする面積は4haを標準としています。

■地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組みです。

■治山・治水対策

治山対策は、保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源のかん養機能を高めたり、さらには緑豊かな生活環境の保全・形成等をめざしている対策です。治水対策は、治水、利水、水資源開発、電源開発、砂防などを含む多様な目的を持っています。対策としての事業の種類は、堤防による河川改修、総合治水、砂防もしくは多目的ダム、調節池、排水機場、水門、樋門や樋管、堰、災害復旧工事といったものがあり、これらを総称して治水事業と呼んでいます。

■チャレンジショップ支援事業

中心市街地の活性化を目的とした空き店舗対策として、商工会議所や商店街振興組合等

が空き店舗の一部を店舗開業希望者に、期間限定で賃貸する創業支援事業です。

■通信施設

公衆電気通信業務の用に供するために設置したケーブル、管路、とう道、マンホール、電柱、その他の施設をいいます。

■中高層住宅地

3～5階建て、それ以上の高さの建物の住宅地です。

■中山間地域

平野の外縁部から山間部にかけての、森林が多く、まとまった平坦な土地が少ない地域を指します。

■中心市街地

市街地を形成している区域内において、相当数の商業・業務集積機能、交通・交流機能、歴史・文化継承機能、情報発信機能、居住機能を持ち合わせた区域であって、市の中心としての役割を果たしている区域です。

■長寿命化修繕計画

従来に対処療法的な維持管理から、予防保全的維持管理へと政策の転換を進め、安心して安全な道路環境の提供を行うとともに、橋梁の耐用年数の延長と、計画的な修繕による必要予算の平準化など、維持管理コストの縮減を図ることを目的とする計画です。

■D I D区域

国勢調査の調査ごとに、統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたものです。設定の基準は、原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区（調査区）が隣接して、それらの地域の人口が5,000人以上である地域です。

■低層住宅地

1、2階建ての住宅地です。3階建ても含める場合があります。

■都市機能

都市の持つさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育等の諸活動によって担われるものです。なお、本都市計画マスタープランが定

めている「沿道サービスゾーン」において想定している“都市機能”は、商工業、流通、医療、福祉、娯楽、文化、スポーツなどです。

■都市計画

都市計画法では、「都市計画」とは“都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画”と定義されています。都市のあるべき姿や機能・構造・配置などを考え計画を描くこと（計画行為）、あるいはつくられた計画（計画図）、また、その計画を空間利用のコントロールや建設事業を通じて実現することです。

■都市計画区域

都市計画が対象とする地理的範囲を定めたもので、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき都道府県が指定します。本市域においては、市域の一部（19,543ha）が綾部都市計画区域に指定されています。

■都市計画決定

都道府県又は市町村が区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業などに関する都市計画を決定することです。

■都市計画公園

都市計画法に基づき都市計画に定められた公園（都市公園）です。

■都市計画施設

都市計画法第11条に掲げられている都市施設（道路、公園、水道、下水道など）に関して、その名称・位置・規模などが「都市計画」に定められたとき、その都市施設を「都市計画施設」と呼びます。

■都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画に定められた道路です。

■都市下水路

主として市街地に降った雨を速やかに排除することを目的に、地方公共団体が設置・管理している下水道です。

■都市公園

都市公園法に基づき管理される公園緑地です。地方公共団体が設置するものと国が設置するものがあり、本市には総合公園、地区公園、街区公園、風致公園、運動公園などがあります。

■都市構造

都市（圏）における各種機能配置、骨格的交通網などの観点から都市の姿を構造的にとらえたものです。

■都市施設

道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設で、都市としての根幹を形成するものです。

■都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用です。

■都市緑化

都市に新たな緑を創出するための行為や方策のことです。

■土砂災害防止法

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転勧告等のソフト対策を推進するもの。

■土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の公共施設の新設又は改善と換地処分により土地の権利関係を新たに確定する事業です。「区画整理」と略称される場合もあります。

■土地利用の規制誘導

本都市計画マスタープランにおいては、都市計画法に基づいて土地利用や建築物の用途・形態等を規制する方策や、地区計画や条例等により土地の範囲や建物用途・形態等の一定の適用要件を定めることにより、開発行為等に対する例外的な許可の基準に適合しやすいように誘導する方策などを指します。

【な行】

■日本海側拠点港

中国や韓国、ロシアなど日本海の対岸諸国の経済発展を日本の成長に取り入れるとともに、東日本大震災を踏まえて災害に強い物流ネットワークの構築に役立つことを目的に国交省が選定しました。全国の対象港湾26港のうち23港が応募、うち19港が機能別に選定されました。舞鶴港は「国際フェリー・国際RORO船」に選定されています。

■ネットワーク

網目状に結ばれた組織などのこと。例えば道路や河川などを空間で結びつけていくことをいいます。

■農業集落排水事業

農業集落からのし尿、生活雑排水又は雨水の処理する施設を整備する事業です。

■農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実である事などの要件を備えるものについて都道府県知事が指定する地域です。

■農業水利施設

農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別されます。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰等の取水施設、用水路、揚水機場、分土工、ファームボンド等の送水・配水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等があります。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設があります。

■農村集落

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のことです。

■農地流動化

農地の権利移動のことです。経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的

な生産ができるように農地の権利移動を促進することです。

■農用地区域

それぞれの市町村の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定められ、今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域です。

【は行】

■パートナーシップ

自立した主体（都市整備の分野では行政、民間事業者、専門家、NPOや住民等）が対等な立場で協議し、相互が合意の上で共通目的と計画を設定し実現していく協力関係をいいます。

■パブリックコメント

行政機関が政策等の立案を行うにあたり、その政策案を公表し、市民から意見を求め、それを考慮して意思決定を行う手続きです。

■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することです。

■樋門

堤防を横切って（堤防の中に水路が埋設）つくられた水を導く暗渠です。用水の取水や内水の排除をするためのもの。洪水時には水路に付けられたゲートが閉められ堤防と一体となって住宅地側に洪水が流入してくるのを防ぎます。

■封鎖人口

出生者数と死亡者数のみを考慮して推計した人口です。

■風致公園

自然環境や景観を守ったり、史跡や名勝、動植物に親しむための公園です。

■保安林

森林のもつ公益的機能の発揮のため、森林法に基づき指定され、立木竹の伐採、土地の形質の変更の制限といった制限が課せられた森林です。

■防災拠点

大規模な災害が発生したときに、被災地において救援・救護などの活動の拠点となる施設です。県・市庁舎、警察・消防署、医療機関、学校、公園など地域の中核となる施設が、都道府県・市町村ごとに防災拠点として指定されています。

■防災座談会

自主防災組織の活性化と住民の防災意識調査啓発を目的に、希望のある自主防災会等へ出向き講座を開催するものです。

【ま行】

■まち中居住

まちの中心部に居住すること。商業や生活サービス機能などを活性化しながら、高齢者になって徒歩圏で生活することや、駅を利用して通勤・通学することができるなどのメリット（利点）を創出します。

■密集住宅地

敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地震時に大きな被害が想定される地域です。

■未利用地

相当期間を経過して未利用又は低利用な状態にある土地です。

【や行】

■ＵＩターン

元々地方で育った人が大都市で働き再び地方に戻るＵターン、大都市で生まれ育った人が地方の企業に転職し移住するＩターンを合わせた言葉です。

■優良農地

農業生産性の高い農地、集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地のことをいいます。

■ユニバーサルデザイン

バリアフリーが障害の除去（障がい者等のための特別な配慮）であるのに対し、ユニバーサルデザインは障がい者や高齢者も含め、誰もが利用しやすいデザインを指します。

■容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合です。

■用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて分類される12種類の都市計画の総称です。都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び高さの限度等を定めます。

■予防的修繕

定期的に点検し、損傷が深刻化する前に補修を実施すること。橋梁の架替えのサイクルも長くなります。

【ら行】

■ライフライン

電力・ガス・上下水などの供給・処理施設、電話などの通信施設、道路・鉄道などの交通施設等のことです。現代の都市的な生活を送るうえで、地域の「生命線」としてなくてはならないものです。

■歴史的景観

歴史的な建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって綾部市らしい歴史と文化を表現し形づくっている景観のことです。

■歴史的資源

史跡・句碑・歌碑、彫刻、茅葺屋根、近代建築物、近代遺産・遺跡、伝統的建築物群保存地区など歴史的な価値の高い資源のことです。

■老朽化住宅

主として居住用に供される建築物等で、その構造や設備が著しく不良であるため、居住用として不適当なものをいいます。このほか、老朽度を築後経過年数と耐用年限を比較して判定し、これに耐火性、接道条件や採光・通風などの測定基準を定めている法律もあります。

■六次産業化

農畜産物の生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売等（三次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業従事者が得ていた付加価値を農

業者が得ようとする取組です。一次・二次・三次＝六次産業。

【わ行】

■ワークショップ

特定の課題について、住民、行政、専門家などが討議し協力してアイデアを出し合う集会です。都市整備の分野では住民参加の有効な手法の一つです。